

令和4年度  
自己点検評価書

令和5(2023)年2月  
静岡福祉大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的等	5
基準 2. 学生	11
基準 3. 教育課程	46
基準 4. 教員・職員	69
基準 5. 経営・管理と財務	77
基準 6. 内部質保証	86
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	91
基準 A. 地域社会に対する貢献活動	91
V. 特記事項	103
VI. 法令等の遵守状況一覧	104
VII. エビデンス集一覧	117
エビデンス集（データ編）一覧	117
エビデンス集（資料編）一覧	117

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 静岡福祉大学（学校法人静岡精華学園）の建学の精神・基本理念

静岡福祉大学の歴史は、明治 36（1903）年に創立した静岡精華学園静岡精華女学校にさかのぼることができる。創立者の杉原正市氏の教育にかける志と熱い思いを当時の建学の精神「時代に即応する新しい人材の育成」にうかがい知ることができる。建学の精神は、平成 16（2004）年に設立した静岡福祉大学へと引き継がれている。

また本学の母体である学校法人静岡精華学園は平成 15（2003）年、学園創立 100 周年を契機に各教育機関に共通する方針として、建学の精神を土台とする教育理念「愛・自立・共生」を掲げた。

静岡福祉大学は、静岡精華学園の建学の精神及び教育理念を引き継ぐとともに、大学独自の基本理念（教育理念）として「福祉力を鍛える」を掲げ、今日に至っている。

### 2. 静岡福祉大学の使命・目的

静岡福祉大学（以下「本学」という。）の使命は、これまで地域社会に果たしてきた役割を踏まえ、地域の社会的なニーズに応えるために、「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現する」ことにある。

すでに開学時には、「教育基本法及び学校教育法に基づき、福祉に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた、有能にして社会の要請に応え得る有為な人材を養成する」ことを目的として掲げていた。

現在、地域社会が抱える生活課題は従来にも増して深刻化し、重層化しつつあることはいうまでもない。それだけに福祉・教育の専門職に課せられる機能もまた、個々のニーズを抱えた福祉・教育サービスの利用者支援にとどまらず、多職種との連携と協働を通じ、地域住民と密接に関わりつつ、社会的な支援を必要とする様々な生活問題を解決に導く等、広がりを見せている。

本学の存在価値は、社会の要請に応えることができる高度な専門性を身につけた人材の養成にある。そしてさらに、福祉に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた有能で実践力のある福祉・教育専門職の活躍を通じて「福祉社会を実現する」ことこそが本学の目指す方向性といえる。

こうした本学の使命・目的、さらには存在価値を反映した方針（ポリシー）として、「アドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針）」「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）」「ディプロマ・ポリシー（卒業の認定に関する方針）」という三つのポリシーを定め、内外に表明している。

### 3. 静岡福祉大学の個性・特色

本学の個性・特色は「一人ひとりに寄り添った人間形成教育を重視し福祉力を鍛えるとともに地域福祉活動を推進する」である。福祉力とは、年齢や障がいにかかわらず、誰もが安心して暮らせるユニバーサルな福祉社会の構築に貢献するために、さまざまなニーズを抱えた利用者の課題、さらには福祉に関連した地域の課題を解決する力であり、それにとどまらず、これからの時代に即応し、地域を支える人材に欠かせない実践的な能力でもある。具体的には以下の能力によって福祉力は構成されている。

1. 知識・技能を身につける力
2. 主体的に学修する力
3. 実践的に課題を発見する力
4. 課題を解決へと導く力
5. 協調と協働を実現する力
6. 表現し創造する力
7. 地域を視野に貢献する姿勢

福祉力は初年次教育をはじめとする本学独自の履修モデルを通じ、アクティブ・ラーニングなどの効果的な授業のなかで身につく能力であり、本学は学生一人ひとりの特性を見きわめながら個別性を重視し、教え育てていくことを在学学生はもとより、全てのステークホルダーに約束する。これらの能力は学修ポートフォリオを活用することによって、学士力と併せて自己評価及び教員による第三者評価という二面から確認することが可能である。

今日では高等教育機関に対する社会の期待も大きく変化した。本学は専門職の輩出にとどまることなく、地域の「知の拠点」として社会貢献活動を重視していく。静岡福祉大学地域連携推進センター（旧：静岡福祉大学地域交流センター）における実績を土台とし、地域が必要とする高等教育の姿をこれからも目指し続ける。「目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」（学校教育法）という本学に与えられた役割を果たすために、本学は常に地域住民とともに歩む姿勢を忘れることなく、行政機関と連携し、NPOを含む関係するさまざまな組織・団体と協働し、さらには特別支援学校を含む教育機関との積極的な提携を今後も推進していく。

## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

本学の前身は、平成 4 (1992) 年に開設した静岡精華短期大学である。21 世紀を控え、女性の社会進出と国際化、情報化に対応する人材の育成を標榜し、国際文化学科と商学科の 2 学科を設置した。開設に当たっては、地域社会の要請に応じて計画が進められ、土地の貸与・提供等、静岡県焼津市の全面的な協力を得た。

その後、社会状況の変化に合わせて、男女共学化を図ったほか、国際化の動向に対応して留学生枠を増やした。一方、地域の要望に応えるためには高齢化社会を見据えた再編成が課題ともなった。そこで、福祉系大学への再編成が検討の俎上に上り、平成 13 (2001) 年、静岡精華短期大学 10 周年記念式典において将来構想を公表するに至った。これは平成 14 (2002) 年 4 月から従来の国際文化学科を廃止し、厚生労働省が所管する介護福祉士養成施設である介護福祉学科を開設するというものである。同時に、より専門性に特化した福祉人材の養成を視野に四年制大学開設の準備を始めた。その結果、静岡福祉情報短期大学への名称変更を経て、平成 16 (2004) 年 4 月、本学が誕生した。

本学は、学校法人静岡精華学園の伝統と教育実績を踏まえ、21 世紀の福祉社会をリードする高度な専門職を輩出することを目指し、1 学部 2 学科（社会福祉学部福祉心理学科、福祉情報学科）としてスタートした。平成 21 (2009) 年 4 月には社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士という福祉分野における三大国家資格の取得を核とする教育カリキュラムを整備するとともに、心理、児童、医療、情報、健康、介護という 6 つの学修分野の最適な組合せに対応した履修モデルを打ち出し、専門性の内容に応じた 3 学科（福祉心理学科、医療福祉学科、健康福祉学科）を設置した。

さらに、平成 27 (2015) 年 4 月には、子どもや家庭を取り巻く生活環境の変化に対応した質の高い幼稚園教諭・保育士を養成する子ども学部子ども学科を設置し、平成 31 (2019) 年 4 月には、社会福祉学部を 2 学科（福祉心理学科、健康福祉学科）に再編成するとともに、子ども学部子ども学科に小学校教諭の養成課程を設置した。

こうした一連の再編成によって、福祉・教育の専門職が対象とする子ども、障がい者、高齢者という広範囲にわたる支援に係る分野を網羅する教育課程、そして専門性を身につける高等教育機関にふさわしい教育体制が整備された。

## 2. 本学の現況

- ・ 大学名 静岡福祉大学
- ・ 所在地 静岡県焼津市本中根 549 番 1
- ・ 学部構成 社会福祉学部 福祉心理学科、健康福祉学科、医療福祉学科  
 ※医療福祉学科は、平成 31（2019）年 4 月より募集停止  
 子ども学部 子ども学科

### ・ 学生数、教員数、職員数

#### ①学生数

学部	学科	入学定員	編入学定員		収容定員	在籍者数				合計
			2年次	3年次		1年生	2年生	3年生	4年生	
社会福祉	福祉心理	100	2	2	410	123	87	101	86	397
	医療福祉	—	—	—	—	—	—	—	1	1
	健康福祉	60	2	2	250	30	23	27	20	100
社会福祉学部合計		160	4	4	660	153	110	128	107	498
子ども	子ども	70	—	—	280	43	43	66	45	197
子ども学部合計		70	—	—	280	43	43	66	45	197
大学合計		230	4	4	940	196	153	194	152	695

#### ②教員数

学部	学科	専任教員数						兼任教員数
		教授	准教授	講師	助教	助手	合計	
社会福祉	福祉心理	9	1	5	0	0	15	34
	医療福祉	(1)	0	0	0	0	(1)	
	健康福祉	6	3	2	0	0	11	
社会福祉学部合計		15	4	7	0	0	26	28
子ども	子ども	4	3	4	2	1	14	
子ども学部合計		4	3	4	2	1	14	
大学合計		19	7	11	2	1	40	62

※カッコ内は、兼担専任教員数

#### ③職員数

	正職員	嘱託	非常勤	派遣	合計
人数	27	0	6	0	33

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

##### 1-1-④ 変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

静岡福祉大学（以下「本学」という。）の使命は、建学の精神・基本理念（教育理念）に基づき「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現する」と明確に定め、本学の大学案内及びホームページに明示している（【資料 1-1-1】、【資料 1-1-2】）。

次に、本学の目的は、経営母体である学校法人静岡精華学園の寄附行為第 3 条に示されている目的「この法人は、教育基本法及び学校基本法に従い、学校教育を行い、時代に即応する新しい人材を育成することを目的とする」に基づき、学則第 1 条に「静岡福祉大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、福祉に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた、有能にして社会の要請に応え得る有為な人材を養成することを目的とする」と規定している（【資料 1-1-3】、【資料 1-1-4】）。

また、教育研究上の目的は、大学設置基準第 2 条に基づき、学則第 4 条に学部及び学科の目的を以下のとおり、具体的かつ簡潔に示している。

###### 1) 社会福祉学部

社会福祉学部は、福祉力と学士力を修得することで福祉に関する高い知識と優れた技能を併せ備え、福祉社会の実現に寄与する実践力のある専門職を養成することを教育研究上の目的とする。

###### <福祉心理学科>

福祉心理学科では、心の問題を中心とした相談援助技術に関する幅広い学識の涵養を図る。

###### <健康福祉学科>

健康福祉学科では、確かな介護技術を基本に見据え、運動や食育などの健康運動及び医療福祉分野に関する幅広い学識の涵養を図る。

###### 2) 子ども学部

子ども学部子ども学科は、子どもの発達過程を理解し、子どもの未来を見据えた保育に関する幅広い学識の涵養を図ることを教育研究上の目的とする。



使命・目的については、大学案内及びホームページに明示するとともに本学の在学学生や受験生にも周知するために学生便覧や学生募集要項にも掲載している。掲載に当たっては、建学の精神、基本理念（教育理念）とともに分かりやすい文章に換言するなどの工夫を凝らしている（【資料 1-1-1】、【資料 1-1-2】、【資料 1-1-5】、【資料 1-1-6】）。

### 1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、「一人ひとりに寄り添った人間形成教育を重視し福祉力を鍛えるとともに地域福祉活動を推進する」であり、使命・目的や教育目的と整合性がとれた内容になっている。個性・特色の具体的な内容については、使命・目的と同様、大学案内、ホームページ、学生便覧及び学生募集要項に掲載している（【資料 1-1-1】、【資料 1-1-2】、【資料 1-1-5】、【資料 1-1-6】）。

### 1-1-④ 変化への対応

本学は、平成 31（2019）年 4 月に再編成を行った（【資料 1-1-7】）。概要は、次のとおりである。

- 1) 社会福祉学部福祉心理学科及び子ども学部子ども学科の入学定員及び収容定員を増員した。
- 2) 社会福祉学部医療福祉学科を募集停止し、当該学科の専門科目の一部を社会福祉学部健康福祉学科の専門科目に追加した。
- 3) 基礎科目を両学部共通の「全学共通基礎科目」に改めるとともに、キャリア支援教育を充実するために授業科目の改廃及び卒業要件を変更した。
- 4) 子ども学部子ども学科に小学校教諭一種免許状の養成課程を設置した。

上記再編成は、心理系の国家資格である公認心理師が誕生したこと、本学所在地である静岡県・静岡県教育委員会が「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する方針」を示しているなど、本学を取り巻く社会情勢の変化に対応するためのものである（【資料 1-1-8】）。

これらの再編成に対応するために、学内の検討組織である「静岡精華学園みらい躍進計画推進特別委員会」を中心に、建学の精神・基本理念（教育理念）、使命・目的に基づいて個性・特色及び三つのポリシーの見直しを行った（【資料 1-1-9】）。

その後も年度ごとに、社会情勢を踏まえ、使命・目的、教育目的及び三つのポリシーの見直しの必要性に関し協議している（【資料 1-1-10】）。

### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、学校法人の新たな中期計画「静岡精華学園みらい躍進計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」の策定に当たり、「静岡福祉大学の近未来ビジョン～明日を創るための 10 の主題～」を策定した（【資料 1-1-11】）。

その中に、教育理念、三つのポリシーに関する検討が必要との指摘がなされている。その指摘に対応するため、令和 4（2022）年度に就任した学長のリーダーシップの下、令和 5（2023）年度の改正を目標として、見直しの検討を実施するものとする。

## 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

### 1-2-② 学内外への周知

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

#### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の目的及び教育目的は、学則によって規定されているが、その学則を改正する場合は、学内の承認だけではなく理事会での承認を得る必要がある。

学則改正までの具体的な流れは、次のとおりである。

まず、本学の管理運営に関する重要事項を審議する組織である「運営協議会」で学則改正に関する審議を行う（【資料 1-2-1】）。運営協議会で承認を経た後は、教授会においても審議し、議を経ることとなっている。

次に、運営協議会及び教授会の議を経たうえで、学長が学則改正を承認した場合は、理事会及び評議員会に学則改正に関する議案が上程される。

最終的に、理事会で承認を得て、改正された学則が施行されることとなっている（【資料 1-2-2】）。

このように、本学の目的及び教育目的については、審議から決定に至る過程において必ず役員、教職員が関与する仕組みとなっている。すなわち、理解と支持を得るためのプロセスが確立されている。

##### 1-2-② 学内外への周知

まず、学内における周知方法は、在学生及び教職員への学生便覧の配付である。具体的には、学生便覧の巻頭に、建学の精神・基本理念（教育理念）、使命・目的及び個性・特色を掲載し周知している（【資料 1-2-3】）。なお、建学の精神・基本理念（教育理念）、使命・目的及び個性・特色については、学生にわかりやすい文面に言い換えている。

その他、学内施設の入口付近等に建学の精神等を掲示しているほか、学科によっては初年次教育科目「基礎セミナーⅠ」においても基本理念（教育理念）である福祉力を中心に説明の場を設けている（【資料 1-2-4】）。



【図 1-2-1 建学の精神等の掲示（管理棟 1 階入口付近）】

次に、学外に対する周知方法は、大学案内及びホームページを活用している（【資料 1-2-5】、【資料 1-2-6】）。加えて、学生募集要項に建学の精神・基本理念（教育理念）等を明示することにより、志願者に配慮している（【資料 1-2-7】）。なお、建学の精神・基本理念（教育理念）については、志願者にわかりやすい文面にしたうえで掲載している。

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学を運営する学校法人静岡精華学園（以下「学園」という。）は、「静岡精華学園みらい躍進計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」と題した中期計画を策定した（【資料 1-2-8】）。

中期計画は、学園の建学の精神「時代に即応する新しい人材の育成」及び教育理念「愛・自立・共生」を念頭に置きながら、少子化、人口減少（生産労働人口減少）、本格的なダイバーシティ、AI・ロボット化といった高等教育機関を取り巻く環境の変化を踏まえ、目指すべきビジョンを「時代を先取りし、社会に支持される学園」と定めている。

その中で、本学は現状と課題を確認したうえで、学園の建学の精神、教育理念、目指すべきビジョンに基づき、次の区分からなる施策を策定している。

- 1) 教学体制
- 2) 学生支援
- 3) 研究体制
- 4) 国家資格等
- 5) 国際交流
- 6) 地域貢献
- 7) キャンパス環境
- 8) 大学運営（A：組織改革、B：働き方改革、C：機構改革）
- 9) 経営改革
- 10) 法人との関係

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の三つのポリシーは、教育理念、使命・目的に基づき、【資料 1-2-9】のとおり定めている。

本学では、毎年度、運営協議会において、翌年度に学内外に公表する三つのポリシーが建学の精神・基本理念（教育理念）、使命・目的、個性・特色の内容を適切に反映したものとなっているか、確認している（【資料 1-2-10】）。

したがって、全てのポリシーの内容は、本学の使命・目的及び教育目的を反映している。

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、【資料 1-2-11】の組織図に示すとおり、使命・目的等に必要な教育研究組織が整備されている。

第一に、学部学科については、2学部4学科（社会福祉学部：福祉心理学科・健康福祉学科・医療福祉学科、子ども学部：子ども学科）を設置し、学部学科名は、大学設置基準に基づいており整合性を確保している。なお、社会福祉学部医療福祉学科は、平成31（2019）年4月より募集停止している。

第二に、学部学科とは別に設置している7つのセンター・室の活動内容等は、次のとおりであり、本学の使命である「福祉・教育専門職の養成」に欠かせない役割を果たしている。

- 1) 情報システム推進センターは、学内情報ネットワークシステムの整備・充実を図り、遠隔授業等の ICT 教育、学生情報システムの活用の推進に寄与している組織である。
- 2) 地域連携推進センターは、学生のボランティア等の実践活動、生涯教育・生涯学習の発展への貢献活動、地方自治体や各種団体・機関等と連携し地域の課題解決に向けた活動等を実施するための組織である。
- 3) 福祉・心理実習センターは、主に社会福祉士などの福祉系国家資格を目指す学生の実習教育の充実を目的として、実習機関・施設との密接な連携を図るための組織である。
- 4) 保育・教育実習センターは、保育士資格、幼稚園教諭及び小学校教諭を目指す学生の実習教育の充実を目的として、実習機関・施設との密接な連携を図るための組織である。
- 5) 学生サポートセンターは、学生の学修と学生生活に関し細やかなサポート体制を構築するとともに、障がいのある学生たちを支援するための組織である。
- 6) 国家資格試験対策センターは、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士及び保育士の国家資格試験対策に関する諸事業を実施し、国家資格試験合格を支援するための組織である。
- 7) 教員採用試験対策室は、子ども学部子ども学科で養成している小学校教諭一種免許状の教員採用試験対策に関する諸事業を実施し、公立小学校の採用試験合格を支援するための組織である。

最後に、本学の教育研究、管理運営に関する検討及びセンター・室業務の推進を図るために、委員会及び専門部会を組織している。

以上より、本学の教育研究組織である学部学科、センター・室、委員会及び専門部会については、全て使命・目的及び教育目的に基づいて設置しているといえる。

### (3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 4（2022）年度より、新学長が就任したことに伴い、センター・室をはじめ、委員会、事務部の組織を改編した。主な改編は、次のとおりである。

- 1) 心の相談センター、産官学連携推進センター及び地域交流センターを統合し、地域連携推進センターに改めるとともに、他のセンターの名称も変更した。
- 2) 事務部組織に関し、学生・教務課を学生支援課と教務課に、入試・キャリア支援課を入試広報課とキャリア支援課に分けるとともに、学生及び教職員の健康増進を図るため、新たに健康推進課を設置した。
- 3) 企画広報課を企画戦略課に名称変更し、主に学長特命事項を担当する組織に改めた。
- 4) FD 委員会と SD 委員会を統合し、FD・SD 委員会に改めた。

これらの改編の目的は、学園の中期計画である静岡精華学園みらい躍進計画（令和 3 年度～令和 7 年度）の達成に向けた、業務の効率化・円滑化、改善に向けたスピードアップである。令和 4（2022）年度については、改編初年度のため課題が出る可能性もあるが、学長のリーダーシップの下、学部長、事務部長が学長の補佐役となり、適宜、解決に向けた協議を行うとともに、中期計画の達成のための施策を推進するものとする。

### 【基準 1 の自己評価】

本学は、建学の精神・基本理念（教育理念）に基づいた使命・目的及び教育目的を明確に定めるとともに、個性・特色を反映したものとなっている。また、これらをわかりやすく換言した三つのポリシーを学内外に公表していることは評価できる。

また、教育研究組織に関しても、使命・目的及び教育目的との整合性を図り、効果的な運営体制を目指している。

さらに、令和 4（2022）年度に学長のリーダーシップの下で組織改編を行ったことは、中期計画「静岡精華学園みらい躍進計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」に掲げられている施策を確実に実行するための姿勢が表れている。

以上のことから、基準 1 を満たしていると判断する。

## 基準 2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

本学のアドミSSION・ポリシーは、建学の精神、基本理念（教育理念）、使命・目的及び教育研究上の目的に基づき策定している。策定に当たっては、受験生、保護者、高校教員等にわかりやすい文面とした。

また、周知方法は、ホームページ、大学案内及び学生募集要項を活用し広く発信している（【資料 2-1-1】、【資料 2-1-2】、【資料 2-1-3】）。

#### 2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では前述のアドミSSION・ポリシーにしたがって、多様な学生を受け入れるための入試方法を設けている。筆記試験では基礎学力や高校までに学んだ内容を身につけているか、面接試験では入学への意欲や入学後の目的意識などを、学力試験、アドミSSION・ポリシーに基づく質問、作文や小論文を通じて、本学にふさわしい資質及び能力を身につけているかを選考している。なお、令和 2（2020）年度にアドミSSION・ポリシーに沿った入試方法の適格性について客観的かつ公平性の観点から検証するため、アドミSSION・ポリシーと照らし合わせ全入試区分の評価基準及び評価項目の検討・見直しを実施し、令和 3（2021）年度には確認を行った（【資料 2-1-4】）。

具体的な入試方法は、以下のとおりである。

##### 1) 総合型選抜入試

本学の建学の精神、基本理念（教育理念）等を理解したうえで入学への意欲が高く、入学後も目的意識を持って取り組むことができる学生を求めるもので、書類審査と面談に時間をかけて、志願者の適性・能力・意欲・目的意識等を総合的に評価する。総合型選抜入試の出願は、総合型選抜入試の理解を深めるために、オープンキャンパス（対面又は Web）で開催される総合型選抜入試ガイダンスに参加すること等を条件として、受け付けている。入試内容は、当日実施する作文試験と出願時に提出した志望理由書、事前課題及び調査書に基づく面談によって、本学のアドミSSION・ポリシーと志願者の本学に対するニーズが適合しているか審査する。総合型選抜入試の日程は、社会福祉学部、子ども学部ともに、A 日程、B 日程、C 日程の 3 回に分け実施している。

##### 2) 指定校推薦入試

入学実績のある高校を中心に、指定校制での入試制度を実施している。該当する

高校に対しては本学のアドミッション・ポリシーを示し、これに合致し、なおかつ入学後も目的意識を持って取り組むことができる生徒の推薦を依頼している。志願者に対しては、面接（口頭試問を含む）、出願書類審査によって入学の可否を判定する。

### 3) 公募推薦入試

出身学校長からの推薦が得られる者を対象に行っている。小論文、面接及び出願書類を総合して可否を判定する。前期、後期と2回に分けて実施している。

### 4) 内部推薦入試

学校法人の系列校である静岡大成高校の生徒を対象とした入試制度で、学校長からの推薦が得られる者を対象に行っている。高大連携事業として、本学の教員を講師とした「大学福祉講座」を開催し、福祉に対する理解を深める取り組みを行うとともに、本学のアドミッション・ポリシーを示し、これに合致し、なおかつ入学後も目的意識を持って取り組むことができる生徒の推薦を依頼している。志願者に対しては、面接（口頭試問を含む）、出願書類審査によって入学の可否を判定する。

### 5) 一般入試

一般入試では、基礎学力の到達度を評価するために、2科目の筆記試験を実施している。1つは必修科目の「国語総合（古文・漢文を除く）」であり、もう1つは、「コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ、英語表現Ⅰ（リスニングを除く）」、「数学Ⅰ・A」、「日本史B」、「生物基礎」の4科目からの選択である。「国語総合（古文・漢文を除く）」は、全ての専門知識の修得に関し、日本語の理解を前提としているため、基本的かつ重要な科目であるとの判断から必修としている。一般入試は、前期（2日間実施）、中期、後期と延べ4回の日程を設けて実施している。

なお、可否は、2科目の筆記試験の成績、調査書等の出願書類を総合し、判定する。

入試問題の作成に関しては、原則として本学教員が作成することになっているが、例外的に専門性に課題のある科目については外部に委託している。令和4（2022）年度入試に関しては、数学の入試問題5回分（予備問題含む）、英語の入試問題2回分の作成を本学の非常勤講師に委託した。

### 6) 大学入学共通テスト利用入試

大学入学共通テストによる2科目の得点から可否を判定している。2科目のうち「国語（近代以降の文章のみ）」は必修科目で、残りの1科目は、「外国語」、「地理歴史」、「公民」、「数学」、「理科」の教科の中から指定した科目のうち最も高得点だったものを選択する。ただし、「地理歴史」、「公民」、「理科」、「外国語（英語）」は、3つの注意点がある。

ア 地理歴史、公民及び理科は、第1解答科目のみを対象とする

イ 理科について基礎を付した科目は、2科目の合計点を1科目の得点とする

ウ 外国語（英語）は、配点が200点満点のため100点満点に換算する

なお、合否は、2科目の大学入学共通テストの成績、調査書等の出願書類を総合し、判定する。

7) 社会人特別選抜入試（社会福祉学部のみ）

4月1日時点において満23歳以上の者を対象とした試験である。小論文、面接及び出願書類を総合して合否を判定する。

8) 外国人特別選抜入試（社会福祉学部のみ）

4月1日時点において満18歳以上の外国人で、学校教育法施行規則を満たし、日本留学試験を1回以上受験している者を対象とした試験である。小論文、面接及び出願書類を総合して合否を判定する。

9) 編入学試験（2年次・3年次）

2年次編入学試験に関しては、大学を卒業した者もしくは卒業見込みの者、大学の学部で1年以上在籍し、31単位以上修得もしくは修得見込みの者、短期大学を卒業もしくは卒業見込みの者、高等専門学校、専修学校の専門課程を卒業、修了した者もしくは卒業、修了見込みの者を対象に実施し、3年次編入学試験に関しては、大学を卒業した者もしくは卒業見込みの者、大学の学部で2年以上在籍し、62単位以上修得もしくは修得見込みの者、短期大学を卒業もしくは卒業見込みの者、高等専門学校、専修学校の専門課程を卒業、修了した者もしくは卒業、修了見込みの者を対象に実施している。小論文、面接及び出願書類を総合して合否を判定する。

これらの入学者受入れ方法については、学生募集要項に記載するとともにホームページにも掲載し、入学希望者に周知している（【資料2-1-5】、【資料2-1-6】）。また、オープンキャンパスにおいても説明するとともに、静岡県内及び近隣の高等学校を対象に開催した高校教員対象説明会では、資料の提供を行っている（【資料2-1-7】、【資料2-1-8】）。

入学者受入れのための各入試については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じたうえで実施することとした。また、新型コロナウイルス感染症等の罹患により受験ができなかった者については、別日程への受験に振り替えることができることとした（【資料2-1-9】、【資料2-1-10】）。

入学者受入れ方法に関しては、「静岡福祉大学入学者選抜規程」に基づき、入試委員会が入試日程、内容、選考方法等を立案し、教授会の議を経て学長が決定した後、教職員に周知している。また、合格者判定については、この規程に基づいて入試委員会によって合否原案を作成し、教授会の議を経て、学長が決定している（【資料2-1-11】）。

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の過去3年間の入学者の推移は、【表2-1-1】に示したとおりである。

新型コロナウイルス禍においてさまざまな取組みを実施したものの、令和4（2022）年度の大学全体での入学者数は196人となり、入学定員充足率は、85.2%にとどまった。



【表 2-1-1】 過去 3 年間の学部学科別入学者数

学 部	学 科	入学定員	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
社会福祉	福祉心理学科	100	103	89	123
	健康福祉学科	60	28	24	30
	社会福祉学部計	160	131	113	153
子ども	子ども学科	70	78	46	43
	子ども学部計	70	78	46	43
大 学 合 計		230	209	159	196

具体的には、大学全体では、前年比で 37 人の増加となった。学科別に見ると、福祉心理学科は 34 人の増加、健康福祉学科は 6 人の増加、子ども学科は 3 人の減少となっている。また、入学定員充足率は、福祉心理学科が 123%と定員充足したものの、健康福祉学科 50%、子ども学科 61%といずれも大幅な未充足となった。未充足の主な要因は、入試改革及び新型コロナウイルス禍 2 年目となった令和 4 (2022) 年度入試は、国公立大学を含め全国的に入試の早期化に拍車がかかり、年内入試での定員確保に大きくシフトした傾向にあること、短期大学、専門学校との差別化が不十分であったことなどが考えられる。

次に、過去 3 年間の学部学科別収容定員の充足率は、【表 2-1-2】に示したとおりである。社会福祉学部の収容定員充足率は、令和 2 (2020) 年度から令和 4 (2022) 年度にかけて、0.71、0.70、0.75 であり、子ども学部は、0.87、0.78、0.70 であった。大学全体の収容定員充足率の推移は、0.75、0.72、0.74 であった。

高等教育の修学支援新制度の機関要件として、収容定員充足率が 0.80 という要件があることから、本学では 0.80 以上をひとつの目安としているが、令和 2 (2020) 年度より 3 年連続して下回っている。

【表 2-1-2】 過去 3 年間の学部学科別収容定員充足率

学 部	学 科	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
社会福祉	福祉心理学科	0.96	0.91	0.97
	医療福祉学科	0.40	0.45	—
	健康福祉学科	0.44	0.42	0.40
	社会福祉学部計	0.71	0.70	0.75
子ども	子ども学科	0.87	0.78	0.70
	子ども学部計	0.87	0.78	0.70
大 学 合 計		0.75	0.72	0.74

本学が学生受入れ数を維持するために実施した取組みは、以下のとおりである。

1) 広報委員会の機能強化

これまでの広報委員会における協議内容は、オープンキャンパスの運営に関するものが中心となっていたが、内容を拡大し、入学者受入れに関する方策等に関する協議も行うこととした。

## 2) 新型コロナウイルス禍におけるオープンキャンパスの実施

当初計画は、来場型として半日オープンキャンパスを4回、1日オープンキャンパスを6回、計10回のオープンキャンパスを計画した（【資料 2-1-12】）が、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、Web 及び来場型の両建てでオープンキャンパスを実施した（【資料 2-1-13】）。

### ア Web オープンキャンパスの実施

新型コロナウイルス禍 2年目となった令和 3（2021）年度は、来場型が実施できない状況においても本学の学びの特徴や学内の雰囲気を実際に高校生等に届けることを目的に、本学のホームページに掲載している「模擬授業の様子」や「キャンパスツアー」などのコンテンツを更新した。

また、令和 3（2021）年 8 月からは、「総合型選抜入試ガイダンス」をコンテンツに加え、受験機会が失われないよう対応した。

### イ 来場型オープンキャンパスの実施

令和 3（2021）年度は、4月 25 日、6月 6 日、7月 17 日、7月 18 日、8月 1 日、10月 17 日、12月 19 日、3月 21 日の 8 回、完全予約制による人数制限、開催時間短縮等の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を施したうえで開催した。内容は、学科説明、学科分科会（模擬授業・在学生インタビューなど）、入試説明、総合型選抜入試ガイダンス、個別相談等のプログラムであった。また、各学科の個別相談は学生と教員が一緒になり、高校生等の相談に応じることで、本学の強みである教員と学生の近さをアピールした。

### ウ LIVE 配信型オープンキャンパスの実施

当初来場型にて開催を予定していた 8月 22 日、9月 26 日について（【資料 2-1-7】）、緊急事態宣言が発令されたことに伴い LIVE 配信にて情報発信を行った。内容は、学科説明、学科分科会（模擬授業・在学生インタビュー・座談会・キャンパスツアーなど）、入試説明などであった。特に座談会企画は、学科分科会の流れを引き継ぎながら、よくある質問など LIVE 配信型ならではの企画を行い、情報提供を行った。

## 3) 静岡福祉大学児童福祉スカラシップ制度による学生の受入れ

社会的養護が必要な入学者の施設設備維持費を免除し、入学時準備金の給付を行うことにより、その継続的な修学を奨励し、有為な人材を育成することを目的として、本学独自の「静岡福祉大学児童福祉スカラシップ」を実施している。児童スカラシップ生の対象となるのは、受験時に児童福祉法第 41 条に規定する児童養護施設に入所している又は同法第 6 条の 4 に規定する里親に養育されている者であって、高等学校

の成績が、別に定める基準以上であること、静岡福祉大学入学者選抜規程第3条の公募推薦入学試験（前期日程に限る）に合格した者の中から、入学試験の成績が児童福祉スカラシップの要件を満たす者のうち、社会福祉学部及び子ども学部を通じて上位2位以内であることが要件となっている（【資料 2-1-14】）。

学生募集に当たってはリーフレットを作成し、静岡県内の社会福祉協議会、公民館、交流センターや静岡県内及び静岡県隣接県の児童養護施設などに送付している（【資料 2-1-15】）。過去3年間の児童福祉スカラシップ生の入学者は【表 2-1-3】に示したとおりである。

【表 2-1-3】 過去3年間の学部学科別児童福祉スカラシップ入学者数

学 部	学 科	令和2年度	令和3年度	令和4年度
社会福祉	福祉心理学科	0	1	2
	健康福祉学科	1	0	0
子 ども	子ども学科	1	0	0
大 学 合 計		2	1	2

#### 4) 健康福祉学科における施策

健康福祉学科では、学びの魅力を以下の取組みを通して高校生及び保護者並びに社会に対して発信し、定員充足に努めた。

##### ア 高校出前授業（模擬授業）の実施

静岡県内4か所の高校に対して、介護福祉に関連する出前授業（模擬授業）を実施した。当初は6校を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2校が中止となった（【資料 2-1-16】）。

##### イ 静岡県社会福祉人材センター主催「福祉のしごと学び体験ツアー」への派遣

静岡県内の中学生、高校生及びその保護者並びに学校教員に対して福祉の職場への理解を深め、福祉分野への進路意識を高めることを目的とした「福祉のしごと学び体験ツアー」に、本学教員と介護福祉士を目指す在学生1名を派遣した。「静岡福祉大学生からのメッセージ」というテーマでは、中学生、高校生、保護者に対して、本学のPR、大学で介護を学ぶことの重要性やその魅力を伝えた（【資料 2-1-17】、【資料 2-1-18】）。

##### ウ 魅力ある学科教育に向けた取組み

現在の健康福祉学科の更なる学びの魅力や付加価値、また地域貢献に繋がる取組みとして、①障がい形態別支援技術系科目の新規設置、②課題発見スタディ（大学祭 学科企画）、③アニマルセラピー（動物介在活動・教育・療法）を導入したカリキュラム（プログラム）の新規設置、④暮らしを支える生活文化を伝えるための企画、⑤健康福祉学科企画講演会の開催、⑥地域福祉施設への介護人材派遣協力体制の構築の6つのプロジェクトを検討した（【資料 2-1-19】、【資料 2-1-20】）。

5) 子ども学科における施策

子ども学科では、学びの魅力を以下の取組みを通して高校生及び保護者並びに社会に対して発信し、定員充足に努めた。

ア 高校出前授業（模擬授業）の実施

静岡県内3か所の高校（静岡大成高校・焼津高校・富岳館高校）に対して、幼児教育・保育学に関連する出前授業（模擬授業）を延べ4回実施した（【資料 2-1-21】）。

イ Web オープンキャンパスにおける取組み

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、8月22日、9月26日のオープンキャンパスは、LIVE 配信型オープンキャンパスとなった。その際、教員が単独でコンテンツ（学科説明・模擬授業・座談会）を行うのではなく、複数教員及び学生が協働し、参加する高校生や保護者に学科の内容や魅力ができるだけ伝わるように工夫した。また映像機材（ビデオカメラ、スイッチャー等）を複数導入し、動画配信サイトやテレビ番組の様な構成内容で配信することにより、参加者が視聴しやすい環境を整えた（【資料 2-1-22】）。

ウ 来場型オープンキャンパスにおける取組み

令和3（2021）年12月19日、令和4（2022）3月21日、令和4（2022）年4月24日のオープンキャンパスの学科分科会において、複数教員及び在学生在が協働し模擬授業を行った。「季節の行事を考える」、「劇遊び」、「表現あそび」といった表現系の授業を展開し、在學生と高校生（保護者含む）が一緒に活動・体験することにより、実際の授業をより分かりやすく伝えることができた（【資料 2-1-23】）。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

令和3（2021）年度に実施した全入試区分の評価基準及び評価項目の検討・見直しを踏まえて、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの検証をするために、IR機能を有する企画戦略課と協働し、入試区分ごとの卒業時GPA、退学率、就職状況等のデータを把握し、検証する予定である。

入学者選抜については、自然災害発生時等に対応するために、「入学者選抜事業継続計画（BCP）」を策定するとともに、ICTを活用した外国人特別選抜入試など、新型コロナウイルス感染症の状況に対応できる体制を確立して受験機会を確保する。また、系列校との高大連携入試改革、子ども学部への外国人特別選抜及び編入学試験（2年次編入・3年次編入）の導入、指定校推薦入試における評価基準の見直し、令和7（2025）年度から開始される新課程入試について検討し、入学者確保に努めるものとする。

健康福祉学科における入学者受入れ対策である「魅力ある学科教育に向けた取り組み」の6つのプロジェクトに関し、令和4（2022）年度は「障がい形態別支援技術系科目」、「アニマルセラピー（動物介在活動・教育・療法）」の新規科目設置に向け、引き続き介護福祉実習委員会及び健康福祉学科において協議、検討を行い、令和5（2023）年4月入学生からの開講を目指す。また、「課題発見スタディ（大学祭 学科企画）」の開催に向けては、プロジェクトチームを編成してその内容と方法を検討し、令和4（2022）年

11 月開催予定の大学祭（静福祭）での学科企画イベントを計画する。「暮らしを支える生活文化を伝えるための企画」及び「健康福祉学科企画講演会の開催」においてもプロジェクトチームを編成し、社会資源の調査とその効果、内容等の検討を継続して進めていく。さらに、「地域福祉施設への介護人材派遣協力体制の構築」では、高齢者施設（実習対象施設）へのヒアリングを通して、ニーズの把握、また対象学生の意向を確認し、体制作りの可能性を検討していく。

また、オープンキャンパスや入試におけるマスクの着用、手指消毒、ソーシャルディスタンスなどの新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を継続するとともに、ICT等を活用した Web コンテンツの充実、SNS 等を活用した情報発信をより充実させていくこととする。

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では、教職協働による全学的な学修支援体制として、以下の制度の導入、取組みを行っている。

#### 1) 入学前準備教育

入学前の基礎能力を上げるために、入学前準備教育を実施している。入学試験の合格者は、学部ごとに指定された講座を自宅でテキストと講義 DVD を見て学習することができる（【資料 2-2-1】）。令和 4（2022）年度入学者の受講希望者数は、社会福祉学部が 70 人、子ども学部が 26 人であった。加えて、福祉心理学科入学予定者には、「心理学ワープロ・表計算」として、Word や Excel の基本的なスキルを身につけることを予定していたが、新型コロナウイルス禍のために中止した（【資料 2-2-2】）。

#### 2) 履修指導及び相談

例年各学部学科では、全学生を対象としたオリエンテーションを年度当初に行っており、令和 4（2022）年度は、新入生に対しては 4 月 4 日の入学式終了後から 4 月 7 日までの 4 日間、事務部ガイダンス、健康診断、学科ガイダンス等を実施した。また、2～4 年生の学生に対しても同様に、同期間中にオリエンテーションを実施した（【資料 2-2-3】）。

この学科ガイダンスの際、学科担当教員が個々の学生に対して履修及び学修方法に関する相談、指導について個別対応を行っている（【資料 2-2-4】）。

### 3) オフィスアワー制度

本学では、全学的にオフィスアワー制度が実施されていることを学内の掲示板、学生専用のポータルサイト、学生への一斉メールにより知らせるとともに、具体的な担当教員ごとの曜日及び対応時間を周知している。

オフィスアワーは、原則として専任教員（特任教員を除く）が授業及び試験期間中に30分以上の時間を週2回又は90分の時間を週1回設けている（【資料 2-2-5】）。

令和3（2021）年度のオフィスアワーの相談件数は、467件であった。令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策による在宅での授業対応を行った影響もあり相談件数が370件であったが、令和3（2021）年度は97件増加した（【資料 2-2-6】）。

相談内容としては、「学業」に関することが最も多く、全体の約半分を占めている。それ以外では「進路」20%、「対人関係」6%、「学生生活」6%、「心の悩み」10%、「その他」6%となっている。特に、学生の「心の悩み」に関する相談件数が令和2（2020）年度と比べ倍増した。

### 4) 保護者懇談会

本学での学びと学生生活を伝えることを目的に保護者懇談会を開催している。また、本学の保護者懇談会は、教育機関と学生の関係にとどまらず、保護者を加えた三者による学修支援も意図している。

毎年実施する保護者懇談会は、保護者に対し、保護者の役割が重要であることを訴えるとともに、教育内容・就職事情等の情報を伝えている。また、保護者が抱えている日頃の疑問点や悩みに関し、直接教職員が相談に応じる場となっている。

開催時には、保護者に対しアンケート調査を実施し、満足度、本学の強み・弱み、期待することなどを聞くことにより、本学の運営に対する参考資料としている。

なお、令和3（2021）年度については、例年とは異なり新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、対面での開催を中止し、保護者からの質問等について電話にて回答を行う形での対応となった（【資料 2-2-7】）。

### 5) 授業アンケートによる授業改善

本学では、大学の教育の質向上を図ること及び教育環境の整備に資する資料を得ることを目的とし、「学生による授業アンケート」を学期ごとに実施している。学生からの質問やコメントに対して、授業を担当する教員が授業改善に向けた取組みを回答書として作成し、次年度の授業改善に役立てている。

令和2（2020）年度よりアンケート方式をマークシート方式からWeb方式に変更したことにより、アンケート用紙の印刷の必要もなく従来よりも早く集計結果のフィードバックが可能となった。なお、令和3（2021）年度については、新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、従来どおり前期、後期とも実施することができた。実施した後、授業アンケートの集計結果を教員に返却し、授業改善に結びつけるため担当した授業の「回答書」の提出を求めている（【資料 2-2-8】）。

## 6) 学生サポートセンター

これまで学生支援総合センターという名称であったが、令和4(2022)年4月から「学生サポートセンター」へと名称を変更した。学生サポートセンターは、「本学学生が学生生活を健康で充実したものとするために、学生支援業務(以下「学生サポート」という。)を行うこと」と「障がい学生に対して、公正な教育を保障し、学生生活における支援(以下「障がい学生サポート」という。)を積極的に推進すること」の2つを目的として、設置している。

学生サポートでは、大学生生活全般に関する相談支援業務として、学生から本学に対する意見や要望を聴き取り、その内容に応じて関係各署や教職員と情報共有し、連携を図りながら解決に向けた取組みを行っている。

一方、障がい学生サポートでは、支援を希望する障がい学生に対して、入学前から入学後の諸手続きに関する支援、学修するに当たっての特別措置申請の手続き支援及び申請内容の対応に関する審議並びに申請承認後の授業科目担当教員への措置内容の周知、本学施設・設備の点検と整備に向けた検討などを行っている(【資料2-2-9】)。実際に講義、定期試験において実施している措置内容は、次のとおりである。

### ア 講義に関する支援

ノートテイク、教室内座席確保、特別措置申請による授業担当教員への病状等の周知(途中退室・再入室への理解を含む)、講義で配布する資料の書式変更や拡大印刷・データの事前提供、講義レジュメや資料の点字変換(外部委託)

### イ 定期試験に関する支援

別室受験、指示カード提示、試験時間延長、試験問題拡大、途中退室、点字変換及び墨字変換(外部委託)

また、本センターに「学生相談室」を設けており、週3日間(月・水・木曜日の午後)、精神保健福祉士・社会福祉士有資格のソーシャルワーカーと臨床心理士・公認心理師有資格者のカウンセラーによる相談対応を行い、学生サポートと障がい学生サポートの両方の役割を担っている(予約制)。学生は、心身の不調を感じると、まずは健康推進課が所管する保健室を訪室するため、健康推進課の事務職員(うち1人は看護師有資格者)が学生から状態や主訴などを聴き取り、専門家への相談が必要と判断した場合には、学生本人にその旨を説明し、同意のもとソーシャルワーカーとカウンセラーによる相談対応につなげるよう支援している。なお、健康推進課では、学生相談室の相談予約の受付と特別措置申請の手続き支援も行っている。学生相談室において緊急性が高い状況であるとソーシャルワーカー又はカウンセラーが判断した場合には、本センター長や健康推進課、学生支援課に連絡があり、学生の所属学科長への情報提供や保護者への連絡など、その都度必要な支援を行っている。ソーシャルワーカー、カウンセラー、本センター委員とで毎月1回定例会議を開催し、「早期介入が必要であると考えられる学生」について情報共有と協議を行い、必要な支援へとつなげている。

このように、本センターは健康推進課、ソーシャルワーカー、カウンセラー及び学生支援課と日常的に情報共有し連携を図りながら、学生支援にあたっている(【資料2-2-10】)。

#### 7) 中退者・休学・留年対策

1年次必修科目「基礎セミナーⅠ」及び「基礎セミナーⅡ」において、クラス担当教員を配置し、学生の出席状況を把握している。欠席が3回になった学生には、クラス担当教員が連絡し、面談を行っている。また、成績不良者及び留年している学生は、前後期が始まる前に面談を行っている。早期に学生支援を行うことで、休学・留年・中途退学防止に努めている（【資料 2-2-11】）。

こうした中途退学防止に努めた結果、令和2（2020）年度までは中途退学者・除籍者は減少傾向だったものの、令和3（2021）年度は中途退学者・除籍者が35名となり、令和2（2021）年度と比べ14名の増となった（【資料 2-2-12】）。特に子ども学部の退学者が倍増となっており、主な退学の理由として、就職への進路変更、経済的困窮による退学者が増えている（【資料 2-2-13】）。

#### (3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

今後、よりきめの細かな学修支援を実現するためには、学生の授業科目ごとの出席状況、希望進路、修学記録等の情報を収集し、的確に活用する仕組みが欠かせない。本学のポータルサイト（製品名：Active Academy Advance）の活用により、全教員が出席状況を本システムに入力することにより、より確かな出席状況を把握することができる。このことにより、学科ごとに早期の対応やよりきめ細かい学修支援を実現することができる。

また、保護者懇談会については、令和4（2022）年度には、アンケート等を通じて保護者のニーズや大学への期待を含む率直な声を拾い上げ、分析する予定である。

さらに、現在、大学としてTA・SAが制度化されていないため、導入に向けて今後検討を行っていく必要がある。

### 2-3. キャリア支援

#### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

##### (1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

##### (2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

##### 1) キャリア形成支援教育及び就職支援

###### ア キャリア形成支援教育

2年次前期の「キャリア支援Ⅰ-A」では、学生生活及び将来のキャリアデザインを通して社会人としての基礎力を身につけ、2年次後期の「キャリア支援Ⅰ-B」では、知識の修得にとどまらず集団討論や自らのキャリアデザインの発表により、キャリアデザインを実践していくことを目指している（【資料 2-3-1】）。

また、3年次前期の「キャリア支援Ⅱ-A」は、社会全体の変化を捉え、就職活動について多面的に理解するとともに、現実的な手法を体得することをテーマとし、



3 年次後期の「キャリア支援Ⅱ－B」は、就職活動の実践力を身につけることを目標としている（【資料 2-3-2】）。特に、「キャリア支援Ⅱ－B」では、①企業・施設・公務に対する知識・情報の獲得を図り「企業研究、仕事研究」を進める、②学生は個々人のライフプラン・キャリアプラン形成に結び付ける、③学生が企業・福祉・公務と直接面談することにより、適切な言葉づかい、マナーの向上等、社会人基礎力の養成を図ることを目的に、企業・福祉・公務などを招いて「学内企業施設研究セミナー」を毎年度開催している。令和 3（2021）年度は、12 月 1 日に実施し、合計 38 の企業・福祉・公務などが参加した。開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、1) 来場者全員に対して会場入口での検温、マスクの着用と手指消毒の徹底を行う、2) 令和 2（2020）年度と同様、参加企業等を半減させてブース間の距離を保つ、3) シールドを設置し飛沫感染の防止に努める、4) 時間ごとに予約制とし学生の密を避ける、5) 参加企業等は、予約学生への説明が全て終了した時点で随時退席する、6) 移動時間や休憩時間は窓とドアを開放し換気に努める等の配慮をして実施した（【資料 2-3-3】）。

一方、4 年次に設けている「キャリア支援Ⅲ－A・B」は選択科目であり、時事問題解説「ニュースと歴史を通して世界と日本の今を読み解く」をテーマに、社会への関心をより仕向け、考える力、自身の意見をまとめ、第三者に伝える力を養成することを旨とした内容である（【資料 2-3-4】）。

事務部キャリア支援課では、「キャリア支援Ⅰ－A・B」、「キャリア支援Ⅱ－A・B」の授業において、主に講師の手配及び試験関係の発注等を行い、円滑な授業のフォローを行っている。

具体的には、次の授業において講師の手配を行った。

(ア) 「キャリア支援Ⅰ－A・B」

- ・令和 3（2021）年 6 月の福祉職セミナー（静岡県社会福祉協議会）
- ・令和 3（2021）年 7 月の福祉現場の実際（県内 6 法人）
- ・令和 3（2021）年 11 月の公務員セミナー（焼津市役所・東京アカデミー）

(イ) 「キャリア支援Ⅱ－A・B」

- ・令和 3（2021）年 6 月の民間企業・福祉業界のインターンシップについて（県内 6 法人）
- ・令和 3（2021）年 11 月の身だしなみ研究セミナー（洋服の青山・花王）
- ・令和 3（2021）年 12 月の履歴書写真撮影（スタジオピクチャーズ）、保育現場が求める人材像（六合福祉会）
- ・令和 4（2022）年 1 月の内定者報告会（内定 4 年生）

また、試験教材においては、「キャリア支援Ⅰ－B」では令和 3（2021）年 11 月のキャリアデザインツール適性診断 MATCHplus、令和 4（2022）年 1 月の就職能力試験の手配を行い、「キャリア支援Ⅱ－A・B」では令和 3（2021）年 7 月のマイナビ能力試験、令和 3（2021）年 11 月の履歴書攻略トライアルの手配を行った（【資料 2-3-5】）。

## イ 就職支援

令和4(2022)年3月に卒業した学生の、令和4(2022)年4月末現在の就職率は、【資料2-3-6】のとおり95.2%である。進路先の状況は、福祉施設や病院等の医療・福祉現場への就職が就職者全体の77.9%、民間企業(幼稚園を含む)が19.3%、公務員が2.9%の割合である。

これらの数字を達成するうえで一定の役割を果たしているのが事務部キャリア支援課である。事務部キャリア支援課では、教育課程外としても以下のサポートを行っている

### (f) キャリア・コンサルタントによる就職活動支援セミナー (【資料2-3-7】)

就職活動支援セミナーでは、①就職に関する疑問や悩み等の相談に応じ、学生が自信を持って就職活動ができるよう支援する、②学生の就職活動の状況を把握し支援に結びつける、③最新の就職情報を提供し、就職のミスマッチを防ぐため学生の意向に沿った就職活動を支援する、④学生の就職活動へのモチベーションの向上を図ることを目的に、4年生175人に対して、令和3(2021)年5月と6月に個別相談、令和3(2021)年7月に公務員セミナーと就職セミナー、8月にリスタート講座を実施した。また、3年生152人に対しては、令和4(2022)年2月に就職セミナーにてグループ面談、令和4(2022)年3月に就職セミナー(個別)にて面接練習・個別相談、令和4(2022)年4月には個別相談を実施した。

### (g) 新型コロナウイルス感染症による影響のフォロー (【資料2-3-8】)

新型コロナウイルス感染症の影響により、Webに変更になった個別説明会や採用試験等に対応するため、会議室やパソコンの貸出しの環境を整えた。また、事務部キャリア支援課での就職相談・書類添削・面接練習(Webを含む)等を予約制で実施し、3密を避けた対応を整備している。

## 2) 国家試験受験支援を含む資格取得支援

本学は、使命である「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現する」に基づき、国家資格をはじめ各種資格を取得することに力を入れており、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士など、社会において専門家として認められ、かつ、実際の職務に役立つ資格が取得できる教育体制を整備している。そして単に養成課程を持っているというだけでなく、国家試験受験対策等資格を取得するための支援も併せて行っている。

### ア 国家資格試験受験支援

社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士及び保育士の国家資格試験対策に関する諸事業を実施し、国家資格試験合格を支援するための学内組織として国家資格試験対策センターを設置しており、以下の支援を行っている (【資料2-3-9】)。

### (f) 社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験受験に関する支援

国家資格試験対策センターの委員は、担当制に基づく定期的な面談相談支援、

委託業者が行う対策講座の業者選定及び講座内容の検討、対策講座の開催に関する日程調整、出席管理及び学生支援、模擬試験の案内、申込みの取りまとめ及び学内での受験機会の提供等を行った。また、学生に対して、対策講座・模擬問題集・業者による模擬試験（1社）の費用助成を行った。

令和3（2021）年度に行った委託業者による対策講座は、社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験共通科目並びに社会福祉士国家試験専門科目の合計19科目に関し、5月中旬から1月中旬までの間に、講義形式の基礎講座、問題を解きながら必須項目の定着を図る予想問題演習及び直前総まとめからなるもので、申込者61人に対して実施した。ただし、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言を受けて本学が令和3（2021）年10月4日～10月30日まで在宅授業となったことから、10月分はeラーニングによる遠隔授業となった（【資料2-3-10】）。例年、対策講座を開始する前には、年間の国家試験対策の説明、かつ学習習慣を身につけることなどを目的とした国家資格試験対策センター委員による国家試験対策スタートアップ講座を行っており、令和3（2021）年度は4月28日に実施した（【資料2-3-11】）。また、受講証を作成し、毎回の講座前には受講証を提出させ本委員が出席管理を行った。また、精神保健福祉士国家試験を受験する学生から、専門科目の講座実施の要望があり、11月20日に外部講師による集中講座を実施した（【資料2-3-12】）。

全国規模の模擬試験については7月25日に中央法規出版の全国模擬試験、10月30日と10月31日の2日間、日本ソーシャルワーク教育学校連盟が主催する全国統一模擬試験（社会福祉士、精神保健福祉士及びダブル受験者が対象）、12月18日に福祉教育カレッジ全国統一模擬試験（社会福祉士、精神保健福祉士及びダブル受験者が対象）をそれぞれ実施した。ただし、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言を受けて本学が令和3（2021）年10月4日～10月30日まで在宅授業となったことから、10月30日と10月31日の日本ソーシャルワーク教育学校連盟の模擬試験は、在宅受験とした。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、希望者には自宅での受験を可能にした（【資料2-3-13】）。

社会福祉士や精神保健福祉士の国家試験を受験する4年生のうち3分の1程度は夏休みに実習へ行かなければならないため、8月から9月にかけての約2か月間は対策講座を実施することができない。そのため模擬問題集等の書籍を配付し、この期間の宿題として取り組ませた（【資料2-3-14】）。

加えて、国家資格試験対策センター委員は、対策講座の見学、学生への声掛け、対策講座の科目ごとの習熟度を測るための10月6日、11月3日、12月1日の学内模擬試験の実施、1月5日に国家試験に向けての注意事項を説明する直前オリエンテーションの実施、担当教員制による個別面談・相談対応等の支援を実施し、合格率の向上に努めた（【資料2-3-10】、【資料2-3-15】）。

なお、全国統一模擬試験、学内模擬試験の実施に当たっては、その都度危機管理室に開催許可を得て行った（【資料2-3-16】）。

(イ) 介護福祉士国家試験受験に関する支援

介護福祉士国家試験受験対策講座は、国家資格試験対策センターで年間の講座内容について検討し、講座内容と実施時期、教員による役割分担や担当学生を決めて支援等を行っている。

令和3(2021)年度は、例年4月下旬に実施しているオリエンテーションを4月27日に実施し、また遠隔でも支援可能な方法として、国家資格試験対策センター委員が執筆し編集した「学習支援メール」を、毎週火曜日に定期配信した(【資料2-3-17】)。また、令和3(2021)年度から新たに実力テストを設け、5月13日に実施するとともに、本学教員による校内模擬試験を6月17日に実施した。さらに、国家試験と同様の経験をすることが重要であると考え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じながら、7月24日に中央法規出版の全国統一模擬試験を実施した。後期は、令和3(2021)年10月4日～10月30日まで在宅授業となったことから、当初、10月に実施を予定していた校内模擬試験は中止し、中央法規出版の第2回全国統一模擬試験は在宅受験とした。なお、11月27日に実施を計画していた学力評価試験は、予定どおり実施した(【資料2-3-18】)。教員による担当学生への支援については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から対面による個別面談という方法にこだわらず、メールなどによる随時の相談対応を行うこととした。

本学教員による学習支援では不足していると考えられる部分については、外部業者に委託しており、令和3(2021)年度においても継続して招聘している。外部講師による国家試験の受験対策に特化したピンポイントの講座内容は、介護福祉士国家試験受験対策講座の年間計画の中で最も効果的な時期に設定しており、学生たちの知識の整理と関連付けに大変効果的である。令和3(2021)年度は、緊急事態宣言により当初9月下旬に予定した夏季集中講座を10月10日と17日に遠隔授業として、特別対策講座を12月19日に対面授業で外部講師に依頼し実施した(【資料2-3-19】)。

(ウ) 保育士資格の資格取得支援

国家資格の保育士に関しては、本学の社会福祉学部の学生の場合、自主的に国家試験を受験して取得を目指すことになる。

年度初めには社会福祉学部の1年生から4年生を対象に保育士資格取得支援に関するオリエンテーションを行った(【資料2-3-20】)。そこでは、保育士試験の概要や本学の資格取得支援の取組みについて説明した。具体的には次の2点である。まず、保育士国家試験の筆記9科目に関連した本学の開講科目について、社会福祉学部では7科目、子ども学部では20科目が保育士試験筆記9科目のいずれかに対応していることを提示した。次に、保育士試験の筆記試験「保育実習理論」の音楽表現に関わる内容と実技試験の「音楽に関する技術」のピアノ技術については外部講師を招いて受験対策講座を開いており、その受講申込みについて説明した。例年、5月から翌年3月にかけて開講される(【資料2-3-21】)。

(エ) 小学校教員採用試験対策

小学校教員については、令和3(2021)年度から「教員採用試験対策室」を学内に設け(【資料2-3-22】)、学科試験(一般教養、教職教養、小学校全科)及び面接試験の対策講座である「教職講座」を毎週1回、対面及び遠隔で実施し、7人が当該講座に参加した。また、12月には学外業者が実施する模擬試験を受験させ、教員採用試験まであと半年という時点での自らの実力と弱点を自覚させ、弱点克服のための取組みを実施した。さらに、3年生の夏季休業中の9月からは「Webテスト」を毎日1~2問出題し、解答を返信させ、担当者が採点・分析するという形式で学びの習慣化を図る試験対策に取り組んだ。

(オ) その他資格取得支援

国家試験対策用図書として55冊を購入して図書館内の学習支援室に設置し、自習できる体制を整えている(【資料2-3-23】)。

これらの支援の結果として、令和4(2022)年の第34回社会福祉士国家試験においては新卒合格者数が15人、合格率にして28.8%と全国平均合格率31.1%を下回った。また、令和4(2022)年の第24回精神保健福祉士国家試験では新卒合格者数は7人、合格率にして70.0%と全国平均合格率65.6%を上回った。さらに、介護福祉士国家試験においては、令和4(2022)年の第34回は、新卒合格者数14人、合格率にして70.0%と、全国平均合格率72.3%を下回った。その他、社会福祉学部にも所属する学生の保育士資格に関しては、令和3(2021)年度は3名が合格し、保育士資格を取得した(【資料2-3-24】)。

3) インターンシップ

本学は、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、診療情報管理士、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭それぞれの養成課程において実習を行っている。これらの実習によって、仕事内容への理解が深まり職務遂行への意欲や動機づけも高められている。

ア 相談援助実習

社会福祉学部で養成している社会福祉士の資格を取得するための相談援助実習は、本学では3年次又は4年次の夏季に180時間以上かつ23日以上行うことになっており、令和3(2021)年度は、合計42か所の施設・機関で延べ48人が実習を行った(【資料2-3-25】、【資料2-3-26】)。

新型コロナウイルス感染症の対策として、福祉・心理実習センター(旧:福祉実習指導センター)及び保育・教育実習センター(旧:保育・教育実習指導センター)が作成した学生用文書を授業で配付して説明し、学生には実習(事前訪問含む)期間中に「健康チェックシート」を記載させることとした(【資料2-3-27】)。また、実習中の感染事故補償の保険「Will」に加入した(【資料2-3-28】)。実習期間中の帰校日については、オンラインや居住地域(東部、中部、西部)で時間帯を分けて実施した(【資料2-3-29】)。

#### イ 精神保健福祉援助実習

社会福祉学部福祉心理学科で養成している精神保健福祉士の資格を取得するための精神保健福祉援助実習は、精神科医療機関の実習を必須とし、本学では3年次の春季及び4年次の夏季に合計210時間(概ね28日間程度)行うことになっており、令和3(2021)年度は、合計14か所の施設・医療機関で延べ36人が実習を行った(【資料2-3-26】、【資料2-3-30】)。

新型コロナウイルス感染症の対策として、福祉・心理実習センター及び保育・教育実習センターが作成した学生用文書を授業で配付して説明し、学生には実習(事前訪問含む)期間中に「健康チェックシート」を記載させることとした。また、実習中の感染事故補償の保険「Will」に加入した(【資料2-3-28】)。また、実習先の一部の精神科医療機関では、患者への新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の強化がなされ、特に病棟への立入りができない状況から短縮実習及び全日程学内実習となった。したがって、不足する実習時間を厚生労働省の通達に従い学内実習とし、令和3(2021)年度は、夏季に2人が15日間実施した(【資料2-3-31】)。

#### ウ 介護福祉実習

社会福祉学部健康福祉学科で養成している介護福祉士の資格を取得するための介護福祉実習は、本学では1年次の春季に80時間以上、2年次の夏季に160時間以上、3年次の夏季及び春季に200時間以上行うことになっており、令和3(2021)年度は、合計30か所の施設で延べ68人が実習を行った(【資料2-3-26】、【資料2-3-32】)。なお、新型コロナウイルス感染症の対策として、実習機関、学生、保護者に対し本学の対応を書面にまとめ、理解を求めた。また、学生には実習開始14日前から実習終了後14日までの健康状況を記録し、健康管理に注意するよう指導を徹底した。さらに、実習中の感染事故補償の保険「Will」に加入した(【資料2-3-28】、【資料2-3-33】)。

#### エ 公認心理師

公認心理師は、平成29(2017)年9月から全面施行された心理職の国家資格で、平成30(2018)年度から社会福祉学部福祉心理学科で養成課程が始まった。初開講となった令和3(2021)年度は心理実習Aで21.5時間、心理実習Bで13時間の見学実習を行った。見学実習は心理的支援の実務が有効である実態を見ること等を狙いとしている。実習先は教育分野、産業・労働分野、医療・保健分野、司法・犯罪分野、福祉分野の5つの領域に該当する9施設である。履修者は2人であった(【資料2-3-26】、【資料2-3-34】)。

#### オ 病院実習

##### (7) 診療情報管理士

社会福祉学部医療福祉学科で養成している診療情報管理士の資格を取得するための病院実習は、本学では原則として3年次夏季に90時間以上行うことになっ

ている。令和 3（2021）年度は 1 か所の医療機関で 1 人が実習を行った（【資料 2-3-26】）。なお、医療福祉学科の募集停止により、令和 4（2022）年度以降は開講しないことになっている。

(イ) 病院インターンシップ

病院インターンシップは、医療機関で医療ソーシャルワーカーの業務、医事課や地域連携室での業務などを体験するもので、社会福祉学部健康福祉学科の医療福祉科目群の一つとして令和 2（2020）年度から開講する授業科目「病院インターンシップ」を履修することにより体験することができる。本学の場合、5 日間合計 35 時間以上行うこととしている。本学はさまざまな専門職養成をしており、夏季・春季ともに社会福祉士や介護福祉士などのための実習が設定されている。そのため、当該授業科目の履修を希望する学生に対して履修機会を確保するという教育的観点により、前期・後期の 2 期ともに開講する形態とした（【資料 2-3-35】）。

令和 3（2021）年度前期は 1 人が履修し、夏季期間中にインターンシップ体験を行った。後期は 3 人が履修し春季期間中に 3 か所の医療機関でインターンシップ体験を行う予定であったものの、そのうち 2 か所の医療機関においてインターンシップ期間が新型コロナウイルス感染症の影響で延期となった。また、1 か所の医療機関では年度をまたいでインターンシップを実施することになっている（【資料 2-3-36】）。

カ 保育実習

子ども学部において保育士資格を取得するための保育実習は、本学では 2 年次の春季に概ね 10 日、3 年次の夏季に概ね 10 日、3 年次の春季に概ね 10 日行うことになっており（いずれも時間としては 80 時間以上を設定している）、令和 3（2021）年度は、延べ 60 施設 81 人が実習を行った（【資料 2-3-37】、【資料 2-3-38】）。

学生が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対策として、実習中の感染事故補償の保険「Will」に加入した（【資料 2-3-39】）。加えて、実習施設にも新型コロナウイルス感染症の予防対策の理解を得るために、学生自身が感染予防を自己管理するための「健康チェックシート」を記載させるとともに、本学が作成した「実習教育における新型コロナウイルス感染症への対応方針について（実習機関用）」「実習における新型コロナウイルス感染症への対応（学生用）」の内容を遵守させた（【資料 2-3-27】）。さらに、子ども学部独自の配慮として、保育実習・幼稚園教育実習を行う学生に対して、やむを得ず遠方に出かける場合の「行動報告書」（【資料 2-3-40】）、実習先から求められた場合の「行動記録チェックシート」（【資料 2-3-41】）を記載させた。

キ 教育実習

(ア) 幼稚園教育実習

子ども学部において幼稚園教諭資格を取得するための実習は、3 年次の春季に

1 週間、4 年次の 6 月に 3 週間行うことになっており、令和 3 (2021) 年度は、延べ 51 施設 55 人が実習を行った (【資料 2-3-42】)。

新型コロナウイルス禍の影響としては、6 月期は実習期間中に就職活動で県外に出た学生 1 人に待機期間が求められ、不足分を 10 月に補った。また令和 2 (2020) 年度 2 月期に実習ができなかった学生 2 人は 6 月に 4 週間まとめて実習を行った。令和 4 (2022) 年 2 月については、実習時期変更要請が繰り返される中、6 人が実習不可能になり、令和 4 (2022) 年 6 月 (幼保モデル) か 9 月 (幼小モデル) 期実習時に 4 週間まとめて行うことになった。なお、新型コロナウイルス感染症に関する対策は、「カ 保育実習」と同様である。

#### (イ) 小学校教育実習

小学校教諭資格は、令和元 (2019) 年度より養成を開始したため、小学校教育実習は、令和 3 (2021) 年度から本格実施となった。令和 3 (2021) 年度は 3 年生 11 人が出身小学校に対して 4 月～9 月までに延べ 40 時間にわたる「学校体験活動」を実施した。また、11 月から 3 週間にわたって 10 か所の小学校で「教育実習」が実施され、2 人の教員が巡回指導を担当した (【資料 2-3-43】)。教育実習での授業実践力を高めるための授業科目として小学校教育実習指導が通年で実施された。また、学校体験活動の準備や振り返り、体験報告会を実施する授業を 6 回、「学校体験活動」と並行して実施した (【資料 2-3-44】)。

一方、企業等が実施するインターンシップのプログラムについては、県内の福祉施設、民間企業等から活動プログラムの紹介があり、本学では、3 年生の必修科目である「キャリア支援Ⅱ-A・B」の授業において積極的に応募を呼びかけた。具体的には民間企業のインターンシップの紹介として (株) 杏林堂薬局・静岡信用金庫、医療・福祉業界のインターンシップの紹介として、(福) 静岡県済生会・(福) 静岡市社会福祉協議会・(福) 静岡会・(福) 島田福祉の杜の担当者を講師に招きインターンシップ活動プログラムの紹介を行った。その結果、17 人の学生が企業及び福祉・公務を含め 44 社のインターンシップに参加し、令和 2 (2020) 年度に比べ大幅に増加した (【資料 2-3-45】)。

### (3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

#### 1) キャリア形成支援教育及び就職支援

本学は 12 年連続 90%以上と高い実就職率ではあるが、就職を希望しながらも学生の意欲や心身上の理由などから就職が難しい学生も存在する。就職を希望している障がいのある学生に対しては、一つの手段として障害者職業センター及び地域の相談窓口等の機関への利用を促していく。そのために、今後も静岡県中西部発達障害者支援センターCOCO が主催する研修会等に事務部キャリア支援課の職員が積極的に参加し、障がい者の理解に努める機会を得て、各機関との連携をしていく予定である (【資料 2-3-46】)。

キャリアプランの形成が難しい学生に対しては、4 年生に限らず希望や支援ニーズ



を事務部キャリア支援課による個別面談から把握し、キャリア支援授業の担当教員、実習担当教職員、学科教員、卒業研究担当教員などからの情報をもとに、就職先とのマッチングを今後も継続していく。

また、卒業生の現状確認や大学生活を振り返っての意見、本学学生を受け入れた就職先からの意見などを把握する卒業生に対するアンケートや企業向けアンケートを継続的に実施し、キャリア支援の改善を図るための資料とする予定である（【資料 2-3-47】）。

## 2) 国家試験受験支援を含む資格取得支援

令和3（2021）年度は、社会福祉士、介護福祉士において全国平均合格率を下回ったのに対し、精神保健福祉士国家試験合格率において、本学は全国平均合格率を上回る実績をあげることができた。その要因を推測すると、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて予定した講座（スタートアップ講座など）の規模を縮小したことや模擬試験を在宅受験に切り替えたことによる本番試験に向けた経験の不足などが考えられる。その対策方法として、受験勉強は自ら毎日行うことが基本である点を周知する、対策講座においては予習復習を促す、対策講座への出席や模擬試験等の成績が芳しくない学生を早期に把握して個別面談等を通じバックアップする、予定した講座の実施や会場受験による模擬試験の実施など可能な限り新型コロナウイルス禍前に実施していた国試対策を実施する等、自主的に勉強する枠組みの構築や勉強へのモチベーションをアップさせるような取組みを行うことが必要と考えられる。そして、国家試験までのモチベーションを維持していくことが肝要である。

介護福祉士については、介護福祉士養成施設卒業者は、国家試験に合格しなくても条件を満たすことで介護福祉士としての資格を有することが可能である。しかしながら、受験資格を有し令和4（2022）年3月に卒業した者は、全員介護福祉士の国家試験を受験しているため、卒業時に介護福祉士の取得を目指すための支援は、必要かつ重要である。本学教員による学習支援では不足していると考えられる部分については、学生たちの知識の整理と関連付けに大変効果的であることから、外部講師を継続していく。また、国家資格試験対策センター委員以外の教員の協力を得ながら、校内模擬試験や全国統一模擬試験などを継続的に実施し、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、個々の学生の学習状況に応じた個別指導を実施していくなど、適宜必要と思われる支援を行っていく。

保育士に関しては、本学の社会福祉学部の学生が毎年数名、保育士国家試験を受験している。児童福祉施設等への就職を希望する学生の受験が主であり、福祉や心理の基礎を学んだ学生が保育士となって社会に出ていくことには意義がある。本委員による年度初めのオリエンテーションに続き、学内開講授業科目の受講推奨、音楽表現の実技指導及び本学教員による個別指導を行っていく。

なお、本学の中期計画「静岡精華学園みらい躍進計画（令和3年度～令和7年度）」においては、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士について5年後の主要な数値目標を掲げている。今後、目標達成に向けての努力を継続する。

### 3) インターンシップ

社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、公認心理師、幼稚園教諭、小学校教諭等の資格取得は、福祉・医療・教育の職場に就職するうえで有利に働くことから、資格取得を希望する学生も多い。一方で、学生の居住地によっては実習先の確保が継続的な課題となっている。また、障がいや疾病などにより支援や配慮を必要とする学生、実習の実施に困難を抱えている学生もいるため、支援ニーズを抱える学生の支援体制を整備していく必要がある。支援ニーズを抱える学生への対応については、少人数によるクラスでの指導に加え、学生支援課、学生サポートセンター、福祉・心理実習センター、保育・教育指導センター、実習担当教員などが情報を共有するとともに、実習生との個別面談の実施、実習先への情報提供及び配慮依頼、障がい福祉サービスの利用支援などによって、学生のニーズに応じた実習の実施、進路指導、制度やサービスの利用支援など、個々の学生の心身状態に合わせた丁寧なキャリア支援を実施していくこととしている。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

#### (2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### 1) 学生生活支援

本学は、委員会組織のひとつであり、学生支援部長（旧：学生部長）を委員長とした「学生支援委員会（旧：学生厚生委員会）」、学生が中心となっている組織「学友会」、センター組織のひとつ「学生サポートセンター（旧：学生支援総合センター）」が学生生活支援の中心的役割を担っている。

#### ア 学生支援委員会と学友会

学生支援委員会は、学友会の設置機関である「代議員会」、「体育会・文化会」、「大学祭実行委員会」、「会計監査委員会」及び「卒業行事委員会」の日常活動に関する指導・支援、予算管理・指導等を行っている（【資料 2-4-1】）。

また、新入生を対象に「ウェルカムミーティング」を開催し、きめ細かく支援する仕組みとして機能している。令和 4（2022）年度の「ウェルカムミーティング」は、4 月に「学内ウォークラリー」を実施し、学部学科を超えた新入生同士、在学生、教職員との交流を図り、入学後の早期に他の学生や教職員との人間関係をうまく構築できることで、円滑な大学生活をスタートさせる役割を果たしている。また、入学時に行われるオリエンテーション期間中に「キャンパスライフの手引き」を配布するとともに、学生生活で留意することについて説明を行っている（【資料 2-4-2】）。

学友会の主な活動としては、学友会の設置機関である大学祭実行委員会が運営す

る毎年恒例の「静福祭（大学祭）」（令和 3（2021）年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため中止となり、代替として令和 4（2022）年 3 月に在学生限定のビンゴ大会を開催）ほか、代議員会による各種行事（新入生歓迎会、ハロウィンパーティー、クリスマス会）がある。（【資料 2-4-3】）。

なお、学生支援委員会独自の学生生活支援としては、オフィスアワー制度がある。本学の場合、本来の目的である授業科目の内容に関する質問だけでなく、学生生活に対する悩み、また就職への相談等、学生からの幅広いニーズに対応していることが特徴である（【資料 2-4-4】）。

#### イ 学生サポートセンター

これまで学生支援総合センターという名称であったが、令和 4（2022）年 4 月から「学生サポートセンター」へと名称を変更した。学生サポートセンターでは、主に心身の不調に悩んでいる学生への専門職を含めた相談対応と、障がい学生の学修支援を行っている。

新入生に対して、令和 4（2022）年 4 月のオリエンテーション時に健康調査アンケートを任意で実施した。このアンケートにおいては、持病や受診歴・服薬状況などから心身の不調を感じている学生を把握し、それぞれの学科長に情報提供し共有した。また、一人暮らしを始めた新入生が不安感や緊張感を抱いているのではと考え、それらの軽減を目的として「一人暮らし 1 年生の会」を実施し、2 年生以上の学生（各学科 2 人ずつ）に参加してもらい、一人暮らしをしている中での体験を伝えて、新入生からの質問に答えるなど交流を深めた（【資料 2-4-5】）。

心身の不調に悩んでいる学生への専門職を含めた相談対応においては、週 3 日間（月・水・木曜日の午後）、精神保健福祉士・社会福祉士有資格のソーシャルワーカーと臨床心理士・公認心理師有資格者のカウンセラーによる相談対応を行っている。学生相談の件数は、令和 3（2021）年度は実人数で 78 人であった（【資料 2-4-6】）。

令和 3（2021）年度までは、健康推進課が所管する保健室に社会福祉士及び公認心理士の資格を持つ職員が配置されており、ソーシャルワーカーとカウンセラーがいない時間帯は、学生相談室（旧：学生支援総合センター）で勤務し、学生相談にあっていた。その結果、発達障がい、精神障がい、身体障がい等を含む修学上の課題を抱えた学生への対応は、学生相談室や保健室からの情報を得て、学内における授業及び定期試験について合理的配慮へと結びつけることができるようになった。令和 4（2022）年度からは、健康推進課には社会福祉士及び公認心理士の資格を持つ職員は配置されていないものの、非常勤職員がこれまで同様に学生相談室の相談予約の受付と特別措置申請の手続き支援を行っている。なお、学生からの特別措置申請に関しては、健康推進課が受け付けた後、学生サポートセンターで申請内容について審議し、その後学内起案書による関係各署の審議を経て正式承認となる。学生個々の特別措置の内容については、学生支援課より当該学生の履修科目の担当教員へ周知され、学生が適切に授業や定期試験を受けられるように配慮している。学生サポートセンター内においてメール会議で審議する場合には、データにパスワードをかけたうえで送信するなど、個人情報の取扱いには十分留意している（【資料 2-

4-7】)。

令和3(2021)年度まで、社会福祉学部には車いすを使用している障がい学生が在籍していた。当該学生に対しては卒業するまでの間、ノートテイクによる補助と教室の座席指定、トイレ介助の支援を行ってきた。入学当初からトイレ介助が必要であると要望が出され、令和元(2019)年6月より毎年「静岡市重度障がい者大学等修学支援費支給事業」の申請を行い継続して適用を受け、焼津市社会福祉協議会・藤枝市社会福祉協議会の支援によって、静岡市予算からトイレ介助が受けられる体制が整備されていた。また、当該学生が路線バスを利用して通学していたため、当該学生が履修している時間割に合わせて低床バスを運行してもらえるように、運行業者であるしずてつジャストライン(株)の配車係とメールやFAXで打ち合わせを実施し、円滑な登下校ができるように連携を図ってきた。

令和2(2020)年には、社会福祉学部にて視覚障がい(全盲)の学生が入学した。当該学生の「他の学生と同様に試験を受けたい」という意向によって、講義で配布する資料のデータを事前にメールで提供することにした。その結果、当該学生は読み上げソフトや点訳ソフトを活用し、事前に情報を入手できるようになった。また、別室になるものの、点訳された試験問題や課題に取り組めるように配慮している。さらに、当該学生が安全に大学構内を移動できるように、入学前に大学構内の一部に点字ブロックを敷設した。令和3(2021)年度に追加工事を実施し、当該学生がより安全に大学構内を移動できるよう改善を図った。

令和4(2022)年度には、社会福祉学部にて聴覚障がい(人工内耳)の学生が入学した。当該学生はロジャーという機器を使用することにより、他の学生と同様に受講することができるため、大学として入学前までにロジャーを導入・整備することとした。また、静岡県よりロジャーの送信機2種(テーブルマイクとバスア라운드マイク)を4年間借り受けることができることとなり、静岡県と本学とで令和4(2022)年4月に物品使用貸借契約を締結した(【資料2-4-8】)。

#### ウ その他

事故被害による負担軽減を目的として「学生教育研究災害傷害保険」と「学研災付帯賠償責任保険」への加入を全学生に対して行っている。さらに、令和2(2020)年より、外部実習を行う学生は、新型コロナウイルス感染症に対応した保険にも加入するようになった(【資料2-4-9】)。

## 2) 経済支援

本学には、重層的な奨学金制度がある。「静岡福祉大学スカラシップ」は、勉学意欲に旺盛で優秀な入学者に、4年間の授業料の全額免除、入学初年度の授業料の全額又は半額を減免する制度であり、入試結果を基に入試委員会及び教授会の議を経て、学長がスカラシップ生を決定している(【資料2-4-10】)。2年次以上の学生に関しては、学業成績、人物が優れた学生や経済的援助を必要とする学生に、「特待生奨学金」、「一般奨学金」が適用され、授業料の年額あるいは年額の2分の1を支給する。この奨学金の決定は、前年度の成績、学生が提出した申請書類等に基づき社会福祉学部及び子

ども学部の学部長、学科長並びに学生支援課長の協議を経て、学長が行う（【資料 2-4-11】）。「静岡福祉大学児童福祉スカラシップ」は、児童養護施設や里親宅で生活している社会的養護が必要な学生に適用され、4年間の施設設備維持費（年額 410,000 円）の免除と入学時準備金（300,000 円）の給付が行われている。この選考については入試結果、出願書類等に基づき入試委員会及び教授会の議を経て、学長が決定する（【資料 2-4-12】）。この制度については、令和 3（2021）年度より、高等教育の修学支援新制度との重複調整による規程改正を行い、従来の授業料の免除を廃止し、施設設備維持費の免除及び入学時準備金の給付を行うこととした。この他にも日本学生支援機構奨学金、各都道府県による介護福祉士修学資金貸付制度及び保育士修学資金貸付制度がある（【資料 2-4-13】）。

令和 2（2020）年度から実施している高等教育の修学支援新制度の活用について、全学生への周知を行った結果、109 名（令和 4（2022）年 4 月時点）の申請が採用され給付を受けることができた（【資料 2-4-14】）。

### 3) 保健管理

保健室は、令和 4（2022）年 4 月から健康推進課が新設され名称変更した（【資料 2-4-15】）。健康推進課は、主に学生の保健管理や学生相談に関する業務を行い、非常勤の医師（学校医）1 人、常勤の職員（看護師資格あり）1 人、非常勤の事務職員 1 人で対応している。

健康推進課では、学校保健安全法に基づき、毎年 4 月に定期健康診断（全学生対象）を実施している（【資料 2-4-16】）。入学時の保健調査（緊急時の連絡先や心身の健康状態）、学内での急病や怪我に対する応急手当やベッド休養の対応、学校医による健康相談（年 2 回）（【資料 2-4-17】）、学生相談、保健指導、感染症対策、医療機関の紹介、健康啓発の各種パンフレット及び応急処置の方法などの情報提供を行っている。

令和 3（2021）年度の保健室来室者数は述べ 624 人（学生のみ）である。来室理由は新型コロナウイルス感染症に関する健康相談が多く、それに対する保健指導などが多かった（【資料 2-4-18】）。感染症対策では新型コロナウイルス感染症に対して危機管理室と協働し予防対策を講じた。

学生サポートセンターと協働し学生相談室の相談予約の受付と特別措置申請の手続き支援を行っている。学生の健康の保持増進、疾患の予防や早期発見に努め、学生が自分の健康に関心を持ち健康で充実した学生生活を送れるよう健康管理のサポートに取り組んでいる。

### (3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生支援委員会、学生サポートセンター、健康推進課、学生支援課、教務課及び各学科がオフィスアワー等の事業において出てきた、学生及び保護者からの相談・要望等に対応しているところではあるが、具体的な情報共有には至っていない。また、学生相談に関する内容・件数、保健室利用状況等は、毎年度取りまとめているものの、次年度の取組みに活かす仕組みがない。令和 4 年（2022）度には、学生支援について学生支援委員会、学生サポートセンター、健康推進課等を束ねる仕組みを作り、それによって、各

担当・組織との情報共有ができるようにし、より効果的で、早期に対応できる支援体制を整備していく。

今後も、代議員を中心に学生の意見を取り入れながら、学生支援委員会、学生サポートセンター及び事務部学生支援課、教務課、総務課が連携を図り、学生サービスの充実を図っていく。令和4(2022)年度には、代議員と学生支援委員会との意見交換の場を作り、学生の意見を聞き、それを実現できる体制を構築していく。

本学園の中期計画である静岡精華学園みらい躍進計画(令和3年度～令和7年度)の中で、「学生のキャンパスライフを支援する機能を強化」という目標を掲げていることから、学生支援委員会を中心に、さまざまな方法で学生から意見や要望を集約していきたい。

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### (1) 2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

#### (2) 2-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

#### 1) 学修環境の整備

本学は、JR 東海道線焼津駅からバスで20分、西焼津駅からバスで13分、車でアクセスは東名高速道路焼津・藤枝スマートICから10分、焼津ICから15分、吉田ICから15分の場所にあり、キャンパスは1か所に集約され、自然にあふれた閑静な環境に位置する(【資料2-5-1】)。

校地は、平成4(1992)年に地元自治体(焼津市)との公私協力方式により取得し、大学所有部分と焼津市からの無償貸与部分があるが、教育目的の達成のためには十分な面積を有している(【資料2-5-2】)。

静岡福祉大学校地	33,395.8 m <sup>2</sup>	設置基準上必要面積	9,400 m <sup>2</sup>
(所有部分)	18,182.7 m <sup>2</sup>		
(借用部分)	15,213.1 m <sup>2</sup>		

校舎敷地及び運動場用地は、自己点検評価共通基礎データ様式1が示すように、それぞれ21,384.8 m<sup>2</sup>、12,011.0 m<sup>2</sup>あり、校舎面積は大学設置基準に規定されている面積6,527.5 m<sup>2</sup>を大きく上回っている。校舎建物については、以下のとおりである(【資料2-5-3】)。

#### ア 教室棟(鉄筋コンクリート3階建て)

教室棟は、1階、2階に大教室3室(120人教室)、中教室2室(80人教室)、小

教室2室（40人教室）、保健室がある。3階には小教室2室（40人教室）と情報システム推進センター（令和4（2022）年度から企画情報センターより名称変更）の施設としてPC及びセンターモニターを備えた大教室1室及びマルチメディアスペース、さらにサーバー等を保管するインターネットオフィスを設置している。

#### イ 講義・厚生棟（鉄筋コンクリート2階建て）

講義・厚生棟の1階には、学生食堂（200席）、中教室2室（70人教室）がある。2階には、大講義室（257席）、演習室のほかに、心理学関連実験室2室、準備室、観察室兼編集室、プレイルーム・保育実習室、理科実験室が設置され、心理学、保育学及び教育学の専門教育を行う環境を整えている。

また、学生サポートセンター（令和4（2022）年度から学生支援総合センターより名称変更）では、学生への個別相談や障がい学生のサポートなど学生サービスの拠点として利用されている（【資料 2-5-4】、【資料 2-5-5】）。学生サポートセンターが担う学生支援に関して、健康推進課が、ソーシャルワーカーやカウンセラーのカウンセリング予約や障がい学生が支援を希望する場合に提出する特別措置申請の受付業務を行っている（【資料 2-5-6】）。

#### ウ 福祉創造館（鉄筋コンクリート6階建て）

福祉創造館には、1階に学生の福利厚生施設である学生ホールとコンビニエンスストア（売店）があり、2階、3階は、第2大講義室（262席）として、専用ビデオプロジェクター2基、書画カメラを備え、4階には図画工作室1室（60人教室）、小教室2室（40人教室）があり、授業や研修発表に使用されている。5階には、保育・教育実習センター（令和4（2022）年度から保育・教育実習指導センターより名称変更）があり、幼稚園教諭、保育士資格及び小学校教諭一種免許状取得のための実習の計画・相談等の業務を行っている。また、令和4（2022）年度から教員採用試験対策室を同室に設けている（【資料 2-5-7】）。6階には、音楽室（1室）、リズム室（1室）、ピアノ練習室（10室）があり、幼児教育の中心的な空間となっている。なお、4階、6階には各1室、5階には8室の研究室がある。

ピアノ練習室については、防音対策を講じた密室での指導となるため、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和2（2020）年4月から使用を取りやめており、代替措置として小教室等にてピアノ実技指導を実施している。

#### エ 介護福祉棟（鉄筋コンクリート3階建て）

介護福祉棟は、1階に地域連携推進センター（令和4（2022）年度から地域交流センターより名称変更）があり（【資料 2-5-8】）、地域貢献活動の拠点スペースとして活用されているほか、家政実習室、調理実習準備室、被服実習準備室、小教室がある。小教室には、人の動作を詳細に解析できる高速カメラ解析システム、有酸素的な能力を測定できる機器システム、平衡機能の指標となる重心動揺を測定することができる床反力計解析システムが設置されている。2階には研究室1室と理事長室、常務理事室、法人本部事務室があり、3階には研究室8室が配置されている。

オ 介護福祉実習棟（鉄骨平屋建て）

介護福祉実習棟は、入浴実習室や介護実習室などの設備があり、介護福祉士養成科目の実習で活用している。

カ 研究室棟（鉄筋コンクリート3階建て）

研究室棟は1階から3階まで合計30室の研究室が配置されている。また、1階には、福祉・心理実習センター（令和4（2022）年度から福祉実習指導センターより名称変更）が設置され、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の実習の計画・相談等の業務を実施している（【資料2-5-9】）。

キ 管理棟（鉄筋コンクリート2階建て）

管理棟は、1階に教務課、学生支援課、入試広報課、キャリア支援課、総務課、企画戦略課（令和4（2022）年度から学生・教務課、入試・キャリア支援課、総務課、企画広報課よりそれぞれ名称変更）の事務スペースがあり、学生への対応を直接対面式のカウンターで実施している。さらに、学長の執務室、応接室、複数の会議室等があり、1階エントランスホールには証明書の自動発行機が設置されている。2階は図書館（567 m<sup>2</sup>）となっている。

図書館は、蔵書数（和書、洋書）43,345冊、雑誌80種、視聴覚教材等1,194点を所蔵し、閲覧用の118席の座席を有し、グループ学習室、多目的学習室、学習支援室を備え、それぞれの目的に即した自主学习環境となっている（【資料2-5-10】）。

また、社会貢献事業の一環として、図書館独自の地域に対するサービスも実施しており、障がいの有無に関わらず誰でも楽しめるバリアフリー絵本を集めた「バリアフリー文庫」、やなせたかしの作品とキンダーブック等の保育絵雑誌を集めた「キンダー文庫」を設置している（【資料2-5-11】）。さらに、令和3（2021）年8月に藤枝市立駅南図書館との連携事業として、本学所蔵の幼児絵本の展示会を実施した（【資料2-5-12】）。

しかし、令和3（2021）年度の図書館利用は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、12月1日から1月11日の期間以外は学外者の利用を禁止するとともに、年間を通して学生の利用時間を制限した。ただし、国家試験受験予定者のうち、事前に図書館の利用を申請した者は、利用時間の制限を設けずに受験勉強できるよう配慮を行った（【資料2-5-13】）。





【図 2-5-1 バリアフリー文庫】



【図 2-5-2 キンダー文庫】

## ク 体育館（鉄筋コンクリート一部 2 階建て）及び運動場用地

体育館は、1 階は各種スポーツ・健康関係の授業で使用するほか、クラブ・サークル活動にも利用している。2 階には、バーベル、ランニングマシン、筋電計等を備えたトレーニング室があり、健康福祉関連の実技教育の教室ともなっている。体育施設は、体育館の他にテニスコート 2 面を有している。運動場用地は、授業で使用するほか、クラブ・サークル活動でも使用している。また、部室は 2 棟あり、部室棟 1（鉄骨平屋建て）には部室 9 室とミーティングルームがあり、部室棟 2（鉄骨平屋建て）には部室 2 室と学友会室があり、これらは学友会活動やクラブ・サークル活動等の拠点となっている。

## 2) 学修環境の適切な運営・管理

### ア 学内情報ネットワークの環境

主要な学内情報ネットワーク関連機器を設置している教室棟から各棟の間は、光ファイバーを敷設し、また、それぞれの棟の内部には、LAN ケーブルを敷設するなど、ICT 化に対応した環境を整備している。

しかし、機器の老朽化等により通信速度が遅いこと、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による遠隔授業の実施（特に同時双方向型による遠隔授業）に耐え得る機器の性能ではないことなどの課題が見られたことから、令和 2（2020）年度より 3 年程度の整備計画を策定し、令和 2（2020）年 9 月から改修をはじめた。

その結果、令和 2（2020）年度には通信速度の遅延は解消し、遠隔授業の実施も可能になり、令和 3（2021）年度には、通信速度の更なる安定化を図るとともに、全ての建物に無線アクセスポイントを設置し、学生、教職員が無線 LAN を利用できるようにし、円滑な遠隔授業の実施と学生サービスの向上を図った（【資料 2-5-14】）。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点により、対面授業は教室の収容定員の 2 分の 1 以内で実施することとしたため、履修者が多い一部の授業については、一つの講義を 2 教室で行う分散授業での対応を行った。

#### イ 講義室等の運営・管理

毎年度、事務部総務課により、夏期休暇期間を中心に校舎の改修及び改良工事を進めている。令和3（2021）年度は、雨漏り対策も含めた教室棟外壁改修工事、環境に配慮した体育館及び構内外灯の照明器具の更新を行った（【資料 2-5-15】）。

なお、大学施設等の使用については、「静岡福祉大学施設等使用規程」に基づき、管理運営を行っている（【資料 2-5-16】）。

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学では、バリアフリー化に努めており、学内の建物をつなぐ渡り廊下の出入口を自動ドアにし、福祉創造館から教室棟、講義・厚生棟（2階）への車いすでの移動が可能で、教室棟1階の保健室、101教室、102教室、103教室については出入口をスライドドアにしている。また、体育館と教室棟の出入口のスロープの拡幅と傾斜を緩くする改良を行うとともに、管理棟裏出入口、講義厚生棟1階学生食堂出入口、介護福祉実習棟に架かる渡り廊下のスロープにおいても同様に、拡幅と傾斜を緩くする改良を行う等、障がい学生が受講しやすい教育環境を整えている。

また、全盲の視覚障がい学生も在学しているため、各建物内や主要通路に点字ブロックを敷設するとともに衝突の危険性がある個所への緩衝材を設置している。さらに、屋外での移動の一助として、令和2（2020）年度には管理棟から福祉創造館までの点字ブロックを設置したが、令和3（2021）年度は福祉創造館から教室棟入口及び講義・厚生棟入口まで点字ブロックを増設した（【資料 2-5-17】）。



【図 2-5-3 点字ブロック】



【図 2-5-4 緩衝材設置個所】



【図 2-5-5 教室棟入口前点字ブロック】



【図 2-5-6 講義・厚生棟前までの誘導点字ブロック】

なお、大教室のうち1教室は、スライディングウォールによる区画により受講生数に応じた教室サイズへの変更が可能で、教室の有効活用を行っている。

その他エレベーター1基、障がい者用トイレ2か所等を設置している。

#### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

履修人数別の開講科目数は、【表 2-5-1】のように、履修者数20人以下が47.1%とほぼ半数に達し、40人以下では79.0%と約8割を占めている。

【表 2-5-1】令和4（2022）年度 履修人数別開講科目数

履修人数	科目数	割合
101人以上	22	4.6%
81人～100人	18	3.8%
61人～80人	18	3.8%
41人～60人	42	8.8%
21人～40人	153	31.9%
1人～20人	226	47.1%
合計	479	100.0%

社会福祉士及び精神保健福祉士養成に関連する演習・実習科目は20人以内で実施する要件があり、学科ごとに20人以内のクラスを設けている。また、その他専門分野の演習・実習系科目においても、教育効果を高めるため40人以下の小規模クラスを原則とし、学生一人ひとりのフォローアップが可能な体制を構築している。さらに、基礎科目においても、1年次必修科目である初年次教育科3目「基礎セミナーⅠ」及び「基礎セミナーⅡ」は、25人程度の少人数クラスとし、学生一人ひとりの顔が見える体制を整えている（【資料 2-5-18】）。

#### (3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

本学建物の大半が、平成4（1992）年の短大開学当初に建築した建物であるため、定期的なメンテナンスが必要である。校舎の外壁修繕工事や空調機器、視聴覚機器の取替

更新等を順次行っていく。

図書館スペースの有効活用としては、効率的に学修ができる環境の提供として、ラーニングコモンズの設置に向けた検討を行い、令和 5（2023）年度の実現に向けて予算化する。

その他、福祉系大学として施設の更なるバリアフリー化を今後も順次進めていく。

さらに、本学が平成 22（2010）年度に策定した「危機管理マニュアル」は、東日本大震災以前のものであるため、地震に対しての想定見直しが急務となっている。また、昨今の異常気象により避難情報の改定が内閣府により随時行われているため、現在の警戒レベル及び避難情報に即した、危機の事象ごとの危機管理マニュアルについて、令和 3（2021）年度中の完成を目指していたが、組織の改編等もあり未完成となっている。引き続き令和 4（2022）年度中の完成を目指す。併せて、教職員用の災害対策マニュアルや防災備蓄マニュアルも継続的に見直しを行っていく。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

#### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、学生の意見・要望を把握するために、以下の調査等を実施している。

#### 1) 学生生活調査

本学の委員会組織のひとつである学生支援委員会（旧：学生厚生委員会）が中心となり、毎年度、学生の生活状況や本学に対するニーズを把握するために、全学年を対象に「学生生活調査」を実施している。令和 3（2021）年度より従来のマークシート方式から Web によるアンケート形式に変更を行った。本調査は、①学業、②進路・キャリア支援、③学生生活、④大学、そして令和 3（2021）より新型コロナウイルス感染症を加え、5 章により構成されている。調査結果は、学生生活調査報告書として、集計、分析及び検討結果をまとめ、在学生専用のポータルサイトのフォルダにアップし、閲覧できるようにするとともに、ホームページにも掲載し外部に公開している。この報告書は、充実したキャンパスライフを過ごすために必要な学修支援、学生生活及び学修環境の改善に向けた資料としている（【資料 2-6-1】）。

この報告書の主なものとして、「学生生活」において「大学生生活の充実度」では、「かなり充実している」「充実している」合わせて 80.5%であった。一方で、「学生生活へ

の悩み」については「ある」が 44.4%となっている。悩みの相談相手が「友人」51.4%、「家族」32.7%であった。入学当初から学生生活の充実を図るため、原則として毎年度、新入生を対象としたウェルカムミーティング、一人暮らし1年生の会を行い、学生同士が交流する機会を設けていることが、この結果につながっている（【資料 2-6-2】）。

また、「教室、体育館などの授業関連の施設」については「とても満足している」及び「やや満足している」が 73.5%に対し「あまり満足していない」及び「全然満足していない」が 26.5%であった。また、「トイレ、学生ホール、部室などの福利厚生」については「とても満足している」及び「やや満足している」が 70.9%に対し、「あまり満足していない」及び「全然満足していない」が 29.1%となっている。

加えて、学生食堂、売店の改善については、学生支援委員会内に「学食・コンビニ（売店）支援」担当委員を置き、毎年度、学生の要望に応じたメニューや学食環境、売店の改善に向けて、学食、売店業者との協議を学生の代表を交え行っている（【資料 2-6-3】）。

「大学生生活の満足度」の全項目について比較すると、「大学への電車・バスなどのアクセス」に関する満足度は今回も際立って低くなっており、約 7 割の学生が「満足していない」という回答となっている。公共交通機関のアクセスの向上については、焼津市を含め、路線バスの運営会社であるしずてつジャストライン（株）と協議を行い、路線バスの運行時間については、授業開始及び終了の時刻に合わせた運行に重点を置き、調整に努めている。また、超低床ノンストップバスも運行しており、電動車いす利用学生もバスを利用することが可能となっている。また、バスの乗降時の安全確保のため警備員の見回りの強化も行っている。

その他、調査項目に「施設や制度、対応等大学への要望や意見」という自由記述欄を設けており、学生からの声を汲み取ることに努めている。

## 2) 学修環境の改善等に関する要望書

学生支援委員会が中心となり運用している「学修環境の改善等に関する要望書」の申請手続は、以下のとおりである（【資料 2-6-4】、【資料 2-6-5】、【資料 2-6-6】）。

ア 個人又は団体（サークル等）が、「学修環境の改善等に関する要望書」に「要望事項・要望理由」を記載し、学生支援課（旧：学生・教務課）に提出する。

イ 提出された要望書の内容は、学生支援委員会で検討する。

ウ 内容が適当であると判断、承認した場合には、学生支援委員会からの要望として発議し、学長、事務部長、学生支援課長、総務課長、その他関係部署に回覧する。

エ 学長決裁により対応方法が決定する。

オ 結果は、改善、要望内容に対する改善の可否に関わらず、届出のあった個人又は団体（サークル等）にフィードバックする。

令和 3（2021）年度は、「キャンパスライフの手引き」に学修環境の改善等に関する要望書の PR ページを追加掲載したものの、令和 2（2020）年度に引き続き要望書の提出がなかった【資料 2-6-7】）。

### (3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活調査の結果について、令和 2 年（2020）年度と令和 3（2021）年度の調査結果を比較すると、回答率に関し令和 2（2020）年度は 77.7%、令和 3（2021）年度では 37.0%と大幅な減少となっている。これは、Web アンケート方式への移行に伴い、アンケート用紙を印刷する必要がなくなり、速やかな集計結果を得ることができるというメリットがあった一方で、いつでもどこでも回答ができることの利便性が、逆に回答率の低下に影響を及ぼしていたのではないかと考えられる。今後の実施方法について検討を図る必要がある。

授業関連や福利厚生施設のについては約 7 割の学生が「満足している」という回答を得ているが、さらに満足度を高めるために、学生が不便に感じているところを学友会や学修環境の改善等に関する要望書等をとおして聞き取りを行い、改善を行っていく必要がある。

学生からの意見・要望については学生支援委員会にて把握・分析し、学修環境の改善に取り組むとともに、分析結果と課題は、運営協議会・教授会を通じて全学的に共有し、解決に向けた協議を行うこととする。

また、学生支援委員会により「学修環境の改善等に関する要望書」が整備され、学修環境改善の要望に関する改善のためのシステムが構築されているが、学生等からの学修環境改善要望が 2 年連続して出されず、システムの活用が不十分であった。令和 3(2021)年度からはキャンパスライフの手引きに掲載するとともに、学生への周知を徹底するため、4 月のオリエンテーション等の場において周知を行っている。さらに、要望書については Web 利用による提出について、令和 4（2022）年度の後期から実施するものとする。

さらに、学生の要望については要望書以外でも、学友会の学生に聞き取りを行うなどより幅広く学生の声を吸い上げる。

### [基準 2 の自己評価]

本学では、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定しており、ホームページ、大学案内、学生募集要項等を活用し、広く周知に努めるとともに、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れを全ての入試において実施している。

入学定員は、230 人であるが、入学者は令和 2（2020）年度は 209 人（収容定員充足率 0.75）、令和 3（2021）年度は 159 人（収容定員充足率 0.72）、令和 4（2022 年度）は 196 人（収容定員充足率 0.74）となった。大学全体の収容定員充足率は 0.80 以上を目安としているが、現状は令和 2（2020）年度より 3 年連続して 0.80 を下回っている。

大学全体の入学者数は、前年比で 37 人の増加となり、福祉心理学科が定員充足したものの、健康福祉学科と子ども学科は未充足となった。未充足の主な要因は、入試改革及び新型コロナウイルス禍 2 年目となった令和 4（2022）年度入試が、国公立大学を含め全国的に入試の早期化に拍車がかかり、年内入試での定員確保に大きくシフトした傾向にあること、短期大学、専門学校との差別化が不十分であったことなどが考えられる。

今後は、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの検証や入学者選抜事業継

続計画に基づいた受験機会の確保、健康福祉学科及び子ども学科における入学者受入れ施策の実施、SNS等を活用した情報発信の充実などによって入学者の確保に努めるものとする。

学修支援については、引き続き、年度当初のオリエンテーションにおける各学年に対応した履修相談及び支援を教職員が連携しつつ実施しているほか、演習及び実習系の授業科目では担当する教員グループが共同し、学生の情報を交換、共有しつつ授業に臨んでいる。さらに、オフィスアワー制度、学生サポートセンターの取組み、学科所属の担当教員の重層的な仕組みを構築し、学生のニーズの多様性に応じている点の特徴としている。また、FD活動の一環として学期ごとに学生による授業アンケートを実施し、授業改善を図っていることも学修支援につながっている。

キャリア支援については、社会福祉学部では、2年次から3年次にかけて必修科目「キャリア支援」を設け、社会人としての基礎力を身につけ、就職試験で内定を獲得することを目指している。また、4年次の「キャリア支援」は、選択科目であるが、社会性の向上を目指している。一方、子ども学部では、社会福祉学部と同様の内容に加え、保育の現場の問題に取り組んで、実践力の向上を目指している。担当教員による専門的知識・技術の指導はもちろんであるが、キャリア支援課の職員も教員と連携を図り、就職活動に向けた指導を実施している。本学の就職、とりわけ福祉系の施設等への就職に関連する資格取得については、国家資格試験対策センターを設置し、外部業者に委託して受験学生を対象とする受講料無料の国家試験対策講座、模擬試験等の支援を実施している。インターンシップに関しては、正規の教育課程として位置づけられた実習教育に加えて、民間企業、行政が実施するインターンシップを学生に紹介し、積極的に参加を呼びかけている。

学生サービスについては、学生生活支援、経済支援、修学支援、保健管理の各領域で組織的な支援体制を整備している。特に、学生サポートセンター、学生支援委員会及び健康推進課が中心となり、学生相談室や保健室で個別の対応を行い、学生の抱える多様な課題の整理と解決を図っている。毎年度実施する学生生活調査からは、学生生活全般に関する学生の意見や要望を把握することが可能であり、それらの分析結果を各部署にフィードバックすることにより、支援の充実・改善に役立てている。

学修環境の整備については、大学設置基準を上回る校地や校舎等を有し、ICT化の流れの中で学生に情報活用の機会を提供するネットワークの構築や障がい学生の学生生活を保障する自動ドアやスロープの設置によるバリアフリー化等、本学の教育目的に適した環境を整えている。

学生の意見・要望への対応については、学生支援委員会が中心になり、毎年度、全学生を対象に「学生生活調査」を実施し、その結果は、学生が充実したキャンパスライフを過ごすために必要な学修支援及び学修環境の改善に向けての資料としている。「大学生活の満足度」の全項目について比較すると、「大学への電車・バスなどのアクセス」に関する満足度は今回も際立って低く、約7割の学生が「満足していない」という回答となっている。公共交通機関のアクセスの向上については、焼津市を含め、路線バスの運営会社であるしずてつジャストライン（株）と協議を行い、路線バスの運行時間については、授業開始及び終了の時刻に合わせた運行に重点を置き、調整に努めている。

平成 30 (2018) 年 4 月より運用を始めた「学修環境の改善等に関する要望書」の活用を進めるために、キャンパスライフの手引きに掲載して学生に周知をしているが、利用がほとんどなかったため、提出方法を **Web** にて行えるようにしていく。また、学生の要望については要望書以外でも、学友会からの聞き取り等いろいろなルートにより幅広く学生の声を吸い上げていきたい。



### 基準 3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学のディプロマ・ポリシーは、建学の精神、基本理念（教育理念）、使命・目的及び教育研究上の目的を踏まえて策定している。ディプロマ・ポリシーは、社会からのニーズ、学生の現状などを踏まえて年度毎に見直しを行い、学生便覧、ホームページ及び大学案内で学内外に公表している（【資料 3-1-1】、【資料 3-1-2】、【資料 3-1-3】）。

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準の策定と周知

###### 1) 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準の策定

本学の単位認定基準では、シラバスの作成に際して、全ての授業科目についてディプロマ・ポリシーとの関連の記載を義務づけている（【資料 3-1-4】）。したがって、全ての教員は、単位認定に当たりディプロマ・ポリシーを踏まえて成績評価を実施している。

なお、科目群は全てディプロマ・ポリシーと整合性を有するカリキュラム・ポリシーに基づいて配置されていることから、ポリシーの一貫性を担保している（【資料 3-1-5】）。

進級基準、卒業認定基準は、エビデンス集データ編【表 3-4】のとおり、本学では進級の要件を定めておらず、卒業認定基準のみを策定している。卒業認定基準は、静岡福祉大学学則第 40 条第 1 項に規定している（【資料 3-1-6】）。なお、静岡福祉大学学則第 40 条第 1 項の条文に記載されている別表第 3 に関しても【資料 3-1-6】に記載のとおりである。

###### 2) 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準の周知

単位認定基準は、学生便覧で周知するとともに、シラバスにおいて授業科目ごとに成績評価の基準・方法を明示している（【資料 3-1-7】、【資料 3-1-8】）。なお、シラバスは Web 上でも閲覧することが可能となっている。また、卒業認定基準は、カリキュラム表に「卒業要件」として掲載し、学生に配付することで周知している（【資料 3-1-9】）。

### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

#### 1) 単位認定基準

##### ア 履修登録

履修登録では、各自で年間の受講計画を立て講義を受講し、単位を修得する意思を示すことを課している。したがって、カリキュラム内容を把握し、卒業・取得希望資格等を考慮して、年間の受講計画を記載して履修登録をする必要がある。原則として、前期の履修登録時に後期科目も履修登録することを基本としているが、後期履修変更期間に変更を認めている。前期と後期にそれぞれ履修登録確認期間があり、登録の訂正は当該期間中に行う必要がある。前年度に単位が修得できなかった科目は、再度履修することができる。

なお、履修登録確認期間終了日の翌日から授業科目の総授業回数の2分の1に達する授業日の前日までであれば、届出により履修登録を取り消すことができる（【資料 3-1-10】）。

また、本学では学則第 29 条の他大学等における授業科目の履修及び第 30 条の大学以外の教育施設等における学修の認定の規定により、それぞれ 60 単位を限度として本学の履修単位とみなすことを認めている。さらに、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を端に発し学則改正を行い、第 31 条の 2 において、遠隔授業により修得できる単位数は 60 単位を限度とするという規定を設けた。実際、遠隔授業の実施に当たっては、ガイドライン等を作成し、教員による遠隔授業実施申請を委員会では審査することによって、学生に対する修学環境に悪影響が出ないように配慮している（【資料 3-1-11】）。

##### イ 単位修得について

単位修得については、筆記試験及びレポート他、本学において実施する試験に合格しなければならない。なお、既に国家資格を取得して入学した学生は、入学後の関連科目の単位認定が行われる場合がある（例:介護福祉士資格を取得して子ども学科に入学した場合、授業科目「社会福祉」の単位が認定される）（【資料 3-1-12】）。また、所定の期間在学しても、履修上の不備や出席日数の不足等により、単位数が不足している場合は、卒業が認定されず留年となる。なお、「単位数が不足している」状態とは、総単位数が不足していることだけでなく、科目群ごとの最低修得単位数が不足している場合や必修科目が不合格である場合も含む（【資料 3-1-7】）。

#### 2) 成績評価について

各授業科目の学業成績は、学期末の試験（筆記・レポート（論文・作品）・実技・実験・実習等）の成績、平素の学習状況等を総合して、授業担当教員が評価を行う。成績評価の基準・方法については、授業科目ごとにシラバスに明記している。

成績評価は「秀・優・良・可・不可、履修中・認定」をもって表し、可以上を合格、不可を不合格としている。

本学には、学生が成績評価に疑問があるときには、当該科目担当教員に問い合わせる制度があり、評価の透明性を確保している（【資料 3-1-7】）。

なお、社会福祉士等の実習の評価については、実習配属先施設・機関の指導者による実習生の実習への取組み状況や到達目標達成状況等の評価も加味したうえで行っている。具体的には、次のア～オのとおりである。

#### ア 相談援助実習評価

社会福祉士養成課程における相談援助実習の成績評価は、実習による学修成果の到達度評価基準の客観性を確保するため、配属実習施設・機関の評価及び実習日誌の記述内容をベースにしつつ、実習担当教員（実習指導クラス担当教員及び巡回指導担当教員）の合議により最終的な評価を決定することとしている。その評価のために、「配属実習施設・機関の実習指導者が実習時の様子・実習日誌等を基に評価する実習評価票」「実習巡回及び帰校日の状況・関係書類」「実習日誌」を用いている（【資料 3-1-13】）。

#### イ 精神保健福祉援助実習評価

精神保健福祉士養成課程における実習（精神保健福祉援助実習）は、実習による学修成果の到達度評価基準の客観性を確保するため、配属実習施設・機関の評価及び実習日誌の記述内容をベースにしつつ、精神保健福祉実習委員会の合議により最終的な評価を決定することとしている。その評価のために、2 か所の配属実習機関（医療機関、障害者関係施設、公的機関等）の、「実習施設・機関が実習の様子・実習日誌を基に評価する実習評価票」及び「実習巡回指導教員による実習巡回評価項目」「実習日誌評価項目」を用いて行っている（【資料 3-1-14】）。

#### ウ 心理実習評価

公認心理師養成課程における実習（心理実習 A、B）は、実習施設である教育、医療・保健、司法・犯罪、福祉の分野に対する調べ学習や外部講師による講話といった事前学習を行ったうえで見学実習を行っている。

見学実習実施後の指導は、学生が提出した見学実習レポートをもとに学びの内容を確認するとともに、曖昧な点については考えを深めさせ、これらの気づきを他の学生と共有することに主眼を置いた。

成績評価については、調べ学習及びグループディスカッションに対する積極性並びに見学実習レポートを総合的に判断し決定している（【資料 3-1-15】）。

#### エ 介護福祉実習評価

介護福祉士養成教育における実習（介護福祉実習）については、1年次から3年次までの積み上げによる事業所並びに施設実習により実施しており、実習の評価においては、実習指導者の評価及び実習巡回担当教員による事前指導、巡回指導、事後指導での評価を総合的に調整し、介護福祉実習委員会において最終評価を決定している（【資料 3-1-16】）。

オ 幼稚園教育実習評価及び保育実習評価

子ども学部子ども学科における幼稚園教育実習及び保育実習の評価は、実習先の実習評価、実習日誌の評価、個別指導担当教員による評価（巡回指導を含む）の3つを点数化することで評価し、保育実習委員会で最終確認を行っている（【資料 3-1-17】）。

カ 小学校教育実習評価

子ども学部子ども学科における小学校教育実習の評価は、実習先の小学校の実習評価、実習日誌の評価、個別指導担当教員による評価（巡回指導を含む）の3つを点数化することで評価し、小学校教育実習委員会で最終確認を行っている（【資料 3-1-18】）。

3) GPA 制度（【資料 3-1-7】）

本学では、学業成績評価は5段階評価とし、GPA 制度によって行っている。

ア GPA の評価方法

学年ごとに授業科目の成績を5段階（秀、優、良、可、不可）で評価し、それぞれに対して、以下のGP を与えたうえでGPA を算出している。

成績評価	秀	優	良	可	不可
評 価	S	A	B	C	D
G P	4.0	3.0	2.0	1.0	0

イ GPA 制度導入に伴う注意事項

- (ア) 履修登録した授業科目に関し、履修登録の取消しをしないで放棄した場合や未受験の場合であっても、評価（不可）を受けた授業科目として単位数が計算される。
- (イ) 入学時及び編入時に認定により合格となった授業科目は、GPA から除く。

ウ GPA 制度の活用方法

本学では、GPA 制度を以下のように活用している。

- (ア) 科目の過剰登録を防ぎ学修時間を確保するためCAP 制を導入し、各学年で履修登録可能な単位数の上限を年間50 単位と定めているが、直前の学年のGPA が3.4 以上の者については、年間56 単位まで履修登録を認めている。
- (イ) 本学独自の奨学金である特待生奨学金及び一般奨学金における選考並びに授業料を4 年間全額減免する特別スカラシップの継続条件に活用している。
- (ウ) 直前の学期のGPA が一定基準を満たしていない学生に対し、専任教員が学修指導を実施している。

#### 4) 卒業判定について

学期末に行われた定期試験の成績評価が行われた後、最終学期の学生に関する全ての単位修得状況を集計し、教務委員会にて卒業要件を満たしているか否かについて審議を行う（予備判定）。

その後、予備判定の結果を基に、教授会において卒業判定に関する審議を行う。教授会での審議の結果は、速やかに学長に報告され、学長の決定をもって正式な卒業判定としている（【資料 3-1-19】）。

### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学における単位認定基準、卒業認定基準等の仕組みは問題なく機能しているが、ディプロマ・ポリシーとの関連において、ディプロマ・ポリシーに明記された「福祉力」と「学士力」が、身につけているかどうかを計るための指標の検討が必要である。

本学では、毎年卒業生を対象に、学生自身の「福祉力」と「学士力」に関する達成状況について把握するために「卒業生対象学びの実感アンケート」を実施している。この調査結果をもとに、「福祉力」と「学士力」について、客観的な PDCA サイクルによる課題の把握から改善のための計画づくりとそれらの検証、それに基づく課題の再検討のためのシステムづくりが可能となると考えられる。これらについては、教務委員会を中心に早急に要点を整理したうえで検討を進めていく。

また、登録単位数の上限については、教務委員会を中心に、今後も余裕を持った学修環境を実現するための検討を進める。

さらに、学則第 31 条（入学前の既修得単位等の認定）の解釈、認定に際しての客観性、公平性、透明性を担保した評価項目に至るまでの検討についても、教務委員会、運営協議会等の関連部署で精査する予定である。

## 3-2. 教育課程及び教授方法

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

### 3-2-④ 教養教育の実施

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

#### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学のカリキュラム・ポリシーは、建学の精神、基本理念（教育理念）、使命・目的、教育研究上の目的に基づき策定している。カリキュラム・ポリシーは社会からのニーズ、学生の現状などを踏まえて年度毎に見直しを行い、ホームページ及び大学案内により周知を図っている（【資料 3-2-1】、【資料 3-2-2】）。

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学のカリキュラム・ポリシーは、「専門分野の枠を超え、社会における公共的な課題を解決するに当たって、さまざまな立場の人と協働し、市民社会を形成する能力を身につけるための基礎科目・共通専門科目・専門科目を配置する」である。

つまり、基礎科目では「外国語」、「人文科学」、「社会科学」、「自然科学」、「スポーツ」「総合基礎」及び「情報」の7つのカテゴリーに分類した授業科目を配置し、共通専門科目（社会福祉学部）については「社会福祉科目Ⅰ群」、「社会福祉科目Ⅱ群」及び「卒業研究」の3つのカテゴリーに分類した授業科目を配置している。さらに、専門科目についても各学科でいくつかのカテゴリライズされた科目群を配置している（【資料3-2-3】）。

本学のディプロマ・ポリシーは、カリキュラム・ポリシーと一貫性を有し、本学の基本理念（教育理念）である「福祉力」及び中央教育審議会が提言する「学士力」を身につけていること、社会福祉学部と子ども学部に通ずる基礎科目の履修において到達目標に達していること、社会福祉学部と子ども学部に通ずる共通専門科目、学科専門科目が到達目標に達していることを掲げている（【資料3-2-1】）。

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

#### 1) 教育課程編成区分及び編成方針

本学では、カリキュラム・ポリシーに基づき、科目群ごとに教育課程の編成方針を定めており、同時に履修要件と履修登録単位数の適切なカリキュラムとなるべく、毎年度見直しを行っている。令和3（2021）年度の教育課程の編成方針は、【資料3-2-4】のとおりである。

#### 2) シラバスの整備及び単位制度の厳格化

上述の編成方針を厳正に運用するためには、シラバスの整備は欠かせない。そこで、本学では、教員に対しシラバス記載要領が盛り込まれている「教務便覧」を配付している。当該要領には、「授業の到達目標と卒業認定・学位授与方針との関連」について、到達目標に掲げる本学の教育理念である「福祉力」の“力”については1つ以上3つ以内、また、中央教育審議会が提言する「学士力」の“力”等については1つ以上5つ以内と規定されており、各授業科目の到達目標の明確化と精選化を図っている（【資料3-2-5】）。

#### 3) 履修モデルの整理と提示

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日、中央教育審議会）に、今後の大学の在り方として「教育課程内の位置付けや水準などを含めて体系的なカリキュラムが意識される必要がある」という指摘があるが、これは高等教育機関の教育の「質の保証」の観点から重要である。いつ何を学び、身につけることができるのかが明確になっているか、という点をしっかり認識するためには、学生に4年間の学びの全体像が把握できる体系的なカリキュラムを提示する必要がある。そのため、学生、教員双方に理解しやすい履修モデルづくりを進めている。

そこで、学生が4年間の学修を主体的に選択する際の履修モデルを作成した（【資

料 3-2-6】)。12 ある履修モデルの全容は、学生に配付するカリキュラム表に掲載し、年度当初のオリエンテーションにおいて行う取得希望資格等に応じた時間割作成時に参考に供している（【資料 3-2-7】）。また、1 年次後期の総合基礎科目「基礎セミナーⅡ」（必修）の授業題材「2 年次以降の学修デザインを立てよう！」でクラス担当教員が説明をしている（【資料 3-2-8】）。

これらの履修モデルの特徴は次のとおりである。

ア 学生が4年間を通じて身につけることができる内容を理解し、主体的に学修計画を設計するに当たって参考になるものである。また、卒業後の就職に向けてのキャリアデザインを主体的に設計するのに参考になるように組み立てられている。履修モデルに表示された授業科目は、いずれも履修者がどのような能力が身につくかを本学の教育理念である「福祉力を鍛える」と、中央教育審議会が提言する「学士力」の観点から、個々の授業科目のシラバスに記述されている内容を理解することで、学生の授業科目の学修目的・効果に対する理解の深化が期待できる。

イ 初年次教育（「基礎セミナーⅠ」、「基礎セミナーⅡ」）において、本学の個性・特色である「一人ひとりに寄り添った人間形成教育を重視し福祉力を鍛えるとともに地域福祉活動を推進する」を具現化する仕組みとして、修学ポートフォリオ（本学が定める学士力、福祉力の習熟度合い等を記述した学修カルテ）を活用するとともに、「基礎セミナーⅠ」、「基礎セミナーⅡ」のクラス担当教員との個別相談では、学生が自己評価した結果を基に実施している。このことにより、履修モデルを基に卒業に向けた学修計画に関する到達度合いを学生が確認できる（【資料 3-2-9】）。

ウ 選択科目については、履修モデルでは各分野から学修の基本となる授業科目を代表例としてピックアップしている。履修モデルに記載されていない授業科目であっても、自ら選択して履修することが可能であるため、個々の学生の興味・意欲に応じて授業科目を選択することができるよう教員の修学指導を行っている。

エ 個別相談において、履修の際には予習復習時間が必要となることを確認させ、適切な事前・事後の課題を提示する一方、個々の学生の生活環境に応じ無理な学修計画にならないように注意を促し、効率的な学修について学生指導を行っている。

#### 4) CAP 制（【資料 3-2-6】）

本学は、履修登録可能な単位数の上限を年間 50 単位と定め、単位制度の厳格化を図っている。ただし、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、スクールソーシャルワーカー、幼稚園教諭・小学校教諭及び保育士の資格・免許の取得に必要な実習に関する授業科目の単位数は、当該単位数に含めない。

なお、以下の要件を満たす者には、年間 56 単位を上限に履修登録を認めている。

- ①直前の学年の GPA が 3.4 以上の学生
- ②その他学長が必要と認めた学生

### 3-2-④ 教養教育の実施

教養教育では、全学共通基礎科目のカリキュラム・ポリシーである「市民としての責任を果たすために幅広い教養を身につける」ことを目的に、「人文科学」、「社会科学」、「自然科学」、「外国語」、「スポーツ」、「総合基礎」及び「情報」の7つの科目群を配置し、授業科目を開講している（【資料 3-2-4】）。

教養教育の実施では、学生の積極的な授業参加や学修内容の充実を図ることで、「福祉力」、「学士力」を養成するために、「生涯スポーツ」等の実習科目をはじめ、約4割の科目でアクティブ・ラーニングを取り入れた授業を実施している（【資料 3-2-10】）。

具体的には、「外国語」の「英語 A」、「英語 B」、「英語 C」及び「英語 D」でプレゼンテーションを行ったり、「社会科学」の「現代日本の経済」では学生間のディスカッションを行ったり、「家政学」では家族・家庭生活の課題解決に向けた演習やグループディスカッションを行ったり、「経営管理の基礎」及び「経営管理の方法」ではグループディスカッションと実習を取り入れることにより、論理的思考や実践力を養成している（【資料 3-2-11】）。

「スポーツ」の「生涯スポーツⅠ」、「生涯スポーツⅡ」では、グループワークを取り入れることで、ライフスキルの獲得を目指したり、「レクリエーションワーク」と「レクリエーション実習」では、実習を多く取り入れていることで、レクリエーション支援の技法や技術の修得を目指している（【資料 3-2-12】）。

「情報」では、パソコン操作の実習以外に、「情報リテラシー」でプレゼンテーションを作成したり、「情報社会と倫理」でグループワーク（話し合いや発表）を行っている（【資料 3-2-13】）。

「総合基礎」では、「教養講読 A・B」、「教養研究 A・B」で、プレゼンテーションやディスカッションの機会を通じて、論理的思考力を育成している（【資料 3-2-14】）。

さらに、本学の特徴ある取組みとして、令和元（2019）年度より実施している初年次教育としての「基礎セミナーⅠ」、「基礎セミナーⅡ」（必修科目）が挙げられる。同科目は少人数制であり、大学生活をデザインし、アカデミックスキル等を修得するために、教員が制作したガイドブック『しずふく読本 2022』（A5判、101ページ）を、授業の事前学習や授業の資料として活用しながら実施している（【資料 3-2-15】）。2年次の「基礎セミナーⅢ」（必修科目）では、焼津地域学を学ぶことを目的に、焼津の歴史、文化、産業、食、行政等に関わる方々を外部講師として招き、学生がアクティブ・ラーニングを通じて、「豊かな地域生活の創造」を検討する機会となっている（【資料 3-2-16】）。

なお、令和3（2021）年度は、時代に即応した教養教育の在り方に関し、教授会等を通じて、基礎科目群の分野や科目配置等、具体的な検討を始めている（【資料 3-2-17】）。

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### 1) 演習・実習教育

本学において、最も教授方法に工夫を凝らしている授業科目が演習・実習科目である。

演習科目については、社会福祉士養成課程のカリキュラムに準拠する内容であるのはもちろんのこと、最新の事例をさまざまな教材から相応しいものを選び、少人数ク



ラス編成の通常の演習の他、合同授業との併用により、効果的で一定の教育の質を保証した学生の修学意欲と個々の「福祉力」、「学士力」を念頭に置いた指導を行っている。

実習科目は、座学では学ぶことのできない現場における直接的なクライアント（利用者）との対人コミュニケーション等より、支援のプロセスを実践的に学ぶ。その他、実習指導の科目や、実習を履修するための前提科目の設定や、事前学習指導・実習巡回指導・事後指導など各段階における学生一人ひとりに対するきめの細かい指導体制を整備しているのが特徴である。実習先との連絡を密にし、教育効果を高めるために、現場指導者を学内に招待し、学生に実習の報告を発表させる実習報告会や、実習指導者意見交換会の実施を通じて教員と現場実習指導者との意見交換や共通認識を持つ機会を確保している。

#### ア 実習センターの設置

社会福祉系の国家資格である社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士及び公認心理師の受験資格並びに教育系の幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状及び福祉系の保育士資格及びスクールソーシャルワーカーを取得するためには、それぞれに定められた実習が必修となる。また、資格取得のためではないものの、医療機関における医療ソーシャルワーカーの業務等の体験を目的とした実習系の授業科目「病院インターンシップ」もある。それらの現場実習の支援機関として福祉・心理実習センターと保育・教育実習センターを設置している。各センターでは、専門職として実践的に体得する現場実習が円滑に行えるように実習先の施設・機関との調整を行い、実習を履修する学生に対して、実習の準備から終了後までの手続きの指導及び相談対応を行っている（【資料 3-2-18】）。

令和 3（2021）年度は、令和 2（2020）年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響があったため、実習における対策として以下のことを行った（【資料 3-2-19】）。

- ・「実習教育における新型コロナウイルス感染症への対応方針について（実習機関用・学生用）」を作成し、実習機関と学生への周知を図った。
- ・実習施設で新型コロナウイルス感染者が発生した場合の速やかな連絡と、実習スケジュールの変更、場合によっては代替施設の検討とその交渉等を迅速に進めた。
- ・「健康チェックシート」を作成し、実習の 2 週間前から検温を実施し、実習中の体温、咳等の症状の有無を記載するようにし、実習における感染予防の徹底を行った。
- ・実習先での新型コロナウイルス感染に対応すべく、学生・教職員が媒介となり実習先へウイルスを持ち込んだ際の傷病及び賠償として、新型コロナウイルス感染症に対応した保険へ加入を行った。

#### イ 演習・実習教育の体系

##### (ア) 社会福祉士

社会福祉学部共通専門教育課程である社会福祉士養成課程においては、特に実践的な教育である演習・実習教育に関する課程を体系的・逐次的に編成している。演習については、社会福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術を実践的に修得するとともに、専門的援助技術として概念化、理論化し体系立てていくことができる能力を涵養し、実習については、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ实际的に理解し実践的な技術等を体得し、社会福祉士として求められる資質、技能、倫理などを身につけ、課題把握や総合的な対応能力を修得することを目的としている。

なお、実習に関しては、3年次又は4年次の夏季に180時間以上かつ23日間以上行うことを基本としている（【資料 3-2-20】）。これらの教育については、学内だけでなく実習先の社会福祉施設・機関との連携が重要となるため、授業科目を担当する教員による社会福祉演習実習委員会が推進及び調整にあっている（【資料 3-2-21】）。体系的な教育において、より実践力を高めるための特徴的な取組みとして以下の教育プログラムを実施している。

#### ア) 施設見学（見学実習）

2年次の授業「相談援助実習指導 A」の中で、実習先となる施設・機関の概要を知り、社会福祉（ソーシャルワーク）を学ぶうえで重要な現場に触れる機会を持つために、社会福祉法人の協力を得て、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、障害者福祉サービス事業所等の施設見学（見学実習）を実施している。3年次に履修する「相談援助実習」の準備として予備知識を得るとともに、サービス利用者や支援の実際を理解するために、事前学習・事後学習に力を入れている。

令和3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、動画視聴による施設見学を実施した（【資料 3-2-22】）。

#### イ) 相談援助実習報告会・実習指導者意見交換会

相談援助実習の教育を意義ある形で充実させるため、養成（教育）機関、実習先の施設・機関との間で実習指導者意見交換会を毎年度開催し、実習における課題の抽出を行っている。

令和3（2021）年度は、「新カリキュラムにおけるソーシャルワーク実習プログラム」をテーマとして、本学教員と実習指導者3名によるパネルディスカッションを実施した（【資料 3-2-23】）。

この意見交換会では、実習先の施設・機関に、報告会の内容や進行、実施した企画内容や意見交換会で取り上げたいテーマに関するアンケート調査を行っており、その結果を受けて、発表時間、進行方法、意見交換会等の運営方法を検討するとともに、自由記述で挙げられた実習プログラムや実習スーパービジョンのあり方、新カリキュラムの説明などの意見交換会のテーマについての意見を委員会内で共有し、実習及び実習指導や次年度の意見交換会の参考にしている。

この意見交換会に合わせて実施している相談援助実習報告会では、実習生（学生）が作成した実習報告書（レポート）に基づいた実習体験、気づき、考

察などに関する報告（プレゼンテーション）を行っている。また、作成した集録については、「相談援助実習報告集」として学生、他大学、各実習施設・機関、他大学等に配布している（【資料 3-2-24】、【資料 3-2-25】）。

(イ) 精神保健福祉士

精神保健福祉士養成課程においては、実践的な教育である演習・実習教育に関する課程を体系的・逐次的に編成している。演習については、精神保健福祉士に求められる相談援助に係る基礎的な知識と技術を実践的に修得するとともに、専門的援助技術として概念化、理論化し体系立てていくことができる能力を涵養している。実習については、精神保健福祉援助並びに障がい者等の相談援助に係る専門的知識と技術について具体的かつ实际的に理解し実践的な技術等を体得し、精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を修得することを目的としている。

なお、実習に関しては、3年次の春季及び4年次の夏季に機能の異なる2か所の実習施設（医療機関、障害者関係施設、公的機関等）において210時間以上行うことを基本としている。体系的な教育において、より実践力を高めるための特徴的な取組みとして以下の教育プログラムを実施している（【資料 3-2-26】）。

ア) 施設見学実習

2年次の春季に精神科病院及び関連施設を見学し、機関の実際に触れ、精神保健福祉士の支援のあり方を考え、精神保健福祉士を目指す動機づけを図る（【資料 3-2-27】）。

イ) 参加型体験実習

3年次の夏季に障害福祉サービス事業所にて作業等のプログラムに参加（3日間）し、クライアントとかかわり、精神保健福祉士の業務の実際に触れることを通して、精神保健福祉士を目指す動機の明確化を図るとともに、精神保健福祉士の支援のあり方の理解を深め、精神保健福祉援助実習（春季）に向けた課題の整理を行う（【資料 3-2-28】）。

ウ) 精神保健福祉援助実習

3年次の春季と4年次の夏季に機能の異なる2か所の実習施設（医療機関、障害者関係施設、公的機関等）において210時間以上の実習を行うことを基本としている。令和3（2021）年度は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、春季2名、夏季2名の臨地実習の全部又は一部を学内において実施した（【資料 3-2-29】）。

エ) 精神保健福祉援助実習報告会・実習指導者意見交換会

精神保健福祉援助実習の教育を意義ある形で充実させるため、実習生（学生）が2つの実習機関で実施した実習報告書に基づいた精神保健福祉援助実習報告会、養成（教育）機関、実習先の施設・機関との間で実習指導者意見交換会を毎年度開催している。令和3（2021）年度は「本学の実習の現状と新カリキュラムへ向けた課題について」をテーマに本学教員と実習指導者による意見交換

会を実施した（【資料 3-2-30】）。

わ) 精神保健福祉援助実習報告集

実習生（学生）が作成した精神保健福祉援助実習報告書を集録し、実習生（学生）及び在学生（3年生）、実習機関、他大学等に配布している（【資料 3-2-31】）。

ウ) 介護福祉士

介護福祉実習においては、介護の体験を通して、厚生労働省が定める介護福祉士資格のための指定科目の領域「人間と社会」で学んだ人間の尊厳や、領域「こころとからだのしくみ」で学んだ介護に必要なからだのしくみ等、これまでの学修内容を統合させて、領域「介護」とは何かを理解・再認識し、それを実践する能力を修得する。また、生活支援に係る知識と技術を修得するとともに、即戦力のある介護福祉士としての能力を向上させる。本学においては、1年次から3年次までの積み上げによる現場実習形態を実施している（【資料 3-2-32】）。令和3（2021）年度も前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に鑑み、学内実習プログラム「介護福祉実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を策定した（【資料 3-2-33】）。

ア) 1年次では、居宅介護実習（2日間）と施設実習を実施している。居宅介護実習では在宅の高齢者や障がい者、家族の状況を理解することや、在宅サービスの概要や機能を理解するために、大学近隣の社会福祉協議会で実施している。利用者の暮らしの場や関わりを通してコミュニケーションの大切さを学び、また、施設の概要を理解するために、養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、通所介護事業所等での実習を実施している（【資料 3-2-34】）。

イ) 2年次には、1年次での実習の学びを基に、利用者の個別性に応じた生活支援技術の実践と工夫、介護過程の準備としての情報の収集・分析、介護目標の設定、計画立案の取組みを行うために、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、障害者支援施設等での実習を実施している（【資料 3-2-35】）。

ウ) 3年次では、施設実習を実施している。施設実習では、2年次での実習の学びを基に、一人の利用者に対する個別援助計画の立案・実施・評価といった一連の介護過程を実習する。また、介護福祉士としての職業倫理や専門職としての姿勢を身につける。実習施設は、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、障害者支援施設である（【資料 3-2-35】）。

エ) 3年次に行った介護過程の取組みを報告する機会として、介護福祉事例報告会を実施している。報告会では、介護福祉士を目指す1、2年生も参加し、取組み内容について意見交換を行っている。報告内容は、事例報告集としてまとめ、実習を経験した3年生と介護福祉士を目指す1、2年生に配付し、実習体験の共有を図っている（【資料 3-2-36】、【資料 3-2-37】）。

カ) 実習指導者と養成校との間で共通のテーマとなっている、実習指導法や実習のあり方に関する意見交換の場として、実習指導者懇談会を設けており、令和3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染症の防止対策を講じながら

実施した（【資料 3-2-38】）。

(エ) 病院インターンシップ

健康福祉学科の医療福祉科目群の一つとして、令和元（2019）年度から2年次前・後期にそれぞれ授業科目「病院インターンシップ」を設置している。本学は様々な専門職養成をしており、夏季・春季ともに社会福祉士や介護福祉士などの実習が設定されているため、当該授業科目の履修を希望する学生に対して履修機会を確保するという教育的観点により、前期・後期の2期ともに開講する形態としている。病院インターンシップは、医療機関において医療ソーシャルワーカーの業務、医事課や地域連携室での業務などを体験するもので、資格取得などを目指したものではない。

病院インターンシップは、授業科目「病院インターンシップ」の授業内容・時間数に含まれており、授業科目「病院インターンシップ」を履修することにより病院インターンシップを体験することができる。授業科目「病院インターンシップ」は、令和3（2021）年度までは事前学習として4回の授業の後、5日間35時間以上の病院インターンシップ、その後事後指導として2回の授業により構成していた。第2回授業までには、学生個々のインターンシップ受入れ先を調整し、それぞれのインターンシップ先に合わせた事前学習を行っていた（【資料 3-2-39】）。

令和4（2022）年度からは、実際のインターンシップ体験をイメージし効果的に取り組むために、病院インターンシップ前の授業として、病院インターンシップを行う学生とすでに病院インターンシップを経験した学生との意見交換の機会を設けて、事前学習のための授業回数を4回から5回に増やしている。また、事後の振り返りも授業内に位置づけることによって、病院インターンシップで得られた学びを学生同士で共有し深化できる機会を設けた（【資料 3-2-40】）。

(オ) 公認心理師

平成30（2018）年度から始まった公認心理師養成課程は、大学と大学院におけるカリキュラムである。このうち、本学においては学部段階までの養成課程があり、平成30（2018）年度から公認心理師等養成委員会が設置されている（【資料 3-2-41】）。

本学の演習科目は、令和元（2019）年度から心理演習A（2年次後期）、心理演習B（3年次前期）、心理演習C（3年次後期）が順次開講された。そして、令和3（2021）年度に実習科目の心理実習A（4年次前期）と心理実習B（4年次後期）が初開講となった（【資料 3-2-42】、【資料 3-2-43】）。

実習への前提となる心理演習は、①実践上で求められるコミュニケーション、心理検査、心理面接、地域支援などの知識や技能の修得、②「医療・保健」、「教育」、「福祉」、「司法・犯罪」及び「産業・労働」の各分野における要心理支援者の個別的な問題の理解とニーズの把握及び支援計画の作成、③要心理支援者の現実生活を視野に入れたチームアプローチ、④多職種連携及び地域

連携、⑤公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解についての基本的水準を修得することを目的として、事例検討、ロールプレイ、グループディスカッション等を行った。一方、心理実習は、各分野の施設見学と実習指導者等による講話を通して心理的支援を実践する現場について学ぶことを目的とし、「医療・保健」、「教育」、「福祉」及び「司法・犯罪」に該当する9施設のそれぞれについて事前学習、見学実習、事後学習を行った（【資料 3-2-44】）。

こうした演習実習の履修に当たって、本学では履修希望者になぜ心理的支援について学ぶのか、公認心理師の資格取得を目指すかどうか等について問い、学生の意思を確認する面談を実施している（【資料 3-2-45】）。教員は個々の学生の履修動機を知り、大学卒業後の進路選択も含めた学生への助言指導に役立っている。

このように、演習実習から履修者への個別的サポートにつなげている点が本学の特徴といえる。

さらに、心理実習に関しては次の3点の特徴をあげることができる。1点目は、180分（2コマ）の授業時間を活用した見学実習を行うことを原則とし、本学の所在地である焼津市、隣接する静岡市、藤枝市の施設見学を実施したことである。履修者の見学先への移動にかかる負担を軽減し、学生にとって身近な場所で公認心理師が実践に取り組んでいる実態を知ることができた。2点目の特徴は事前学習において3人の外部講師による講義（講話）を設けた点である。それによって当該分野に関する知識を深めることができた。3点目の特徴は心理実習Bの最後の授業回で次年度に履修を希望する3年生を主対象とした実習報告会を行ったことである。履修者は、成績評価対象であるレポート課題とは別に自分が1年間を通して学んだことを後輩に伝える目的で報告資料を作成し、口頭発表と質疑応答を行った。

(カ) 教職課程（幼稚園教諭一種免許状）

実践力のある質の高い幼稚園教諭を養成するために、幼稚園や保育現場での実習を重視した教育課程となっている。具体的には、1年、3年、4年に実習を主体とする科目を配置し、理論と実践を取り入れた学びの内容となっている。具体的には、1年次の通年科目「保育実践入門」と、3年後期と4年前期の「幼稚園教育実習」である。実習を充実させるため、それぞれ以下のような内容で取り組んでいる。

ア) 幼稚園教育実習の前段階の授業科目として、本学では、1年次の通年授業である「保育実践入門」を位置づけている。「保育実践入門」では、幼児教育や保育とはどういうことか、幼稚園や保育所での現場実習を通じて理解を深める内容である。授業の中で、現場（幼稚園）で幼稚園の役割やさまざまな子どもの姿、保育者の関わり方、さまざまな保育技術の方法等を学んだ見学・観察実習を通し、その後レポート作成、グループ討議で振り返りを行っている。しかしながら、令和3（2021）年度は新型コロナウイルス禍にあって、

前年度に引き続き以下のような内容の代替を行った。

- ・前期は、保育技術に関する内容について実技を交えた授業内容とした。
- ・後期は、現場に行くことが難しい状況の中、幼稚園や保育所の教職員を大学に招いて現場の実践的な講話とし、一部遠隔による授業を実施した。

また、授業の中で、実習に向かう期待感を得ることを狙いとして、授業に上級学年の学生が参加し、実習についてさまざまな疑問や質問に応える機会を持った（【資料 3-2-46】）。

- イ) 「幼稚園教育実習」は、3年後期に1週間、4年前期に3週間、合計4週間、幼稚園教育現場で実習を行うという日程となっている。一度に4週間の実習を行うのではなく、まず幼稚園現場で、1週間は観察実習や参加実習を体験的に行い、学生が自ら幼稚園現場での学びから省察を行った後、4年生の3週間の実習により実践的な実習を行う学びを取り入れている。実習を分けることで、大学に戻り、理論と実践を交互に行うことができるため、より実習が実りの多いものとなる教育方法でもある。実際に、1週間の実習後の振り返りでは、座学で学んだ理論的な内容が現場実践と必ずしも同じでないこともあり、実習の取り組み方を修正するための時間として有効であった（【資料 3-2-47】）。

令和3（2021）年度は、前年に引き続き新型コロナウイルス感染症に関する対策を講じることとした。幼稚園教諭資格を取得するための実習は、文部科学省からの通知に従い、実習時期等臨機応変に対応し、学生の感染防止対策を徹底し、実習先との協議を重ね、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における最大限の学修効果が見込まれる実習内容を検討し、実施に移している（【資料 3-2-48】）。

- キ) 教職課程（小学校教諭一種免許状）

本学子ども学科では、幼稚園教諭一種免許と小学校教諭一種免許両方の免許取得に関する履修モデルを「幼小モデル」としている。

「幼小モデル」における小学校教職課程では、小学校教諭一種免許状を取得するとともに、小学校における各種の教育課題の解決に積極的に取り組むことのできる教育実践力の高い教員の養成を目指している。本学は福祉の大学であり、教育も福祉の一環であると捉え、児童がより良い生き方を求められるように、日常の取り組みを工夫し、実践できる教育者を目指している。このような教師像を具現化するために、教育実習に取り組むための前提となる基礎・基本の教育理論や各教科の指導技術を修得する科目として、各教科、教科指導法をはじめ、教育方法論、特別支援教育等の多くの教職関連科目を1年次から2年次に多く配置している。3、4年次には、1年次に取得できた知識や技術を教育現場（小学校）で活用するために、実習系の科目として、学校体験活動、小学校教育実習指導、小学校教育実習及び教職実践演習を配置し、小学校教員に必要な知識・技術の修得を目指している（【資料 3-2-49】）。

また、「幼小モデル」では幼小連携を踏まえて、幼稚園教諭一種免許の取得を

推進しているため、幼小接続を意識した教育や特別な配慮を必要とする幼児・児童への対応も実施している。このように実習との連携による学びの系統化・総合化を図ることにより、専門職としての高い自覚を持ち、ハンディキャップを抱える児童の支援ができる小学校教員の養成ができることを強みとしている。教授法の工夫としては、以下のようなことが具体的に実施されている。

- ア) 「小学校教育実習」では、観察実習から始まり、児童を理解したうえで教材研究をもとに学習指導案を作成し、研究授業を担当することになっている。このため「小学校教育実習指導」では、学習指導案や教材の作成とともに、模擬授業を実施し、学生間での相互評価と指導教員からの助言を行い、授業実践指導力の向上に努めている（【資料 3-2-50】）。
- イ) 教育実習後には実習指導として、グループによる反省会、全体報告会、個別指導を行う。
- ウ) 実習の前段階として、3年次の4月と9月に「学校体験活動」を配置し、教育実習受入校に赴き、授業の見学・観察を行い、小学校の役割やさまざまな子どもの姿、小学校教員の関わり方を学ぶ。気づきや学んだことを各自レポートにまとめ、グループ討議や全体発表を実施し、気づきや教育課題の共有を図っている。また、学校体験を重ねていく中で各自の視点や課題を見つけ、小学校教育への理解を深めるとともに、11月からの小学校教育実習に向けた準備を行っている（【資料 3-2-51】）。

#### ウ) 保育士

保育実践力のある質の高い保育士を養成するために、1年次から3年次まで実習科目が配置され、それらの学びが積み上がるような現場実習体制となっている。具体的には、1年次の「保育実践入門」、2年次の「保育実習Ⅰ（保育所）」、3年次の「保育実習Ⅰ（施設）」やそれぞれの実習指導である。これらの実習を充実させるため、以下のような内容で実習に取り組んでいる。

- ア) 実習の前段階として、1年次の通年授業である「保育実践入門」を位置づけている。「保育実践入門」では、保育についての理解を深めるために、保育の現場（保育所及び児童福祉施設）で見学・観察を行い、保育所及び児童福祉施設の役割やさまざまな子どもの姿、保育者の関わり方を学ぶ。そして現場で体験したことについて各自レポートにまとめ、グループ討議等を行うことになっていた。しかしながら、令和3（2021）年度は前年度に引き続き新型コロナウイルス禍にあって、以下のような内容で対応せざるを得なかった。
  - ・前期は、保育技術に関わる内容について実技を交えた授業内容とした。
  - ・後期は、やはり現場に行くことが難しい状況のなか、保育所や幼稚園の教職員を大学に招いて現場の話を聞き、一部講義は遠隔授業を実施した（【資料 3-2-46】）。



イ) 2年次の「保育実習Ⅰ（保育所）」は、その実施に先だった「保育所実習指導Ⅰ」において、保育所の園長による講話の聴講、子どもの理解のための学修、日誌の書き方の学修、指導案作成の学修、実技指導等を行う。このような準備を行ったうえで、2年次の春期休暇中に2週間の実習を行う（【資料 3-2-52】）。

その後、3年次には「施設実習指導Ⅰ」を履修した後、夏期休暇中に「保育実習Ⅰ（施設）」を2週間行う。この実習は、「保育実習Ⅰ（保育所）」の経験が前提にあることで、児童養護施設や障がい児施設等の施設現場の体験について理解が深まり、施設保育士の役割の学修という目的を果たすことができる。

3年次の後期に「保育所実習指導Ⅱ」あるいは「施設実習指導Ⅱ」を履修した後、春期休暇中には「保育実習Ⅱ」又は「保育実習Ⅲ」を2週間行う。この実習は選択必修で、最後のまとめとしての実習や就職先を見通した実習としてのねらいがある（【資料 3-2-53】）。

以上、十分に3回の実習を通した実践的学修を行うことにより、現場で活躍できる保育士を養成する。なお、令和3（2021）年度は、前年度に新型コロナウイルス禍の影響で実習受入れ不可となった施設もあったことから、受入れ施設を早くから確保し、希望する学生の枠を確保することに努めた。

ウ) 実習後には事後指導として、グループによる反省会、全体報告会、個別指導の時間をもち、自己省察、自己研鑽も行った（【資料 3-2-54】）。

## 2) 卒業研究

社会福祉学部は、「卒業研究Ⅰ」（3年次通年、4単位、選択科目）と「卒業研究Ⅱ」（4年次通年、4単位、選択科目）である。一方、子ども学部は、「卒業研究Ⅰ」（3年次通年、2単位、必修科目）と「卒業研究Ⅱ」（4年次通年、4単位、必修科目）である。

「卒業研究Ⅰ」と「卒業研究Ⅱ」については、「静岡福祉大学学生の卒業研究に関する規則」及び「静岡福祉大学子ども学部学生の卒業研究に関する内規」に基づき実施し、「教職員教務便覧（別冊卒業研究）－2022年度版－」（教務委員会発行）に卒業研究会場発表要領、卒業研究論文執筆要領等を記載している（【資料 3-2-55】）。

社会福祉学部においては、学生が興味関心を持ったテーマを選択し、それまでに修得してきた知識や技能を総合しながら、専門領域について主体的な研究を深めるために、教員と学生相互の協働によるゼミナール形式で学ぶ。文献講読・調査・フィールドワーク・製作・発表・討論等の過程を通じて科学的理解や分析を深め、学生自らが問題を発見・追究して一定の成果を獲得することを目的としている。その成果として、卒業論文にまとめることを目指し、令和3（2021）年度には21人の学生が卒業論文を執筆した。さらに、卒業論文の執筆学生が、研究の成果を報告する卒業研究発表会を開催している。卒業研究発表会では、学生が教員、学生及び地域関係者を前に発表を行う。この場は、学生同士による研究の共有、他の専門分野からの助言による新たな視点の獲得や達成感の向上につながっている（【資料 3-2-56】）。

子ども学部においては、各自が専門分野に対する興味・関心に基づき、専門的学修指導を受ける授業科目「卒業研究Ⅰ」を開講している。提示された課題あるいは学生自らが設定した課題について相互に問題意識を共有しつつ、情報収集、文献講読等を通して問題追究・課題探究を進め、最終的に発表を行う（【資料 3-2-57】）。「卒業研究Ⅱ」では、さらにその内容を発展させ、文献学習・調査等を行い、一連の成果を研究論文としてまとめることを目的としている（【資料 3-2-58】）。令和 3（2021）年度には 30 人の学生が卒業論文を執筆した（【資料 3-2-56】）。

なお、本学で卒業研究を担当することができる教員は、「社会福祉学部卒業研究指導教員要件」及び「子ども学部卒業研究指導教員要件」で定められている要件を満たす者としている（【資料 3-2-59】）。

### (3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

履修モデルについては、授業科目名や開講時期、学生の利活用のあり方について、教員から改善に向けた指摘、意見等が出ているため、教務委員会でこれらの指摘、意見等を多面的に把握し、改善に向けた協議を行っている。令和 4（2022）年度からは、これらの検討の積み重ねを可視化するために、カリキュラムツリーの作成や、ナンバリングの実施に向けた具体的な検討に取り組むこととする。

また、本学の CAP 制は、資格取得を目指す学生が多いことなどを理由として、年間 50 単位を上限としているが、無理なく知識を積み重ねていくことができるよう、前述のカリキュラムツリー等の検討と合わせて見直しを検討する。

本学が養成している社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士のカリキュラムが改定されたことにより、新旧の授業が混在する期間に入っているため、令和 3（2021）年度以降、複数の国家資格を取得する場合の履修科目等の時間割の調整や、実習先及び時期の追加調整の必要性が出てきた。新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じた授業や実習等の円滑な実施等の課題と合わせ、関連部署との連携を通じて検討し、適宜実行していく。

本学の学生サポート体制については、1 年次は必修科目である「基礎セミナーⅠ」と「基礎セミナーⅡ」があるため、クラス担当教員が定期的な面談を実施し、学修面や生活面の支援を行っている。また、3 年次、4 年次では「卒業研究Ⅰ」及び「卒業研究Ⅱ」を履修すれば、当該授業科目の担当教員が卒業研究の指導のほか、学生に対する相談支援が可能である。ただし、「卒業研究Ⅰ」や「卒業研究Ⅱ」を履修していない学生には、2 年次以降こうしたサポート体制を築くため、必修化の検討が行われている。令和 4（2022）年度は、全学共通基礎科目の授業科目の見直しも含めた検討を行い、令和 5（2023）年度からの実施を目指すものとする。

今後、アクティブ・ラーニングに関する教員の研鑽のための FD・SD 研修に関する充実やアクティブ・ラーニングを実施した成果が学修効果として反映されているか、などの検討も行っていく。

## 3-3. 学修成果の点検・評価

### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### (1) 3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

#### (2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

###### 1) シラバスによる達成状況の点検と評価

「福祉に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた、有能にして社会の要請に応え得る有為な人材を養成する」という本学の目的の達成状況は、授業科目ごとに点検される必要がある。シラバスには、各授業科目においてディプロマ・ポリシーに基づいた学生が到達すべき目標が明記されている。学生は達成の度合い等授業科目ごとに設定された評価尺度に基づき、成績評価を受ける（【資料 3-3-1】）。また、教員の成績評価に関し、学生から質問できる体制（問い合わせシステム）も機能している（【資料 3-3-2】）。

###### 2) 達成状況の点検と評価方法の工夫・開発としての個別面談

社会福祉士養成科目「相談援助実習指導」（令和 3（2021）年度入学者より「ソーシャルワーク実習指導」に名称変更）では、評価の方法として形成的評価を開発し、活用している。具体的には、授業の終了時だけでなく、学修過程において学生の理解状況を把握するために個別面談を実施している。面談によって、学生一人ひとりが教育目標を適切に理解し、達成可能かどうかを教員と学生の双方が確認することができる。また、学生が自らの資質を確認し、対人援助専門職としてふさわしいかどうかを客観的に理解することにより、将来の職業選択等への自己覚知を促すことにつながっている（【資料 3-3-3】）。

###### 3) 福祉系等の委員会による点検と評価方法の工夫・開発

福祉分野の社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士及び保育士、教育分野の幼稚園教諭、小学校教諭、そして公認心理師が国家資格であることは、本学の目的に明記する「高い知識と優れた技能を併せ備えた、有能」な専門職であることの明証と言ってもよい。そこで、各資格と免許に関連する社会福祉演習実習委員会、精神保健福祉実習委員会、介護福祉実習委員会、保育実習委員会、小学校教育実習委員会、公認心理師等養成委員会及びスクール（学校）ソーシャルワーク教育委員会を設置して、定期的に会議を開催するなかで教育目的の達成状況に関する点検・評価を実施している。また、併設する福祉・心理実習センター及び保育・教育実習センターでは、常時、学生面談に応じているほか、センター所属教職員が上記委員会の構成員として関わっている（【資料 3-3-4】、【資料 3-3-5】、【資料 3-3-6】）。

###### 4) 授業アンケートによる点検と評価

前期と後期には、全授業科目において学生による授業アンケートを実施している。

アンケートの内容は、教育目的の達成状況を学生の視点で評価するもので、自らの意欲・動機のみならず、教員の指導法についてもチェックする項目群で構成されている。アンケート結果は、全教員の平均値を含むレーダーチャート形式で整理・分析されているため、評価結果が明確であり、達成状況を客観的に把握することが可能である（【資料 3-3-7】）。

#### 5) 学生生活調査による点検と評価

毎年実施する学生生活調査では、教育目的の達成状況に関連する学生の学修状況を把握する項目を設けている。それらの調査結果は「学生生活調査報告書」と題したデータとしてまとめ、全ての専任教職員及び学生が閲覧できる（【資料 3-3-8】）。

#### 6) 卒業時アンケートの実施

本学の基本理念（教育理念）福祉力（7項目）と、中央教育審議会が提議した学士力について、4年間の大学生活においてどの程度身についたのかを自己評価するために、平成30（2018）年度の卒業生から、毎年卒業時に「卒業生対象学びの実感アンケート」を実施している（【資料 3-3-9】）。これにより、成績評価、卒業認定時における第三者評価と学生自身の自己評価の比較が可能になり、今後の教学マネジメントに生かすことができる。

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### 1) 年度当初における個別面談

年度当初に履修ガイダンスを設け、学年ごとに担当教員による個別対応の履修指導を実施している。一人の教員が数人の学生を担当し、新入生については個々の学生の興味、関心に沿った適切な履修計画を立てることができるよう指導を実施している（【資料 3-3-10】）。

1年次の学生については、必修科目である「基礎セミナーⅠ」においてクラス担任制度を設けることにより、学生の立てた長期計画、短期目標（成長デザインシート“マイチャレンジ”に記載）をよりきめ細やかに把握し、より適切なアドバイスや指導を行う体制が整った。前期及び後期にクラス担任が個々の学生と面談を行い、学生の心情や修学環境上の課題を把握し、面談記録を学科長が集約することになっている（【資料 3-3-11】）。

2年次以上の学生については、クラスは設置しないが、各学科において個別面談を行っている。福祉心理学科では、1年次の基礎セミナーⅠ・Ⅱのクラス担任の教員が、2年生のクラスアドバイザーに持ち上がることを原則に、前年度までの履修状況を踏まえて、資格取得を目指している場合には年次ごとの必修科目の取得状況を確認する等、卒業に向けて確実に履修を終えるよう指導している。健康福祉学科では各学年に履修指導担当教員を設け、必要に応じて面談を実施している。このような体制を確立することが、学生一人ひとりの学びの内容（コース設計）の実施と検証につながり、これらの指導を通じて、学生一人ひとりが本学の教育目的を達成しているかどうかを

確認し、教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けた評価結果のフィードバック機能を果たしている（【資料 3-3-12】）。

## 2) 実習関連委員会によるフィードバック機能

本学は、実習教育を重視する福祉系の高等教育機関だけに、実習関連の各委員会が教育目的の達成状況の点検・評価方法や指導方法の改善に向けた合議に基づくフィードバック機能を果たしている。具体的には、学生の成績評価に関し、尺度の妥当性に関する議論を通じ、教員間で偏りがちな評価方法の改善を図り、各教員にフィードバックを行っている。

例えば、社会福祉士養成課程の授業科目「相談援助実習」（令和 3（2021）年度入学者より「ソーシャルワーク実習」に名称変更）では、学生の達成度が実習指導者や実習担当教員の主観的評価とならないように客観的な指標を用いてかつ評価の素材を数値化し、実習評価の平準化を図っている。また、一連の評価基準やプロセスは社会福祉演習実習委員会において、全ての実習担当教員に共有したうえで、授業科目「相談援助実習指導 C」において、学生に対し実習先の評価・自己評価に関する個別スーパービジョンを実施している（【資料 3-3-13】）。

## 3) 実習先との連携によるフィードバック

実習先である施設・機関には「実習の手引き」を配付し、実習後の成績評価はもちろん、実習期間中であっても教育目的の達成状況の点検と評価についての改善努力を依頼している。学生に課題が発見されたときは、各実習センターや委員会を通じて巡回担当教員と現場の実習指導者（施設・機関の職員）の間で、実習教育のプログラムや指導法に関するすりあわせを行い、教育目標の達成を図る方法についての確認作業を実施している（【資料 3-3-14】、【資料 3-3-15】）。

実習内容のフィードバックについては、実習指導の授業で、学生自らの自己評価とともに実習先からの総合評価を照らし合わせ、学生自ら実習に対する取組みを修正するとともに、課題を整理することに努めている（【資料 3-3-13】）。

また、毎年 1 月に実施する「実習報告会」において、実習施設の実習生指導担当職員を招待し、学生の実習報告を聴いていただく機会を設け、教員との意見交換を実施し、実習教育のあり方を共通認識として深めることとしている（【資料 3-3-16】）。

## 4) 授業アンケートによるフィードバック

授業アンケートの目的は、担当教員が自らの評価について客観的に把握するだけでなく、改善方法を検討し、授業にフィードバックする点にある。例えば、シラバスに沿って授業が展開されていない場合は、前期と後期に各 1 回ずつ実施される授業アンケート中の評価項目である「シラバスの記載事項に基づいて授業を進めた」の結果に基づき、改善を義務づけている。令和 2（2020）年度より、マークシートによる回答から Web による回答方法に変更し、業務の効率化を図った（【資料 3-3-7】）。

### (3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的の達成状況の評価については、客観性と公平性を担保しつつ、どのような尺度を用いて評価するのか、工夫・改善の余地がある。そこで、学生の能力評価を含む修学ポートフォリオ機能の仕組みを試行的に導入したうえで、将来的には諸データから明らかになった課題を整理し、教育目標の達成状況の評価とフィードバックを効果的に実施するための分析を行う予定である。その準備として、アセスメント・ポリシーの策定に関する検討を始めるとともに、修学ポートフォリオ機能を充実させるため、能力評価を含む諸データの収集とその分析のための準備を開始する。

令和 3（2021）年度は、遠隔授業の実施による新たな学生の修学環境上の課題を踏まえて、遠隔授業のガイドラインの創設をはじめ、その他の教務関連規程の整備を順次行う。

### [基準 3 の自己評価]

本学は、教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページや大学案内等を活用し、内外に向けて明確化している。教育課程及び教授方法については、これらの方針に沿って体系的に編成され、教授方法の工夫・開発もまた、カリキュラム・ポリシーに沿って明示している。とりわけ、演習及び実習教育においては、座学では学び得ないロールプレイ等により実践的な工夫を凝らしている。

新型コロナウイルス禍の影響は大きく、通常の前対面授業から遠隔授業の実施切替えのタイミングや、遠隔授業の実施による教育内容の影響を教務委員会その他の関連部会、委員会で検討を重ねてきた。その結果、遠隔授業の実施に関する課題について、通信環境等のハード面の改善と併せて、ソフト面である遠隔授業の実施に関する検討が進められてきている。

学則にも明記した卒業要件については、年度当初の学生向けのオリエンテーションや学科ガイダンスの中で学生に周知徹底している。特に、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士養成に関するカリキュラムが改正され、令和 3（2021）年度の入学生から適用されていることから、当面は新旧カリキュラムが混在することにより、年度当初の時間割の作成等の個々の学生に対する個別指導について細心の注意を払って実施した。

単位認定及び卒業認定について、令和 3（2021）年度は、教務委員会において前述のように新型コロナウイルス禍の状況に鑑み、学生の修学環境の改善を第一に、遠隔授業の円滑な実行や各学科のカリキュラムの充実をとりまとめ、ディプロマポリシーとの齟齬が生じていないか継続した検討を行っている。

教育目的の達成状況の点検・評価とフィードバックについては、まずシラバスにおいて個々の授業科目ごとの到達目標と評価尺度を明記し、学生に周知している。また、本学の特色ともいえる国家資格取得を目指した演習・実習系の授業科目においては、実践的な専門性の修得を重視していることもあり、定期的開催している各演習実習委員会において教育目的の達成状況の点検・評価を実施している。それらの協議を通じて、指導内容と成績評価方法の具体的課題を明らかにし、その解決のために検討を重ねている。特に国家資格取得のうえでカリキュラム改正の度に時間数が増加している演習や実習について、遠隔授業の実施体制における演習の方法や実習指導体制等、新たな問題に対す

る実績の積み重ねを検証している。

授業アンケートについては、教育目的の達成状況を学生の視点で評価する手段であり、毎年度実施する学生生活調査と併せて、その結果をきめの細かい点検・評価に活かしていく役割を果たしている。

今後は、学生を対象に実施している各種アンケートの質問項目、実施方法等を総合的に検討し、アンケート結果を学修成果の可視化に反映させていくための質問を共通化し実施方法・実施時期の検証を行う予定である。

## 基準 4. 教員・職員

### 4-1. 教学マネジメントの機能性

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

学長の位置づけについては、静岡福祉大学学則第 6 条 2 項に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と規定されている（【資料 4-1-1】）。学長は、理事会、評議員会の構成員として経営上の責務を果たすだけでなく、大学の学事を統督するとともに、学長が大学の管理運営に関する意思決定を行う際に審議するための会議体である、運営協議会の議長としてリーダーシップを発揮している。運営協議会は、月 1 回の頻度で開催され、「静岡福祉大学運営協議会規程」に基づき、学長を議長として、各学部長、各学科長、事務部長及び学長が指名する者が構成員となっている。現在、学長が指名する者は、学生支援部長、教務部長、図書館長、入試広報部長及び教員採用試験対策室長となっており、その他オブザーバーとして事務部の各課長も出席している。主な審議事項は、大学の将来構想、大学運営に関わる基本方針、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定に関する事項等であり、運営協議会により本学の教学マネジメントの構築を図っている（【資料 4-1-2】、【資料 4-1-3】）。

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐役として、令和 3（2021）年度までは副学長を置いていたが、令和 4（2022）年度からは社会福祉学部長、子ども学部長が補佐的な役割を持つこととなった。具体的には、毎週「部長会」というインフォーマルな会議を設け、両学部長に加えて事務部長も加わり、教学マネジメントに関わる重要事項について協議を積み重ねている（【資料 4-1-4】）。

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長、学部長及び学科長の各所掌は、「静岡福祉大学職員組織規程」に定められている。上述の通り、学長は、教学マネジメントに関わる重要な案件について「部長会」で協議を行い両学部長とともに方向性を決め、基本的には運営協議会、教授会での審議にかけることになっている（【資料 4-1-5】）。

運営協議会に加え、教授会も、学長が教育研究に関し意思決定を行う際に審議するための会議体となっている（【資料 4-1-1】）。また、運営協議会及び教授会の審議の円滑化を目的として、委員会、センター及び専門分野を審議するための専門部会が設けられている（【資料 4-1-6】）。

以下に各組織について説明する（運営協議会については既出のため割愛）。



#### 1) 教授会

「静岡福祉大学教授会規程」に基づき、社会福祉学部及び子ども学部の学部長、学科長並びに専任の教授、准教授、講師及び助教が構成員となり、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与について意見を述べるとともに、教育研究に関する事項について審議する機関として設置されている（【資料 4-1-7】）。なお、オブザーバーとして事務部長、事務部の各課長が出席している。

本学の教授会では、学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号及び静岡福祉大学教授会規程第 3 条第 1 項第 3 号に基づき、学長が決定を行うに当たり、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして、「教員の教育研究業績の審査に関する事項」を定め、周知している（【資料 4-1-8】）。会議は、原則として毎月 1 回開催し、会議の招集及び会議における議長は、令和 4（2022）年度からは学長が行っている。

なお、学生の賞罰に関する事項のうち、退学等の懲戒に対する処分については、学則第 43 条第 4 項に基づき、「静岡福祉大学学生懲戒規程」を定めている。懲戒処分の決定に当たっては、教授会の議を経て学長が決定することとしている（【資料 4-1-1】、【資料 4-1-9】）。

#### 2) 委員会、センター及び専門部会（以下「委員会等」という。）

「静岡福祉大学委員会等設置規程」及び個別に定める規程（静岡福祉大学規程集）に基づき、大学運営及び教育研究に関する各種審議を行う機関として、「令和 4 年度年度静岡福祉大学委員会等名簿」に示す委員会等を設置している（【資料 4-1-6】、【資料 4-1-10】、【資料 4-1-11】）。

なお、委員会等は、毎年度、「目標・計画・評価シート」を学部長に提出することとしている。これは、各委員会等の委員が年度当初に達成目標、活動計画等を確認するとともに、年度末にはその活動を振り返り、自己評価したうえで、今後の課題を挙げることにより、次年度に活かす、いわば PDCA のための仕組みである（【資料 4-1-12】）。学部長は、年度末に全ての委員会等の目標・計画・評価シートを取りまとめ、総括を教授会で報告することにより教職員と情報共有している（【資料 4-1-13】）。

本学では、社会情勢等の変化に対応するため、適宜委員会等の規程の見直し及び新たな組織の設置を行うとともに、各委員会等の活動に関し、適切な教学マネジメントを構築している。

### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

事務組織については、「静岡福祉大学事務組織及び事務分掌規程」により、職制と職務、担当ごとの事務分掌を定め、事務部長の総括のもと課長の指揮の下、業務を進めている（【資料 4-1-14】）。

また、運営協議会においては事務部長が委員として選任され、各種委員会においても事務部長その他の事務職員が委員として選任され、教員と同等の立場で教学マネジメントの構築に参画している（【資料 4-1-2】、【資料 4-1-6】）。

### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学部長、学科長等の管理職は、教員がその役職にあってマネジメント業務を担っている。そのため、研修等を通じたマネジメント能力の向上を今後の課題としている。教職協働については、令和 3（2021）年度と比較すると委員会において事務職員が委員長あるいは副委員長に就任するケースが増え、また企画立案する機会も増えていることから、今後もこの流れを踏襲する。

## 4-2. 教員の配置・職能開発等

### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

#### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

#### 1) 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学の令和 4（2022）年度における各学科の専任教員数（助手を除く）については、【表 共通基礎データ様式 1】に示したとおり、福祉心理学科 15 人（うち、教授 9 人）、健康福祉学科 11 人（うち、教授 6 人）、子ども学科 13 人（うち、教授 4 人）、合計 39 人（うち、教授 19 人）である。

大学設置基準で定められている基準教員数は、福祉心理学科は 10 人（うち、教授 5 人）、健康福祉学科と子ども学科は 8 人（うち、教授 4 人）かつ大学全体の収容定員に応じた教員数 14 人（うち、教授 7 人）となっており、合計 40 人（うち、教授 20 人）である。

したがって、令和 4（2022）年 5 月 1 日時点において、大学設置基準で定められている専任教員数が 1 人足りない状況である。理由としては、令和 4（2022）年 4 月採用に向けた専任教員の採用活動を行っていたにも関わらず、2 人の採用候補者より辞退の申し出があったことが挙げられる。不足分に関し、速やかに補充する予定である。

また、子ども学科で養成している教職課程については、教育職員免許法等に基づく教職課程の専任教員数が 1 人不足している。これも前述と同様の理由によるものだが、速やかに補充する予定である（【資料 4-2-1】）。

#### 2) 教員の採用

教員の採用は、「静岡福祉大学教員選考規程」、「静岡福祉大学教員任用基準」、「静岡福祉大学教員任用基準等の採用に関する運用内規」に基づいて行われる（【資料 4-2-2】、【資料 4-2-3】、【資料 4-2-4】）。

基本的な採用の流れは、次のとおりである。

まず、学部長又は学科長が採用の必要があると認めた場合、学長に文書をもって申し立てる。その文書により、学長が教員の採用の必要を認めたときは、法人本部を通

じて口頭で理事長に内申した後、運営協議会にて、採用及び教員選考委員会設置の適否を審議する。運営協議会において教員選考委員会の設置が承認された場合、教授会において教員選考委員会委員の選考を行う。教員選考委員決定後、教員選考委員会において、公募等の採用方法及び募集後の採用候補者の選考を行う。教員選考委員会における採用候補者の選考後、教授会での二次選考を経て、学長が採用候補者を決定する。学長は、採用候補者に関し理事長に内申し、理事長が採用を承認した時点で採用が正式に決定する。

全ての職位における教員の募集において、「静岡福祉大学教員の任期制に関する規程」に従い、任期制であることを公示する。面接採用時においても、3年の任期制であることを伝え、その旨を契約書にも明記する。原則として雇用関係は任用期間の満了をもって終了するが、理事長が特に必要と認める場合には、再任用することができる（【資料 4-2-5】）。

令和4（2022）年4月の新規採用者については、福祉心理学科で2人、子ども学科で4人である（【資料 4-2-6】）。一方で、理事長が採用を認めたものの、自ら辞退した者が2人いた。

### 3) 教員の評価

役職等の事情により定年以降も雇用が継続する専任教員については、基本的には年俸制を適用している。それ以外の専任教員に対しては、業務に対する評価を年2回の賞与に反映させている。評価については、年2回の賞与時期に、学長が学部長と学科長に学科所属専任教員に対する評価を依頼し、最終的に学長が調整した結果を理事長に報告し、賞与に反映する仕組みである（【資料 4-2-7】）。

### 4) 教員の昇任

昇任については、「静岡福祉大学教員任用基準」において各職位の要件が示されている。また、昇任の基準については、「静岡福祉大学教員任用基準等の昇任に関する運用内規」に基づき、教育業績、研究業績、大学運営業績及び社会貢献業績からなるポイント制を導入している（【資料 4-2-8】）。

基本的な昇任の流れは、以下のとおりである。

まず、学部長は、学科長を通じ所属学部の教員に昇任希望の有無を聞く。昇任を希望する教員は、静岡福祉大学教員任用基準等の昇任に関する運用内規に規定された書類及び各種業績の根拠資料を添えて、学科長に申し出る。学科長は、提出書類を学部長に提出し、学部長が昇任の必要性を認めた場合、意見を添えて昇任候補者として学長に推薦する。

学長が昇任の審査の必要性を認めたときは、運営協議会において教員選考委員会設置の適否を協議する。その後の手続きは、採用と同様となる。

令和3（2021）年度の昇任希望者は、教授希望者3人、講師希望者1人であった。最終的な教授会の協議において、3人の承認が認められた（【資料 4-2-9】）。1人に関しては、教授会において過半数の賛成が得られなかったため承認が認められなかった。

#### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

##### 1) 授業アンケート（【資料 4-2-10】）

教員と学生との協働による学修活動活性化の取組みとして、FD・SD委員会が行う「学生による授業アンケート」がある（令和3（2021）年度までは、FD委員会とSD委員会が分かれていた。本件は、FD委員会が担当していた。以下、基準項目4-2において同じ。）。教員は、授業評価を受けた後に、授業アンケートに示された学生一人ひとりの意見を精査し、授業の改善に役立つ工夫をすることが義務づけられている。授業改善方針は、アンケートの集計結果を受けて当該教員が電子データで回答書を作成し、FD・SD委員会にメールで提出している。各授業のアンケート結果とそれに対する回答書は、図書館にて公開されている。授業アンケートの回答率は、令和3（2021）年前期が76.4%だったのに対して、後期は66.1%と10%弱低下した。

##### 2) 授業に関する意見箱の設置（【資料 4-2-11】）

学生から授業に対する意見や要望を集める仕組みとして、意見箱を設置している。受講している授業に関し意見、要望等があった場合には、事務室内に設置している意見箱に投書できるようになっている。FD・SD委員会は、投書された内容を確認したうえで必要と認める場合には、授業担当者にその内容を文書にて伝え、改善を促す流れになっている。

令和3（2021）年度の投書数は、1件のみであった。

##### 3) FD研修会（【資料 4-2-12】）

FD・SD委員会は、令和3（2021）年度において「zoomを使った遠隔授業の実践について」、「実質化から観た教育の質とコースのアセスメント」というテーマで2回の研修会を実施し、次年度以降の教育・研究において、実践的な活用につなげるよう企図した。

#### (3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

教員の採用・昇任に関して、現在の教育・研究・大学運営・社会的活動の4つの要素からなる基準について、それらがどのような割合であるのが適正か見直しを行い、本学の教員に求められる資質を明確にしていく。

授業アンケートの回収率は、令和3（2021）年後期以前はおおよそ70%～80%の回収率であったが、令和3（2021）年後期は66%と大幅に低下した。今後FD・SD委員会を中心に、回答率を向上するための原因の分析と対策を行っていく。

これまでFD研修会は、FD研修会終了後のアンケートで出た要望を基に実施してきたが、令和4（2022）年度より、年度当初に年間計画を作成し、その計画に沿って実施することとする。

### 4-3. 職員の研修

#### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上

## への取組み

### (1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学の SD 活動は、FD・SD 委員会が方針、計画の策定を担当している。なお、令和 3（2021）年度までは、SD 委員会と FD 委員会が別組織であったが、令和 4（2022）年度の組織改編により、2 つの委員会を統合した（【資料 4-3-1】）。

例年、SD 研修会は、教職員のニーズ等を参考に、時宜にあったテーマを取り上げ、他委員会とも連携して研修会を開催している。令和 3（2021）年度は、本学のスクールカウンセラー（臨床心理士・公認心理師）を講師に招き、「メンタルヘルスケアとストレスマネジメント」というテーマで研修会を行った（【資料 4-3-2】）。

本学の SD 研修会は、講師の了解のもとで映像を録画し、当日欠席した者が後日視聴できるよう配慮している。また、研修会終了後にはアンケートの提出を求め、今後の研修会の計画策定の参考資料としている（【資料 4-3-3】）。

その他、事務職員に対しては、資質向上を図るために法人本部主催の系列校合同の事務職員研修会（【資料 4-3-4】）に参加させるとともに、外部業者主催の研修等への参加を奨励している。

### (3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和 3（2021）年度に行われた SD 研修会は、年度の後半に入ってから検討をはじめ、年度末にようやく実施した。本来ならば、年度当初より教職員に必要な研修テーマを検討し、年間計画を立案すべきである。

したがって、令和 4（2022）年度以降は、新たな組織である FD・SD 委員会が中心となり、年間計画を立てたうえで複数回の研修会を実施することとする。

また、事務職員については、新型コロナウイルス感染症の影響により、外部業者主催の研修会がオンラインで開催されるようになり、受講しやすい環境になったため、更なる受講を促進する。

## 4-4. 研究支援

### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

#### (1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

#### (2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

教員の研究活動を支援するため、図書館では必要な研究資料の調達を優先的に行っており、各教員はこれらを活用して研究を進めている。また、週に1日は自宅における研修日を設けるとともに、夏休み及び冬休みには特別研修日として10日間を設けるなど、研究活動の促進を図っている（【資料 4-4-1】）。

本学は、近隣の自治体と包括連携協定を締結し、各地域の課題解決に向けた共同研究を行うこととしており、毎年、各行政からのヒアリングを通して、地域の課題を掘り起こし、本学の教員への情報提供を行っている。令和3（2021）年度は、本学の所在地である静岡県焼津市より依頼のあった地域課題のうち、①障害者福祉のPRと人材確保、②認知症とともに安心して生活できるやさしい街づくり、③高齢者体力測定会実施事業、④地域の子どもの縁の活性化事業、⑤ディスカバリーパーク焼津館内の総合的なバリアフリー化の5件を実施した（【資料 4-4-2】）。

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 1) 公的研究費等の不正防止について

文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、「静岡福祉大学における公的研究費等の運営・管理に関する基本方針」、「静岡福祉大学公的研究費等の使用に関する行動規範」、「静岡福祉大学学術・研究活動における不正防止に関する規程」、「静岡福祉大学公的研究費等不正防止計画」、「静岡福祉大学における公的研究費等に係る内部監査要領」、「静岡福祉大学科学研究費補助金経理事務取扱要領」を定めている。

具体的には、最高管理責任者を学長、研究活動適正運営責任者を副学長、統括管理責任者を事務部長と位置づけており、大学全体の公的研究費等の不正防止に関する責任体制を構築している。加えて、学術研究倫理に係る研究者等に対する周知等の実施、国内外における情報の収集及び分析、不正防止計画の策定及び実施に関する事項を行うため、公的研究費等適正管理推進委員会を設置している（【資料 4-4-3】）。

##### 2) 研究計画倫理審査体制について

実際に専任教員等が学内で研究を行う際に、適切な計画に基づいて実施する研究であるか否かの審査を行うための委員会組織として、「研究計画倫理審査委員会」を設置し「静岡福祉大学研究計画倫理審査規程」を基に活動している（【資料 4-4-4】、【資料 4-4-5】）。専任教員等は、研究計画の申請に当たって「研究計画倫理審査委員会」が作成した「静岡福祉大学「人を対象とする研究・調査」研究倫理審査申請の手引き」を参考に作成を行うことになっている（【資料 4-4-6】）。令和3（2021）年度は、6件の研究計画の申請と、2件の変更申請があった。それらの研究計画に対して、委員会は厳正な審査を行い実施の適否を判断した（【資料 4-4-7】）。

以上のとおり、本学では、研究倫理に関する規程等を適切に整備・運用し、厳正な審査の下で研究が行われている。

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

教員の研究費（旅費を含む）は、「静岡福祉大学教員研究費執行方針」に基づき、教授、

准教授、講師、助教ともに、専任教員は一律 18 万円である。ただし、特任教授、特任准教授、特任講師は、9 万円としている（【資料 4-4-8】）。教員は、研究費の使用のために、年度初めに研究課題と経費ごとの金額を記入した「教員研究費予算要求書」を、年度終わりに「教員研究費にかかる研究報告書」と「教員研究費にかかる研究業績報告書」を提出することになっている（【資料 4-4-9】）。また、教員が研究費を適切に執行できるように「静岡福祉大学研究費マニュアル」を作成し、教員に配布している（【資料 4-4-10】）。以上のように、教員の研究費に関して、職位にかかわらず平等に配分するとともに、適正に執行できるように工夫している。

科研費等の外部資金獲得については、令和 3（2021）年度は 4 件の科研費を獲得している（【資料 4-4-11】）。なお、教員の研究活動の活性化に向けた支援を行うため、令和 4（2022）年度科学研究費助成事業への公募に関する説明を令和 3 年（2021）年 7 月の教授会で行った（【資料 4-4-12】）。

### (3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

今後も公的研究費等の不正防止に努め、社会的責任を果たし、学術・研究の信頼性と公平性及び自由な研究活動の遂行を確保していく。

### 【基準 4 の自己評価】

本学は、学長がリーダーシップを発揮するための社会福祉学部長と子ども学部長との定期的な協議の場が設けられているとともに、運営協議会や教授会及びそれらの審議を円滑に進めるための各種委員会、センター、専門部会等の組織によって学長を補佐する体制を整備している。また、運営協議会や教授会及び各種委員会等の役割を明確に規定し、執行を行う事務部に適切に職員を配置することで、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。

教員の配置については、教育目的に則した昇任、採用等が規定に基づき適切に行われている。現在、大学設置基準及び教育職員免許法等に基づく教職課程の専任教員数がそれぞれ1人不足している状況にあるが、速やかに人員を補充するために既に手続きに入っているところである。FD及びSDに関しては、教育内容・方法等の改善、大学運営に関わる職員の資質・能力向上のために効果的に実施できている。研究支援に関しては、研究環境の整備、研究倫理の確立、研究活動への資源配分を適切に運営・管理している。

以上のことから基準4を満たしている。

## 基準 5. 経営・管理と財務

### 5-1. 経営の規律と誠実性

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

#### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

##### (1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人静岡精華学園（以下「本法人」という。）は、学校法人静岡精華学園寄附行為第 3 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、時代に即応する新しい人材を育成することを目的とする」と定め、誠実に学校運営に当たることを表明している（【資料 5-1-1】）。

本法人が設置する各学校は、関係法令・諸規程等に基づく学校経営を組織的に行い、各学校の社会的な役割を果たすとともに、本法人にあっては社会的に信頼される学校法人としての確立を目指している（【資料 5-1-2】、【資料 5-1-3】）。

なお、理事会、評議員会は、定期的開催され、監事による厳正な監査を受けている（【資料 5-1-4】）。

また、本法人の業務に関し、法令、寄附行為若しくは学内諸規程に違反する行為又はその恐れがある行為が現に生じ又はまさに生じようとしている場合は、その早期発見及び是正を図るために必要な仕組みとして「学校法人静岡精華学園公益通報等に関する規程」を設け、適切に対応する体制を整えている（【資料 5-1-5】）。

本法人は、学校法人静岡精華学園情報公開規程に基づき、学内外に対する情報公開を積極的に実施しており、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿並びに監査報告書及び役員に対する報酬等の支給基準に関し、請求があった場合には閲覧できるとともに、本法人の HP に公表している。大学についても、学校教育法施行規則第 172 条の 2 で規定されている情報や教育職員免許法に係る教員の養成の状況に関する情報等は、大学の HP に公表している（【資料 5-1-6】）。

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

理事会、評議員会、常勤理事で組織している「学校法人運営委員会」、大学の将来構想や大学運営に関わる基本方針等を審議する「静岡福祉大学運営協議会」等を定時又は臨時に開催し広く意見を求めることで、大学の使命・目的の実現に向けた努力を行っている（【資料 5-1-7】、【資料 5-1-8】）。

本法人が設置する各学校が、その設立における使命・目的を実現していくために、平成 22（2010）年度より中期計画を策定している。この計画は、本法人における運営上の基本方針及び法人全体の取組みを示すとともに、各学校における教育方針、教育計画、経営計画及び入学者確保計画等を盛り込んでいる。令和 3（2021）年度からは、「静岡精華学園みらい躍進計画〔令和 3 年度～令和 7 年度〕」として、新たな中期計画に取り組



み始めた（【資料 5-1-9】）。法人本部では、中期計画を着実に遂行するため、管理の方法について打合せを行った（【資料 5-1-10】）。また、中期計画の進捗状況は、理事会・評議員会で各学校が報告し、情報共有に努めている（【資料 5-1-11】）。

### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境への配慮については、夏季の省エネルギー対策として、職員には軽装を励行している。また、体育館照明や外灯を LED 化した（【資料 5-1-12】）。

人権への配慮については、「倫理・コンプライアンス規程」、「静岡福祉大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規則」に基づき、倫理・コンプライアンス委員会、ハラスメント防止委員会を設置し、ハラスメントの防止、被害の救済及び環境改善等の活動を行っている（【資料 5-1-13】、【資料 5-1-14】）。

安全への配慮については、大学では学長を委員長とした静岡福祉大学危機管理委員会で防災訓練や危機管理に必要な事項を審議している（【資料 5-1-15】）。

具体的には、学生に対しては、学生便覧に学生用の災害対策マニュアルを掲載し、全ての建物の避難経路や避難場所を図示し、周知に努めており（【資料 5-1-16】）、教職員については、共有サーバーに災害対策マニュアルを保管し、いつでも閲覧できるようにしている（【資料 5-1-17】）。

また、防火防災管理については、防火防災対策委員会を設置し、組織的な防火防災に努めており、令和 3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮して、3 密を避けるため気象庁主催の緊急地震速報訓練を活用した放送訓練と防災訓練（初期動作）を実施した。いざという時に取るべき防災行動や実際の避難経路を正しく認識するとともに、有事に当たって具体的にどのような行動を取るか等の確認を行った（【資料 5-1-18】）。令和 3（2021）年度は、非常用放送設備の改修工事を行い、非常放送の一元化が可能となった（【資料 5-1-19】）。

災害発生時に備えて、飲料水や食料、その他用品の備蓄品に関し、消費・使用期限等の点検を行っており、特に、保管している飲料水や食料については、保存年限を超えないよう定期的に更新している（【資料 5-1-20】）。

本学建物の耐震化率は 100%であり、想定される地震動に対しての強度は保証されている。

なお、本学所在地は、海岸までの距離が約 3 km、海拔 9m であり、静岡県第 4 次地震被害想定では、南海トラフ巨大地震の津波浸水域から外れているため、焼津市の指定津波避難ビルに指定されており、地元の防災拠点として機能している（【資料 5-1-21】）。

昨今大きな問題となっている新型コロナウイルス感染症については、より迅速な対応をするために立ち上げた危機管理室において、随時対策を協議し、大学独自の対応指針の策定・改訂、地域の感染状況に基づく各種イベントの実施判断等を行っている（【資料 5-1-22】）。令和 2（2020）年度の前期授業は、約 1 か月延期し、5 月 11 日から遠隔授業にて開始した後、6 月 8 日より対面授業に切り替えて実施した。令和 3（2021）年度についても新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い 10 月の 1 か月間、遠隔授業を実施した。その他、令和 3（2021）年度実施してきた主な対応は次のとおりである。

- 1) 新型コロナウイルス感染症の流行段階に応じた行動指針の策定と周知（【資料

5-1-23】)

- 2) 新型コロナウイルス禍の学生を含め、経済的な困難を抱える学生への対応として、学則の授業料等の延納、分納に関する規定を改正（【資料 5-1-24】）
- 3) 構内で実施する行事の規模縮小（卒業式、入学式、オープンキャンパス、大学祭等）
- 4) 遠隔授業実施に係る環境整備（サーバー更新、光ケーブル敷設替え、貸出用 PC の整備等）
- 5) 各種感染予防措置（各教室・会議室の定員抑制、無窓教室の使用取りやめ、手指消毒剤の構内設置、非接触型体温計の導入、分散授業用資機材整備、食堂及び地域連携推進センター内テーブルに飛沫感染防止用パーティションの設置、福祉創造館 1 階学生ホールのテーブルの間引き等）
- 6) 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は、大学拠点接種の要件を満たすことができなかつたため、法人本部や大学等が近隣の医療機関や他大学と交渉し、希望する学生、教職員に対し実施した。特に教職員は、職務免除により接種できることとし促進を図った。その際、福祉、保育、教育等の実習に関わる教員や学生を優先した（【資料 5-1-25】）。

教職員への労働安全衛生対策としては、教職員全員を対象とした、大学の SD 研修において、本学のカウンセラー（臨床心理士、公認心理師）によるメンタルヘルスケアとストレスマネジメントの講演を行った（【資料 5-1-26】）。

障がいや病気等で支援や介助が必要な学生のための支援として、社会福祉士及び公認心理師の資格を持つ事務職員、カウンセラー、ソーシャルワーカー及び看護師による学生相談体制を整えている（【資料 5-1-27】）。

### (3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学のガバナンス・コードを策定していないため、学長のリーダーシップの下、令和 4（2022）年度中に策定し、遵守状況を点検するとともに、情報公開することにより規律の振返りと誠実性を示す。

令和 3（2021）年度より始まった「静岡精華学園みらい躍進計画〔令和 3 年度～令和 7 年度〕」について、大学では、質の向上という目的が同じである自己点検・評価及び認証評価の業務とも照合しながら、進捗管理をしていく。

環境への配慮については、ペーパーレス化の一つとして、電子決裁システムの導入を検討する。

人権については、法律の改正に伴い見直しが必要となった倫理・コンプライアンスやハラスメント、個人情報保護に係る規程を改正する。

新型コロナウイルス感染症拡大防止等については、現在、危機管理室で協議しているが、既存の危機管理委員会との整合性を図り、より円滑な運用を目指す。

## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性**

学校法人静岡精華学園の最高意思決定機関は理事会であり、通常年4回（5月、9月、12月、3月）開催される。理事の定数は9人～11人であり、選任区分は第1号理事が各所属長で定数は3人又は4人、第2号理事が評議員理事で定数は3人、第3号理事が学識経験者で定数は3人又は4人となっている。理事は令和3（2021）年度当初は前年度末に急遽2人辞任したため2人欠員で、かつ常務理事が不在であったが、令和3（2021）年5月の理事会において新たに2人の理事を選任し9人となった。その際、常務理事も選任した（【資料5-2-1】）。令和4（2022）年4月には、理事会の更なる充実を図るため、非常勤理事を1人増員し10人となっている（【資料5-2-2】）。

理事会は、寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。なお、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなしている（【資料5-2-3】、【資料5-2-4】）。

理事長、常務理事、常勤理事からなる学校法人運営委員会を設置し、理事会へ提出する議題については、学校法人運営委員会において事前の協議を行い、理事会における意思決定が迅速でよりの確に行えるよう進めるとともに、学園全般の諸課題について協議を行っている（【資料5-2-5】）。

また、常勤理事が財務状況をより理解できるように、日本私立学校振興・共済事業団に中期計画や財務状況等を示し分析を依頼し、それを説明する機会を設けた（【資料5-2-6】）。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人ガバナンス改革に伴い、本法人のガバナンス体制の現状を振り返るとともに、私立学校法の改正が施行された場合に速やかに体制の移行ができるよう準備を進めるものとする。

**5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック**

**5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化**

**5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性**

(1) 5-3 の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化**

本法人の最高意思決定機関である理事会に提出する議題は、基本的に全て学校法人運営委員会で協議される。学校法人運営委員会の構成メンバーは、常勤の理事である理事長、常務理事、学長、校長及び園長となっており、法人本部職員、大学事務部長及び中学校・高等学校事務長がオブザーバーとして出席している（【資料5-3-1】）。

大学においては、運営協議会を設置し、大学の将来構想、大学運営に関わる基本方針等の重要事項を審議している。運営協議会の構成メンバーは、学長、学部長、学科長、事務部長、その他学長が指名する者となっており、審議した事項は、教授会に通知している（【資料 5-3-2】）。

また、教育研究に関する事項を審議するため、教授会を設置し、教授会の意見が学長等を通じて大学運営に反映される仕組みとなっている（【資料 5-3-3】）。

さらには、運営協議会及び教授会の審議の円滑化を目的として、委員会、センター及び専門分野を審議するための専門部会を設けている（【資料 5-3-4】）。

法人業務に関する連絡協議、法人本部と学校及び学校相互間における業務の調整連絡については、法人本部事務局長、大学事務部長、中学校・高等学校事務長等で組織する「静岡精華学園業務連絡協議会」において調整連絡を図っている。この静岡精華学園業務連絡協議会の開催は、定例として年 1 回、その他必要に応じて、開催している（【資料 5-3-5】）。

その他、所属間のコミュニケーションを密にするため、所属長が理事長や常務理事と協議しやすい機会として五者協議等を設けた（【資料 5-3-6】）。

よって、本法人及び大学の各管理運営機関の意思決定は、円滑に行われている。

教職員の考えを学園の運営に活かす仕組みとして、改革・改善提案制度「一人 1 改革運動」を実施してきた。しかし、提案数が減少してきたことや予算措置に課題があったことから、より効果的な方法を検討した。令和 3（2021）年度においては、理事長が交代したばかりということで、試行的に理事長と中堅職員の意見交換会を行い、直接、理事長に意見を伝えられる機会を設けた。一部の意見は改善に向けての参考となった（【資料 5-3-7】）。

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本法人の監事は、学校法人静岡精華学園寄附行為に基づき、定数を 2 人又は 3 人としており、また、本法人の理事、職員又は評議員以外の者であって、理事会において選出した候補者の中から、評議員会の同意を得て、理事長が選任している（【資料 5-3-8】）。

令和 2（2020）年度末に急遽 1 人が辞任したことにより、令和 3（2021）年度当初は 1 人であったが、令和 3（2021）年 5 月に新たに理事長が 1 人を選任し 2 人となっている（【資料 5-3-9】）。監事を務める者は、理事会及び評議員会に出席し意見を述べるとともに、必要の都度、理事長等から学校法人の運営状況について説明を受けている。

また、監査等の充実を図るため、監事による監査計画書に基づく監査を実施した（【資料 5-3-10】、【資料 5-3-11】）。

次に、評議員の定数は 19 人～23 人であり、選任区分は①本法人の職員で、理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者 7 人又は 8 人、②本法人の設置する学校を卒業若しくは修了した者で、年齢 25 年以上のものの中から、理事会において選任した者 4 人以上 6 人以内、③本法人の設置する学校の在籍者の父母若しくは保護者のうちから、理事会において選任した者 3 人又は 4 人、④学識経験者のうちから、理事会において選任した者 4 人又は 5 人となっている。令和 3（2021）年度の現員は 20 人、令和 4（2022）年度は 21 人であり、理事総数の 2 倍を超える数という私立学

校法の規定を満たしている。①、③に該当する評議員の退職や子女の卒業により一時的に欠員になることはあるが、速やかに後任を選任している。各選任区分の現員も寄附行為を満たしている（【資料 5-3-12】、【資料 5-3-13】）。

評議員会は、理事長の諮問機関として予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、事業計画、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、寄附行為の変更、合併、目的たる事業の成功の不能による解散、寄附金品の募集に関する事項、その他本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるものについて、理事会で決定する前に、あらかじめ評議員会の意見を聴いている（【資料 5-3-8】）。

### (3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

法人本部と大学、また所属間のコミュニケーションを密にし、納得のいく意思決定ができるように所属長等が協議する頻度を増やすため、学校法人運営委員会を月ごとに開催することにした。

一人1改革運動に代わるものとして試行的に行った理事長と中堅職員の意見交換会に関し、内容は現場の実情の確認が多く提案は少なかった。また、職員全員を対象としたものではなかったため、改善を図る。

## 5-4. 財務基盤と収支

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### (1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

#### (2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本法人は、法人本部が各所属を統括し、中期計画「静岡精華学園みらい躍進計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」を策定している。この中期計画の策定は、各所属で策定した計画案を、令和 3（2021）年 2 月の評議員会にて意見聴取を行った後、同年 3 月の評議員会及び理事会を経て決定したものである（【資料 5-4-1】、【資料 5-4-2】、【資料 5-4-3】）。

令和 4（2022）年度当初予算は、中期計画で定めた指標をもとに、各所属からの事業活動計画・予算要求を法人本部が取りまとめている（【資料 5-4-4】、【資料 5-4-5】）。

有利子負債について、借入金残高は 170 百万円となり、前年度比 25 百万円減少している。平成 17（2005）年に日本私立学校振興・共済事業団から、平成 24（2012）年に静岡県私学教育振興会（現・静岡県私学協会）から借入しているが、滞りなく返済している。また、運用資産は、現金預金 631 百万円、特定資産 1,551 百万円となり、前年度末比 71 百万円増加している。これは、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症対策に関連した事業を多く実施し、令和 3（2021）年度はそれがひと段落したためであるが、短期的な支払能力を表す流動比率（流動資産÷流動負債）は 177.2%であり、前年度実績 201.0%から悪化したが、適正水準を維持している（【資料 5-4-6】、【資料 5-4-7】）。

資産運用については、定期預金及び債券で運用しているが、マイナス金利政策導入後から財務収入が減少、新型コロナウイルス禍の影響もあって依然として低金利環境にある。法人本部会計課では「学校法人静岡精華学園資産運用規程」に基づき資産運用しており、令和3（2021）年度には、大手企業が発行する、償還までの期間が短い債券を購入し、利息収入の確保に努めている（【資料5-4-8】、【資料5-4-9】、【資料5-4-10】）。

以上より、中期計画にて5年後の主要な数値目標を示すとともに、適正な予算管理、計画的な債務返済、堅実な資産運用を行っており、適切な財務運営ができています。

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本業である教育活動資金収支差額は黒字を維持しているが、経常収支差額は6年連続赤字となっている。教育活動資金収支差額比率（教育活動資金収支差額÷教育活動資金収入）は7.8%となり、前年度比6.6ポイント改善した。

本法人の経営を持続的かつ安定的に継続するため、保有すべき特定資産の要積立額は、退職給与引当金、減価償却累計額に相当する額である。この要積立額に対する運用資産の保有状況を表す積立率（運用資産÷要積立額）は令和3（2021）年度末では42.2%となっている。令和2（2020）年度からは改善しているが、5年前と比較すると6.0ポイント悪化している。ただし、資金の調達源泉を表す純資産構成比率（純資産÷（総負債＋純資産））は85.4%であり、現時点では適正水準を維持している（【資料5-4-7】）。

収支バランスを改善するためには、入学者の安定確保が必要であるが、令和4（2022）年度入学者数は196名で、収容定員充足率は73.9%（前年度比プラス2.0ポイント）となった（【資料5-4-11】）。

一方、在学生については、令和3（2021）年度の退学者数（除籍者を含む）は35名で、前年度実績21名から14名増加している。令和2（2020）年度から「大学の無償化」が始まり、本学の奨学金制度と併せて学生支援が手厚くなっていることで、修学費用を理由に退学する学生は減っている。しかし、進路変更や就学意欲低下を理由に退学する学生が増えた（【資料5-4-12】）。

また、本学では通信環境の脆弱性やセキュリティ保護が以前から課題となっていたが、遠隔授業の実施に当たり、ICT（情報通信技術）環境を整備し、遠隔授業の環境構築を行った（【資料5-4-13】）。

外部資金の獲得については、寄付金収入、焼津市との包括連携協定に基づく補助金、受託事業収入など継続的な資金獲得に努めている。令和3（2021）年度の寄付金収入は、主に大学の後援会、PTA等の関連団体からで、法人全体で18,862千円となっている。また、科学研究費助成事業は、4件780千円の間接経費を本学が受け入れた（【資料5-4-14】、【資料5-4-15】）。

#### (3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

今後は中期計画の数値目標を踏まえ、適正な財政基盤維持をベースに、計画的な施設修繕等の修学環境の向上に努める。

## 5-5. 会計

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

#### (2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 5-5-① 会計処理の適正な実施

本法人は、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人静岡精華学園経理規程」、「学校法人静岡精華学園経理規程施行細則」、「学校法人静岡精華学園固定資産及び物品調達規程」、「学校法人静岡精華学園固定資産及び物品管理規程」等の諸規程に基づき、会計処理を行っている（【資料 5-5-1】、【資料 5-5-2】、【資料 5-5-3】、【資料 5-5-4】）。

予算執行においては、予算額を超えるときは、各所属が流用調書を作成し、総括経理責任者（常務理事）の承認を経て、予算の科目間流用を図って全体予算をコントロールしている。ただし、令和 3（2021）年度は期中の流用がなかった（【資料 5-5-5】）。また、予算とのかい離が大きい場合は補正予算を編成し、理事会の議決を経て予算の補正を行っている。令和 3（2021）年度も補正予算を編成しており、年度末退職に関するもの、図書廃棄に関するもののほか、新型コロナウイルス感染症の対策に関するもの等、収入及び支出予算を補正している（【資料 5-5-6】）。

本法人は、会計監査人監査を定期的実施しており、学校法人会計基準に則した適正な処理であることを、公認会計士である監査人が確認している。法人本部では、監査人からの監査要求に基づき必要な書面を提出し、全ての取引及び業務手続に関する説明を行っているが、必要に応じて、監査人は各所属の現地調査も行い、担当者からの聞き取り調査をしている。令和 3（2021）年度においては、大学では事務部、福祉・心理実習センター（旧：福祉実習指導センター）、保育・教育実習センター（旧：保育・教育実習指導センター）が調査対象となり、修学支援新制度に係る手続、学納金手続、小口現金・通帳管理、券売機に係る現金管理、周辺会計（後援会、実習費）について監査が行われ、重大な指摘事項はなかった。なお、福祉・心理実習センター及び保育・教育実習センターでは、実習費管理のため実習費管理システムを導入し、会計事務の標準化を図った（【資料 5-5-7】）。

本法人は、会計監査人監査での指導や助言に基づき業務内容等を改善しているが、新たな取引や疑問点等があれば、監査日を待たずに監査人に連絡を取り、会計手続をその都度確認している。令和 3（2021）年度も、会計監査人と連携し、納期どおりに決算処理を行っている（【資料 5-5-8】）。

適正な会計処理を行うためには、会計に関する仕組み作りに加え、人作りも重要である。法人本部会計課では、各々の役割・責任に見合った実践的なスキルアップを継続的に実施し、人材育成を図っている。令和 3（2021）年度は、学校法人会計の専門性を高めるため、オンラインセミナーを受講するなど、必要な知識の習得に努めている（【資料 5-5-9】）。

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査人監査は、監査人となる監査法人の公認会計士 3 人及び会計補助員 1 人によって、例年 6 回実施しているが、令和 3（2021）年度は法人本部会計課担当者の交代などもあり 8 回実施した。計算書類、重要な会計方針等のほか、計算書類を適正に表示するために必要な関連帳票、内部統制、周辺会計等についても監査している。監査人は、理事長及び監事とのコミュニケーションを図るため、監査人を含めた三者で意見交換する場を設けている。ここでは主に、会計処理の適正化に関する事項、決算報告に関する事項、経営に関する事項等について意見交換している（【資料 5-5-8】）。

監事監査は、「学校法人静岡精華学園監事監査規程」に基づき、業務状況及び財産状況を監査している。業務監査では、書面監査のほか、理事長及び法人本部職員との意見交換を行った後、学校施設の視察を実施している。令和 3（2021）年度は、理事会及び評議員会を各々 4 回開催しているが、監事 2 人がおおむね出席している（【資料 5-5-10】、【資料 5-5-11】、【資料 5-5-12】、【資料 5-5-13】）。

なお、令和 2（2020）年度末に監事 1 人が辞任したが、令和 3（2021）年度に新監事を 1 人選任した。

本法人では、監事が非常勤であり、監査機能を十分に果たすことが難しいため、内部監査を実施し、監事監査を支援している。令和 3（2021）年度は、理事長が令和 4（2022）年 1 月に内部監査計画を承認し、監査担当者は、当該計画書に基づく内部監査を実施し、令和 4（2022）年 3 月 30 日に理事長に結果を報告している。今回は働き方改革をテーマとし、大学及び中学・高校を対象に実施している（【資料 5-5-14】、【資料 5-5-15】、【資料 5-5-16】）。

### (3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理を適正に行うためには、監事監査、会計監査人監査、内部監査の三様監査が重要である。「会計監査人監査」については、監査人である公認会計士の指導により適正な会計処理ができていたので、今後も現在の運用体制を維持し、透明性の高い事務処理の執行に努める。

### [基準 5 の自己評価]

本法人は、平成 16（2004）年の静岡福祉大学開学以来、学校教育法関係法令、法人寄附行為及び大学学則等を遵守し、大学をはじめとする法人所属の教育機関を適切に運営している。

大学の運営に関して、理事長や学長のリーダーシップが最大限発揮できるように、法人においては学校法人運営委員会を設置し、理事長出席のもとで関係機関の様々な課題について議論を深め、その解決に向けて協議を積み重ねてきた。令和 3（2021）年度は、前年度末に理事長が交代したことや新中期計画初年度であることから、より頻回にコミュニケーションを図る機会を設けた。

基準 5 の各基準項目に記述した通り、経営・管理と財務の全体について、本法人は十分に適合しているものと判断する。



## 基準 6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、学校法人静岡精華学園の中期計画「静岡精華学園みらい躍進計画（令和 3 年度～7 年度）」及び本学の将来構想「静岡福祉大学の近未来ビジョン～明日を創るための 10 の主題～」において、学修成果の可視化等の内部質保証に関する施策が定められている（【資料 6-1-1】、【資料 6-1-2】）。

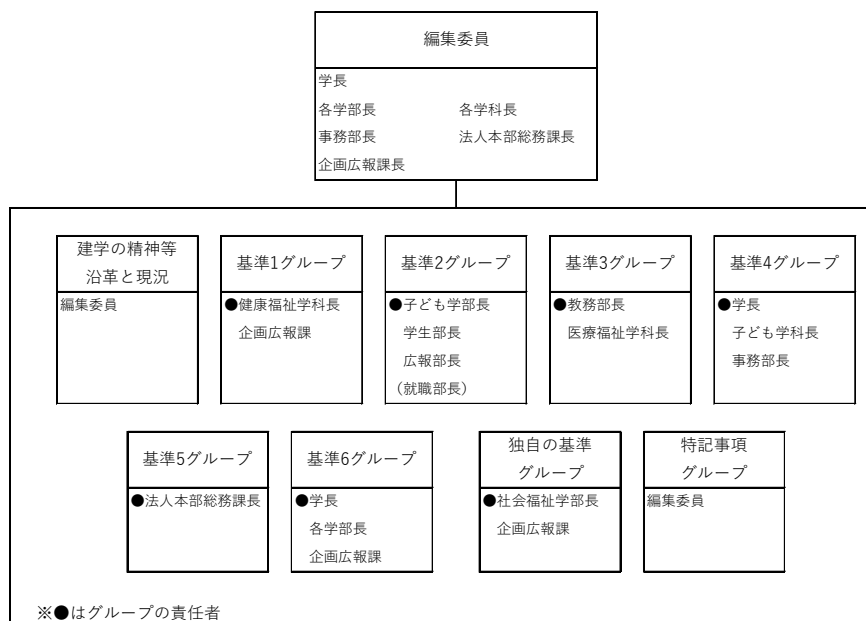
これらの施策の実施状況は、自己点検・評価委員会にて自主的・自律的に点検を行うこととしている。自己点検・評価委員会は、学則第 2 条において、教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする、と規定されている（【資料 6-1-3】）。

また、静岡福祉大学自己点検・評価委員会規程（以下「規程」という。）に基づき、①自己点検・評価の方針に関する事項、②自己点検・評価の実施に関する事項、③自己点検評価書の作成及び公表に関する事項等を審議しており、委員長は学長をもって充てている。その他委員としては、各学部長、各学科長、教務部長、学生支援部長、入試広報部長、事務部長といった内部質保証の推進に欠かせない役職者を配置するとともに、関係職員も配置し、自己点検・評価業務と合わせ内部質保証のための責任体制も構築している。

また、自己点検・評価の基準は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「評価機構」という。）に基づくこととしているため、内部質保証に関する点検項目が適切に組み込まれている（【資料 6-1-4】）。

令和 3（2021）年度における自己点検・評価業務の実施体制は、【図 6-1-1】のとおりであり、「編集委員」と「基準ごとの担当グループ（以下「基準グループ」という。）」により構成されている。

# 静岡福祉大学



【図 6-1-1】令和 3（2021）年度の自己点検・評価業務実施体制

まず、編集委員の業務は、当該年度の自己点検・評価業務に関する全体の方向性の検討や自己点検評価書の校正業務等、中心的な役割を担っている。委員は、委員長である学長をはじめ、学部長、学科長等の教職員により構成されている。

次に、基準グループの業務は、当該基準の基準項目を分担し、執筆することである。なお、基準グループには必ず責任者を置き、執筆の取りまとめ役としているが、編集委員と基準グループの連携を図ることを目的として、責任者は必ず編集委員の者を充てている。

以上より、本学は内部質保証のための自己点検・評価組織を整備しており、責任体制も確立している。

### (3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証を推進するためには、さまざまな課題に対する具体的な改善案を示したうえで、自己点検・評価委員会や本学の管理運営に関する重要事項を審議する運営協議会で協議することが必要と考えているが、現状、具体的な改善案を検討するための組織がないことが課題となっている。そこで、令和 4（2022）年度に就任した新学長を中心に、それらの組織の設置を検討し、早い段階で具体的な改善案に関する協議を始めることとする。

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有**

本学は、規程により、原則として毎年度、自己点検・評価業務を実施することとなっている。令和 3（2021）年度における自己点検・評価業務の実施方法は、以下のとおりである（【資料 6-2-1】）。

- 1) 編集委員が検討した自己点検評価書作成スケジュールを委員会で審議
- 2) 承認されたスケジュールに基づき、各基準グループは、原稿を作成
- 3) 基準グループの責任者は、当該基準の原稿を取りまとめ、学長（委員長）に提出
- 4) 編集委員は、基準ごとに校正を行い、執筆担当者に返却
- 5) 執筆担当者は、校正指示に基づき、第 2 稿を作成
- 6) 基準グループの責任者は、当該基準の第 2 稿を取りまとめ、学長（委員長）に提出
- 7) 編集委員は、全体を通した校正を実施
- 8) 校正後、編集委員による会議により最終案を検討
- 9) 最終案を委員会に提出し審議、承認

上記の流れで実施することにより、基準グループの責任者は、実際に業務を担当している教職員と連携しながら報告書を執筆することになるため、当該基準の詳細な業務内容を把握することができる、というメリットがある。

なお、当該年度の自己点検評価書作成スケジュールは、例年 5 月に委員会で審議しているが、令和 3（2021）年度は、令和 2（2020）年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、後ろ倒しすることとなった。

自己点検・評価業務を実施するうえで欠かせないのは、エビデンスである。自己点検・評価業務の実施前に開催する委員会において、エビデンスがない事項は記載することができない旨を説明していることから、執筆担当者は必ずエビデンスを収集し、自己点検評価書の作成を行っている（【資料 6-2-2】）。

完成した自己点検評価書は、教授会において完成した旨の報告を行った後、共有ファイルに保存し、教職員なら誰でも閲覧できるようにしている。また、社会に対しては、本学ホームページ上で公表している（【資料 6-2-3】）。

したがって、本学では自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、その結果を共有していると言える。

**6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析**

本学で IR 業務を担当しているのは、事務部企画戦略課（旧：企画広報課）である。

令和 3（2021）年度までは、情報システム推進センター（旧：企画情報センター）が IR 業務の実施組織であったが、令和 4（2022）年度の新学長就任時に行った組織改編により、企画戦略課を IR 業務の実施組織と位置づけた。

企画戦略課の主な業務は、大学の IR に関するもののほか、学長からの特命事項に関すること、自己点検・評価及び大学機関別認証評価に関すること（中期計画の進捗管理を含む）、大学の広報に関すること等であり、静岡福祉大学事務組織及び事務分掌規程に定められている（【資料 6-2-4】）。

また本学では、内部質保証のために学生、卒業生、企業等に対し、さまざまなアンケートを実施している。具体的には、①入学生アンケート、②授業アンケート、③学生生活調査、④卒業時アンケート(卒業生対象学びの実感アンケート)、⑤卒業生アンケート、⑥企業からの本学卒業生に対するアンケート等である(【資料 6-2-5】)。これらのアンケートは、関連する委員会等が中心となって実施し、データの収集等を行っている。

### (3) 6-2 の改善・向上方策(将来計画)

本学において、学生等に対しさまざまなアンケートを実施し、データの収集等を行っているものの、これらの情報が点在しており集約できていない。その結果、アンケート間の連携が見られないため、全学的な学生支援体制の実質化に課題がある。

そこで、まずは学長のリーダーシップの下、企画戦略課が本学で実施しているアンケートの収集・分析を行ったうえで、アンケートの実施目的を再確認し、質問項目等の見直しを検討する。

将来的には全てのアンケートを見直すが、令和 4 (2022) 年度は、優先度の高い学生生活調査の見直しに着手する。

## 6-3. 内部質保証の機能性

### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

#### (1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

#### (2) 6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、大学全体の PDCA サイクルの仕組みを構築するための手段として、下表の資料を活用している(【資料 6-3-1】)。

Plan	中期計画	中期計画「静岡精華学園みらい躍進計画(令和 3 年度～令和 7 年度)」の大学に関する施策
Do	目標・計画・評価シート	委員会等において、1 年間の目標及び活動計画について記載し、年度末に振り返るためのもの。
Check	自己点検評価書	評価基準に則り、エビデンスを基に実施内容を記載し、次年度への改善・向上方策を記載したもの。
Action	事業計画書	次年度に実施する業務等の計画を記載するとともに、当該業務等に係る予算額を示したもの。

具体的な PDCA サイクルの仕組みは、以下のとおりである。

- 1) 中期計画に記載されている施策に基づき、委員会等は、目標・計画・評価シートに当該年度の活動計画を記載し、具体的な取組みを実施する。

- 2) 委員会等の取組内容について、エビデンスを基に振り返り、自己点検・評価を行い、次年度に向けた改善・向上方策を検討したうえで、自己点検評価書を作成する。
- 3) 自己点検・評価結果に基づき、次年度に実施する取組内容を事業計画書に記載するとともに、予算を要求する。
- 4) 当該年度の実績と中期計画を比較検討し、達成度合いを確認する。場合によっては、目標の修正を行う。

以上より、本学における PDCA サイクルの仕組みは確立していると判断できる。

また、自己点検・評価業務を実施する際、前年度の自己点検評価書に記載されている各基準項目の改善・向上方策を一覧にまとめるとともに、改善に向けた対応方法を示し、各委員会等での取組みを促すための工夫を凝らしている（【資料 6-3-2】）。

### (3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

PDCA サイクルの仕組みを確立し、機能性は持たせたものの、①内部質保証に関する方針が不明瞭であるため、全学的な内部質保証に関する考え方の共有（PDCA サイクルを含む）ができていないという課題がある。

この課題を解決するため、まずは、学長、学部長、事務部長を中心に内部質保証に関する方針を検討し、令和 4（2022）年度中に策定することとする。策定した際は、教授会等において内部質保証に関する考え方を説明し、共有を図るものとする。

また、PDCA サイクルの一端を担っている目標・計画・評価シートの書式について、現行のものでは中期計画や自己点検・評価結果を意識しながら活動計画を検討することが難しいため、令和 4（2022）年度の書式より改正することとする。

### [基準 6 の自己評価]

本学は、内部質保証のための組織として自己点検・評価委員会を位置づけており、自己点検・評価を実施するための責任体制等は確立している。また、原則として毎年度、自己点検・評価を実施し、自己点検評価書を作成するなど、自主的・自律的な自己点検・評価を実施しているといえる。

自己点検評価書の記載に当たっては、エビデンスに基づくことを周知徹底しており、エビデンス資料の収集は、執筆担当教員及び企画戦略課が中心となり効率的な業務が行われている。

また、自己点検評価書完成後、データを共有フォルダに保管し、いつでも閲覧できるようにすることで情報共有を図るとともに、ホームページに掲載するなど、社会に対しても公表している。

大学全体の PDCA サイクルの仕組みは、学校法人静岡精華学園みらい躍進計画（令和 3 年度～令和 7 年度）を中心として設定したものであり、適切な PDCA サイクルを構築していると判断している。

しかし、内部質保証に関する方針が不明瞭など、運用面に課題が挙げられていることから、本学にとって有益かつ効率的な PDCA サイクルにすることが今後の課題となっている。

以上より、本基準は、適切に実施されていると認められる。

#### IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 地域社会に対する貢献活動

##### A-1. 地域連携推進センター（旧：地域交流センター）の社会貢献活動

##### A-1-① 地域連携推進センター（旧：地域交流センター）の活動目的と位置づけ

##### A-1-② 福祉大学の専門性をいかした地域社会への貢献

##### A-1-③ 具体的な地域貢献活動の実施

###### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

###### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-① 地域連携推進センター（旧：地域交流センター）の活動目的と位置づけ

令和 4（2022）年度、新学長就任に伴う組織改編が行われ、地域貢献を担っていた地域交流センター、心の相談センター及び産官学連携推進センターの 3 つの組織を統合し、「地域連携推進センター」に改めた。したがって、以下、令和 3（2021）年度の活動目的、活動内容等については、旧組織に沿って記述する。

地域連携推進センター（旧：地域交流センター）は、次の活動目的のために設置され、学生のボランティア活動を通じて実践教育を展開し、地域社会の発展に貢献している（【資料 A-1-1】）。

- 1) 本学の目的に則した学生ボランティア等の実践活動を支援する。
- 2) 本学学生のために、授業時間とは別の自由時間を利用して、多様な知識や技術を修得させる。
- 3) 地域社会からの要請に対し、福祉に関する専門的な知識・技術をもって貢献する。
- 4) 地域の文化の発展のために、本学の知的財産を地域社会に還元し、重要な社会的課題となっている生涯教育・生涯学習の発展に貢献する。
- 5) 地方自治体等と連携し、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与する。

##### A-1-② 福祉大学の専門性をいかした地域社会への貢献

地域連携推進センター（旧：地域交流センター）の主な役割は、地域のボランティア情報等を学生に対して配信し、コーディネーター等を通じて、その自主的な活動を支える「地域活動支援」である。学生にはコミュニティにおける実践教育の場を提供するとともに、地域社会の推進、福祉のまちづくりへの寄与を期待している。その他に地域福祉に欠かせない人材を育てる「人材養成研修」、福祉社会づくりの基礎資料となる「調査研究」、さらに地域福祉情報の発信・受信を行う「広報啓発」等、地域社会への貢献を行っている（【資料 A-1-1】）。

学生はこれらの活動に参加し、地域住民との交流を通じて、地域の現状を受け止めることで福祉課題を学ぶこととなり、地域の福祉団体とのつながりを深める機会となっている。特に、大学で学んだ福祉実践の諸理論及び知識とボランティア実践経験との相互

作用を図るよう取り組んでいる。

### A-1-③ 具体的な地域貢献活動の実施

地域連携推進センター（旧：地域交流センター）の主な活動は次のとおりである。

#### 1) 地域活動支援

##### ア ボランティア活動

地域連携推進センター（旧：地域交流センター）では、年間を通じて地域の団体、施設、企業及び行政からのボランティア要請と学生のボランティア参加希望者との懸け橋となるべくコーディネートを行っている。また、学生がボランティア活動の主体者として参加するための支援を行っている。これらの活動を通して、地域社会と学生を「つなぐ」交流及び活動の拠点となっている。

令和 3（2021）年度のボランティア活動実績は【資料 A-1-2】のとおりであり、学生のボランティア活動件数は、令和 2（2020）年度と同様 33 件であった。この他に、ボランティア活動依頼は 25 件あったが、新型コロナウイルス禍の影響により活動の中止や自粛となった。

##### イ わんぱく寺子屋

わんぱく寺子屋とは、焼津市より「放課後子ども教室推進事業」を委託され実施している事業である（【資料 A-1-3】）。この事業は、地域の子どもたちに、勉強やスポーツ、文化活動等の体験の「場」を設けることにより、安全で安心な居場所づくり並びに心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的としており、本学を含めた焼津市内のいくつかの施設で行われている。学生スタッフ（後述）は、地域福祉実践活動の場として、地元企業や団体との連携を強化し地域住民や企業・団体との協働により地域の子どもたちに関わっている。

令和 3（2021）年度は、当初 11 回開催する予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、4 回（第 4 回～7 回）が中止となったため、7 回の開催となった。7 回の開催における子ども、保護者の参加者総数は 163 人であり、昨年度比で 22 人の増となった（【資料 A-1-4】）。

##### ウ 高齢者のサロン活動

高齢者を対象としたサロン活動を「静福サロン」の名称で本学近隣の市民を対象に実施している。本事業は、地域の高齢者の社会参加の推進と生きがいづくり、さらには介護予防に寄与することを目的としている。

令和元（2019）年度までの静福サロンは、社会福祉学部健康福祉学科の授業科目「健康福祉総合演習」と連動して開催してきた。しかし、令和 2（2020）年度よりその授業科目が開講されなくなったことから、今後の運営について検討が必要となった。そこで、令和 2（2020）年度、地域交流センター委員会で協議した結果、令和 2（2020）年度の静福サロン開催を中止し、令和 3（2021）年度に向けた新たな企画、運営を検討することにした。その結果、「静岡福祉大学静福サロン実施要綱（令和 3（2021）年 10 月 1 日施行）を制定して、学生スタッフを中心とする新た

な静福サロンを開始した。令和3（2021）年度は、3回開催し、参加者総数は29人であった（【資料 A-1-5】）。

#### エ 焼津市との包括連携協定

本学は、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的として「焼津市と静岡福祉大学との包括連携に関する協定」を締結している（【資料 A-1-6】）。

令和3（2021）年度は、その協定に基づく補助事業（令和3年度学校法人静岡精華学園静岡福祉大学との連携による地域課題解決事業）及び委託事業（令和3年度焼津市放課後子ども教室（駅前サテライトキャンパス）推進事業）において、以下のような事業を企画戦略課（旧：企画広報課）と連携し展開した（【資料 A-1-7】）。

【表 A-1-1 令和3年度焼津市との包括連携協定に基づく地域活動事業】

NO	事業名	事業概要
1	子育て支援事業	親子ふれあいフェスティバル
2	拠点等を活用した地域活性化事業	①焼津市の福祉を考える会 ②認知症カフェの実施
3	中心市街地活性化事業	商店街主催のハロウィンカーニバルへの参画
4	産業振興等推進事業	①企業向け福祉マインド養成講座の開催 ②地元施設・企業魅力発見バスツアーの実施
5	その他地域課題解決事業	本学教員による地域課題解決研究事業
6	若者と子どもの居場所づくり	放課後子ども教室

#### (ア) 子育て支援事業

焼津市が抱える課題のひとつである、子育て支援を目的とした事業である。

令和3（2021）年度は、令和4（2022）年3月27日（日）に「親子ふれあいフェスティバル しずふくみんなでつくる打楽器アンサンブルコンサート」を開催した。当日は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、会場定員を100名程度に限定し、ソーシャルディスタンスでの座席配置、マスクの着用、検温、アルコール消毒等を実施した。当日の参加者は、108人であった（【資料 A-1-8】）。

この親子ふれあいフェスティバルでは、本学の子ども学部子ども学科の学生がナレーション、司会進行等を担当するとともに、子どもたちの打楽器制作のサポート、ゲストとコラボレーションした劇と演奏も担当した（【資料 A-1-9】）。

終了時に参加者にアンケート調査を実施したところ、89%が「満足」、11%が「やや満足」との回答があり、全員が「次回もぜひ参加したい」と回答していた。



この事業を通じて、子ども学部子ども学科の学生は、授業で学んだ表現教育に関する実践の場となっていることなどから、今後も同様の事業を継続することとしている（【資料 A-1-8】）。

(イ) 拠点等を活用した地域活性化事業

ア) 焼津市の福祉を考える会

焼津市民と学生が焼津市の福祉について話し合い、住みやすいまちづくりを目指すことを目的に、本学と焼津駅前サテライトキャンパスで開催した。令和 3（2021）年度は、2 回開催し延べ 16 人が参加した（【資料 A-1-10】）。

なお、「焼津駅前サテライトキャンパス」とは、JR 東海道線焼津駅南口にある「焼津駅前通り商店街」の空き店舗を本学が利用している施設であり、焼津市の課題である中心市街地活性化及び若者の賑わい創出の解決を図るためのものである。



【図 A-1-1 サテライトキャンパス外観】



【図 A-1-2 サテライトキャンパス 1 階】

イ) 認知症カフェの実施

認知症の方とその家族の居場所作り、地域住民に対する認知症の理解を広げる場として、焼津駅前サテライトキャンパスの 1 階を認知症カフェ「かすみそうカフェ」として開催した。協力学生にとっては、認知症の知識を学ぶ場としてだけでなく、認知症の方との接し方を実践的に学ぶ場となっている。

しかし、令和 3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から、来場者は 0 人だった（【資料 A-1-11】）。

(ウ) 中心市街地活性化事業（若者の賑わい事業）

ア) 商店街主催のハロウィンカーニバルへの参画

例年、焼津市内にある商店街のうち、昭和通り商店街と神武通り商店街が共同で開催している「ハロウィンカーニバル」に子ども学部子ども学科の教員、学生が参画している。

令和 3（2020）年度も参画すべく希望学生を募ったが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、ハロウィンカーニバル自体が中止となったため、参画することができなかった。

(エ) 産業振興等推進事業

本学は、焼津市との包括連携協定のほか、焼津商工会議所及び大井川商工会とも包括連携協定を締結している（【資料 A-1-12】）。

この事業は、地元企業の本学に対する理解向上と本学学生の地元企業に対する理解向上を促進するために実施するものである。令和 3（2021）年度は、以下の事業を実施した。

ア) 企業向け福祉マインド養成講座の開催

企業の経営者、従業員に対し、福祉マインドを理解してもらうことを目的として、本学教員による「認知症の人との関わり方」講座と外部講師による「VR 認知症体験」を行い 24 人が参加した（【資料 A-1-13】）。

イ) 地元施設・企業魅力発見バスツアーの実施

本学の学生を対象として、焼津市の企業及び福祉施設の魅力を伝えることにより、地元への就職につなげることや焼津市の新たな魅力を発見するきっかけ作りを目的として企画した。

具体的には、2つの社会福祉法人と1つの企業を訪問するとともに、令和 3（2021）年に建設された焼津市のこども館「ターントクルこども館」を見学した。当日は、12人の学生が参加した（【資料 A-1-14】）。

(オ) その他地域課題解決事業

焼津市が抱えている地域課題を解決するために、本学の専任教員が学生とともに研究を行う事業である。

令和 3（2021）年度は、「障害者福祉の PR と人材確保」、「認知症とともに安心して生活できるやさしい街づくり」、「大人の体力測定会及び高齢者体力測定会開催事業」、「地域と子どもとの縁の活性化事業」及び「ディスカバリーパーク焼津館内の総合的なバリアフリー化」の 5 事業を行った（【資料 A-1-15】）。

ア) 障害者福祉の PR と人材確保（昨年度からの継続事業）

焼津市では、障害福祉サービス事業所の人材不足が課題となっている。担当課（焼津市地域福祉課）より、障害者福祉関係の仕事の魅力を発信したいという相談があったため、協議した結果、本学の学生が複数の障害者支援施設を訪問し、そこで働く若手職員にインタビューを行い、若者目線による仕事の魅力を伝えるための冊子を作成し配布することにした。令和 2（2020）年度は、主にインタビューを行い、令和 3（2021）年度は、さらに現場職員への取材を行った後、冊子を制作し、担当課に贈呈した（【資料 A-1-16】）。

イ) 認知症とともに安心して生活できるやさしい街づくり

焼津市地域包括ケア推進課と連携し、認知症サポーターの養成を目的として講座を開催した。また、座学の講座だけでは実践が困難と考え、模擬訓練を行うとともに、模擬訓練で出た課題を振り返るための課題精査会も開催した。

特に模擬訓練と課題精査会においては、社会福祉学部健康福祉学科の学生 5 人が運営サポート等を担当し、参加市民の認知症に関する考えや思いなどを共有することができた。

なお、参加市民は 11 人だったが、満足度に関し「とても満足」7 人、「満足」3 人、「無回答」1 人と高い評価を得ることができた（【資料 A-1-17】）。

リ) 大人の体力測定会及び高齢者体力測定会開催事業

焼津市スポーツ課が 65 歳以上を対象に実施している「体力・運動能力調査（高齢者）～シニア体力測定会～」に対し、本学の教員が健康チェックや参加者への健康運動に関する講義を行った。また、測定会で計測したデータの集計等は学生が行った（【資料 A-1-18】）。

ロ) 地域の子どもの縁の活性化事業

令和 3（2021）年 7 月に焼津市に開館した「ターントクルこども館」では、来館する子どもたちのサポートは、主に近隣住民等のボランティアが担っている。この事業では、ターントクルこども館の設置が、ボランティアや一般市民に与える心理的影響を調査することを目的としている。

この調査は、令和 4（2022）年度も継続して実施する予定であるが、仮にボランティアを行うことにより人生満足感を得る傾向が見られれば、それらの結果を基にさらなるボランティアの人数の増加につなげることが可能となる（【資料 A-1-19】）。

ハ) ディスカバリーパーク焼津館内の総合的なバリアフリー化

ディスカバリーパーク焼津とは、天文科学館でありプラネタリウムや静岡県で一番大きな望遠鏡などの設備がある施設である。

担当職員より、開館して 20 年以上経過し、漠然とバリアフリーに課題があることは理解しているものの、専門知識がないため具体策が出てこない、という相談があった。そこで、ゼミ活動を通じて、担当職員とのヒアリングや施設見学、他の科学館等の見学等を行い、令和 4（2022）年 3 月に提言書をまとめ、担当職員に報告した（【資料 A-1-20】）。

ヘ) 若者と子どもの居場所づくり（放課後子ども教室）

「焼津駅前サテライトキャンパス」の 2 階を会場として、市内の小学校 1 年生から 6 年生を対象に、放課後に気軽に遊びや交流に来て、楽しく過ごす場を提供している。令和 3（2021）年度は、子どもパソコン教室を新たに開催した。新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、検温、手指のアルコール消毒、マスク着用等を行った。また、ソーシャルディスタンスでの座席配置のため 1 階も使用して開校した。開校日数は 74 日、延べ来場者数 374 人、1 日当たりの平均来場者数は 5.1 人であった（【資料 A-1-21】）。

#### オ 藤枝市との包括連携協定

本学は、所在地に隣接する藤枝市と包括的な連携により、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展並びに人材の育成に寄与することを目的として「幸せづくり包括連携に関する協定書」を締結している（【資料 A-1-22】）。

令和 3（2021）年度は、その協定に基づき、以下のような事業を展開した。

##### (ア) 社会福祉士相談援助実習の受入れ

福祉事務所で本学の学生を実習生として受け入れ、実習生は、相談業務の基礎、面接訪問の実際、チームアプローチ、ネットワーキングの理解、権利擁護の実際を学んだ（【資料 A-1-23】）。

##### (イ) 地域政策研究・創造事業（助成事業）

この事業は、地域が抱える課題の解決や若者の定着を主軸とした人口対策などについて、包括連携協定を結ぶ大学の専門性や知見による実効性のある調査研究を実施することを目的としたものである。

令和 3（2021）年度、本学では藤枝市に住む若者が藤枝市の生活に関する情報を知らないことが多い点に着目し、「住民に伝わる情報のユニバーサルデザインに関する研究」というテーマで調査研究を実施した（【資料 A-1-24】）。

この研究内容は、藤枝市の関連部局（資産管理課・観光交流政策課、広報課）にも共有され、看板等のサインの見直しや若者に向けた情報発信方法の見直しなどにも生かされることになった（【資料 A-1-25】）。

##### (ウ) 藤枝市大学ネットワーク会議

大学を中心とした産学官連携の強化により地域産業やまちづくりに変革を起こし、持続力ある地域づくりとこれを担う人材づくりを進めることを目的として、藤枝市が包括連携協定を締結している 6 大学による会議体を設置している。

令和 3（2021）年度は、藤枝市が新たな取組みとして構想していた「連携大学リレー講座（共同公開講座）」に関する協議等を行った（【資料 A-1-26】）。

その結果、令和 3（2021）年 8 月に「6 大学連携共同講座 しずおか中部「未来学」2030 ～君はどの未来を創る？～」の開催につなげることができた。

##### (エ) 6 大学連携共同講座

地域の学生等に幅広い分野の知見を提供して、多様な気づきを与え、自ら将来を切り拓く人材を育て、地域定着を促すため、高校生を対象とした 6 大学連携共同講座を実施した。具体的な内容は、6 大学を 2 コースに分け、各大学の専門性を活かした模擬授業（対面）を 1 講座ずつ実施し、その後、各大学による合同オープンキャンパスを開催するというものであった（【資料 A-1-27】）。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、開催方法をオンラインに切り替えたため、当日は内容を一部変更して行われた。

なお、高校生の参加者数は 48 人だった（【資料 A-1-28】）。

(オ) ふじえだガールズ・ミーティング

学生や子育て世代の定住・来訪人口の拡大に向け、ターゲットとなる若い女性の意見を聴取し、市政に提言する事業である。本学からは藤枝市在住の女子学生4人がミーティングに参加した（【資料 A-1-29】）。

このミーティングで協議した内容は、毎年度3月に活動報告及び提言発表会を開催し、藤枝市長に直接提言を行っている。令和3（2021）年度は、令和4（2022）年3月19日に行われた（【資料 A-1-30】）。

カ 焼津青年会議所との包括連携協定

一般社団法人焼津青年会議所（以下「青年会議所」という。）とは、令和元（2019）年度に行われた青年会議所主催の中心市街地活性化事業（若者の賑わい事業）に続き、令和3（2021）年6月と7月に行われた地域課題の抽出及びSDGsの普及を目的とした事業「アクション～焼津を思い、やいづを想う～」にも学生が参加し、他の参加者にはない若者目線での意見等を出すなど、当該事業に好影響をもたらした（【資料 A-1-31】）。

それらの実績から、青年会議所より更なる連携強化を図るための包括連携協定の締結に関する打診があり、令和4（2022）年4月25日に協定書を締結した（【資料 A-1-32】）。

令和4（2022）年度より、地域産業振興に向けた産学連携の推進と人材育成、地域活性化の推進、SDGsの取組みの推進等に関する事業等について協議を開始する。

2) 人材養成研修

ア 学生運営委員会（学生スタッフ）

地域連携推進センター（旧：地域交流センター）では、「福祉力を鍛える」という本学の基本理念（教育理念）の下、学生が心身ともにバランスの取れた人間として成長し、社会性、市民性を養うことを目的に、「学生スタッフ」と呼ばれる学生たちによる学生運営委員会が組織されている（【資料 A-1-33】）。

学生運営委員会に所属するためには、地域連携推進センターでの学生スタッフ募集に応募した後、地域連携推進センター委員会によって承認を受ける必要がある。令和3（2021）年度は11人が所属した（【資料 A-1-34】）。

学生運営委員会は、前述の地域活動支援の中心的な役割を担うとともに、地域連携推進センター職員との協働による、ボランティア要請のあった諸団体とボランティア参加希望者とのコーディネート業務、学外（他大学）への研修会参加、広報誌の発行等の活動を行っている。また、令和4（2022）年1月21日には、学生の福祉学習及び地域でのボランティア活動に役立つ機会を提供することを目的とした「福祉講座」の実施（令和4（2022）年度実施予定）に向けて、焼津市社会福祉協議会担当者と打ち合わせを開始した。（【資料 A-1-35】）。

#### イ ボランティア手帳

本学ではボランティア手帳を発行し、学生全員に配布している。学生は、ボランティア活動歴を記録することにより活動モチベーションを高め、さらには学びの振り返りにも活用することで、自己の成長にも役立てている（【資料 A-1-36】）。

#### ウ 新聞交流会

学生が地域社会への関心を高め、将来地域で活躍する際に地域の課題を見つける目を養う機会を提供することを目的として、静岡県で県民に最も読まれている静岡新聞社と共催で新聞交流会を令和 2（2020）年 11 月 18 日に開始した。

令和 3（2021）年度は 8 回開催し、次年度も継続していく予定である（【資料 A-1-37】）。

#### エ 福祉学習及び幼児（児童）教育に関わる企画展等の開催

福祉教育・幼児（児童）教育に関わる様々な内容を、学生及び地域の幅広い世代にわかりやすく伝える地域貢献事業として企画展を開催した。

令和 3（2021）年度は「みんなで知ろう！ハンセン病～生きた証を知ってほしい～」と題し、ハンセン病の歴史的経緯の紹介、及びハンセン病回復者が撮影した写真や俳句等の作品展示をとおして、ハンセン病を取り巻く問題及び人権を尊重する大切さを来場者に考えていただく機会を提供することを目的に開催した。

この企画展は 8 日間開催し、来場者数は延べ 68 名、学生ボランティア従事者は延べ 7 名であった。企画展は、次年度も地域貢献事業として継続していく予定である（【資料 A-1-38】）。

### 3) 広報啓発

広報誌の発行は、地域連携推進センター（旧：地域交流センター）の地域貢献活動について、地域住民や関係機関、その他の団体に理解を深めてもらうことを目的としている。また、地域の方々のボランティア活動への理解や主体的な住民参加のきっかけづくりの一環として情報発信を行っている。さらに、福祉の専門教育への意識を啓発し、地域社会への貢献の重要性やボランティア活動実践の重要性の理解を深めることを目的として、学生にも広報誌を配布し、ボランティア活動への参加のきっかけづくりとしている（【資料 A-1-39】）。

わんぱく寺子屋については、案内チラシの送付を行い、イベント開催の様子はホームページに掲載している。また、SNS（フェイスブック、ツイッター、ブログ）などで、イベントの告知、開催の様子などを発信している（【資料 A-1-40】）。

### 4) 地域連携推進センター（旧：心の相談センター）の社会貢献活動

令和 3（2021）年度の地域連携推進センター（旧：心の相談センター）の活動の達成目標は、支援者対象の講演会などの開催であった。そこで、活動計画を令和 2（2020）年 3 月に延期した講演会を行うことと定め、「思春期・青年期の抑うつとその周辺」と題する講演会を企画した。開催日時は、令和 4（2022）年 3 月 5 日（土）13：30～16：

45であった。講師は、静岡県立こども病院の大石聡氏並びに望月小児科医院／静岡大学教育学部附属静岡中学校スクールカウンセラーの水越三佳氏であった。また、当初は対面での実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、オンライン形式に変更して行った。参加者は、県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教諭及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の57人であった（【資料 A-1-41】）。

講演会は、2人の講師による講演をそれぞれに行った後、参加者同士でのディスカッション並びに質疑応答を行う展開で進められた。その際、参加者より「教育現場に立つ身として、どれも参考になる話でした。こういう講演会を今後も開催していただけるとありがたいです」などのコメントが聞かれた（【資料 A-1-42】）。

#### 5) 地域連携推進センター（旧：産官学連携推進センター）の社会貢献活動

地域連携推進センター（旧：産官学連携推進センター）は、地域福祉社会の構築に力点を置き、各産業界、個別企業や施設、病院、地域行政、地域社会等が直面する個別の課題や問題に対し、本センター独自の手法と、案件ごとの実践的な解決法を用いて、問題解決又は事業成立までの支援を展開することで、産業界、官界、学界、地域社会等に広く貢献することを理念としている。同センターの事業には①地方自治体等委託研究調査活動、②民間委託研究調査、共同研究調査活動、③団体等委託研究調査指導活動、④コンサルティング活動、⑤教育研修活動（各種セミナーを企画立案、実施）がある（【資料 A-1-43】）。

令和3(2021)年度の地域連携推進センターの社会貢献活動に関連する達成目標は、「教員の教育、研究に関する産官学連携の調整を例年の水準（事業実績40件程度）でおこなう」であった。

実際、令和3(2021)年度の企業並びに公的機関からの産官学相談に関する対応件数は、延べ44件であり概ね目標を達成することができた（【資料 A-1-44】）。新規の案件としては、こめや屋フーズ様、島田掛川信用金庫様からの相談があった。実施としては、静岡県高等学校福祉科教員の研修会として「部分浴（手浴・足浴）の方法について」の研修（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて zoom での実施）、アルファクラブが発行している会員限定フリーマガジン季刊誌『プラール』への介護関係のコラム執筆及び記事内容指導などを行った（【資料 A-1-45】）。

#### 6) 静岡福祉大学公開講座による社会貢献活動

静岡福祉大学公開講座（以下「公開講座」という。）は、本学の教育研究の成果を公開することにより、地域社会に広く学習の機会を提供することを目的に実施している事業である。企画及び実施の担当は、令和3(2021)年度までは学長が指名した専任教員並びに事務部総務課及び企画戦略課(旧:企画広報課)であったが、令和4(2022)年度より地域連携推進センターに変更することになった（【資料 A-1-46】）。

公開講座の会場は、本学に限らず、焼津駅前サテライトキャンパス、藤枝駅前の商業施設内にある会議室も可としている。

公開講座に関する広報活動は、パンフレットやチラシを作成し、①これまでの受講

者に郵送、②焼津市内の公共施設に設置、③本学ホームページに掲載、④藤枝市を中心として配布される広報誌「むるぶ」への広告掲載により行った（【資料 A-1-47】）。

令和 3（2021）年度は、13 講座を開講し、104 人（申込者 140 人）が受講した（【資料 A-1-48】）。

### （3）A-1 の改善・向上方策（将来計画）

地域連携推進センター（旧：地域交流センター、旧：心の相談センター、旧：産官学連携推進センター）はその機能を整備し、さまざまな社会貢献活動を継続的に行ってきた。特に、年々、本学に対して、地域社会等から知の拠点としての機能への期待が高まっており、そのニーズに対して、地域の行政や産業界、卒業生や地域の人々と連携した取り組みを実施することで、確実にその期待に応えている。

一方、学生スタッフと呼ばれる学生たちによる学生運営委員会が組織されているが、主体的な活動には至らず教職員のサポートによるところが大きい状況にあることが課題となっている。

そのため、令和元（2019）年度より、学生スタッフ達に対し活動を振り返るアンケートを実施している。アンケートの主な内容は、当該年度の振り返りと次年度の目標や取り組みたいことなどであり、自らの学ぶ姿勢を可視化できるようにした。令和 3（2021）年度は、学生スタッフ（1 年生から 3 年生）9 人全員から提出があり、8 人は令和 4（2022）年度の継続の意思を示したため、地域活動支援の中心的役割を担ってもらい、わんぱく寺子屋や静福サロンをさらに発展させることや SNS を活用した広報活動を期待している（【資料 A-1-49】）。

もう一つの課題は、学生スタッフが本学の教育理念の下、成長できるような組織の改革と、ボランティアに関する基本的な学びができる機会を作ることである。学びの機会を創出するために、ボランティアコーディネーターの配置の必要性を継続的に訴えていたが、配置が困難なため、令和 4（2022）年度は、焼津市社会福祉協議会と連携し、地域交流センター福祉講座（名称変更予定）を実施し、近隣地域の福祉の現状と課題を中心に考えていく予定である。

また、令和 3（2021）年度より開始した福祉教育・幼児（児童）教育の様々な内容を学生及び地域の幅広い世代にわかりやすく伝える企画展を令和 4（2022）年度以降も企画内容を検討して継続することにより、更なる学びの機会を創出する予定である。

その他、令和 4（2022）年 4 月に青年会議所と包括連携協定を締結したが、今後は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じて安全な環境を整え、地域との連携を継続し地域の課題解決に向けた具体的な取り組みを行うこととする。

### 【基準 A の自己評価】

新型コロナウイルス禍にあって、令和 3（2021）年度の各センターの行う地域社会に対する貢献活動の多くは、自粛や活動の規模縮小などを余儀なくされたが、新しい生活行動に沿った企画や活動支援に取り組んだ。

特に、焼津市との包括連携事業では、「焼津市と静岡福祉大学との包括連携に関する協定」は 7 年が経過し、活動の内容が年々充実している。具体的には、協定に基づく各種



の地域活動事業（「親子ふれあいフェスティバル」、「市民と学生との意見交換会」「認知症カフェ（かすみそうカフェ）」「企業向け福祉マインド養成講座」など）を実施し、若者と子どもとの居場所づくり事業の「放課後子ども教室」は74日開校できた。また、新たに青年会議所との包括連携協定も締結した。

令和4（2022）年度の活動計画においても、令和3（2021）年度に引き続き、新型コロナウイルス禍における新しい生活様式に沿った活動の企画・実施や支援について検討することとしている。

大学の社会貢献は、「教育」、「研究」に次ぐ「第三の使命」である。本学には社会貢献活動を行うセンターが複数あり、各々がそのテーマに基づいて取り組んできていた。そのなかで、心の相談センターは地域住民の身近な相談窓口として、産官学連携推進センターは地域の諸団体との連携事業の受け皿として、独自の社会貢献事業を発展的に展開しており、地域と大学にはそれぞれにシナジー効果が得られてきたが、設置時の目的と現在の活動内容との間で徐々にずれが生じてきたため、令和4（2022）年度より、活動内容を精査し「地域連携」の推進組織の統合再編を行い、「地域連携推進センター」とした。

今後、新たな組織のもと、地方自治体及び各種団体との連携を推進し、更なる取組みを実施していくことが継続課題となる。

## V. 特記事項

1 学生サポートセンター（旧：学生支援総合センター）を中心とした学生支援活動  
本学の学生サポートセンターでは、入学時に学生の健康調査を実施している。

令和4（2022）年4月に実施したオリエンテーションにおいて、新入生を対象に各学科において健康調査を実施した。これは、事前に学生の健康状態を把握し、障がい学生の支援、心身に疾患を抱える学生に対応すべく、学修環境への配慮と4年間の学びへの学修サポートにつなげることを目的としている。

健康調査アンケートは、学生のプライバシーに関わることから、守秘義務の徹底と学生の同意並びに提出後も撤回が可能であることを示したうえでやっている。

この健康調査の実施は、学生を差別・区別することなく、あくまでも学修環境を整えることに主眼を置いている。

具体的な調査項目は、次のとおりである。

- 1) 入院や手術歴の有無並びにここ1年間で1か月以上の受診歴（基礎疾患・アレルギーや心療内科等）の有無・服薬等の有無（具体的な薬品名）
- 2) 生活習慣となる食事の摂取（3食の食事）と睡眠時間（平均睡眠時間）の状況
- 3) 身体的・精神的症状の有無（過去30日間）
- 4) 発達障がいや対人関係障がい等の有無（過去30日間）

これらの健康調査は、回答後速やかに回収し、その結果を臨床心理士の専門職がデータ化し、新入生の状況と各学科別に集計した後、身体的あるいは精神的な問題を抱える学生の数値、グリーゾーンの学生、個別のフォローが必要な学生に対しては、各学科長を通じて授業等での配慮に結びつけている。

例えば、体調を崩した学生が保健室に訪問した際、訪問理由を聞いたうえで、カウンセリングの必要があると判断すれば、本学の学生サポートセンターの非常勤職員である臨床心理士・公認心理師の資格を有する専門職又はソーシャルワーカーとの面談に結びつけるなどの学生支援を実施している。さらには、その調査項目で表面化された問題であるか否かを照らし合わせながら、学生の支援に当たっている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	本学の目的は、学則第 1 条に規定している。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条において、社会福祉学部及び子ども学部の 2 学部を置くことを規定している。	1-2
第 87 条	○	修業年限は、学則第 12 条に規定している。	3-1
第 88 条	—	該当なし。	3-1
第 89 条	—	該当なし。	3-1
第 90 条	○	入学資格は、学則第 15 条に規定している。	2-1
第 92 条	○	学長、教授等必要な職員は、学則第 6 条に規定している。 また、学長は、本学学長候補者選考規程により選考を行い配置しており、教授、准教授、講師、助教は、本学教員任用基準、教員選考規程、教員任用基準等の昇任に関する運用内規及び教員任用基準等の採用に関する運用内規に基づき、採用及び昇任の手続きを行い配置している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 8 条及び本学教授会規程に基づき、適切に運営している。	4-1
第 104 条	○	学位は、学則第 41 条及び本学学位規程に基づき、学士を授与している。	3-1
第 105 条	—	該当なし。	3-1
第 108 条	—	該当なし。	2-1
第 109 条	○	自己点検・評価は、学則第 2 条及び本学自己点検・評価委員会規程に基づき実施し、認証評価は、7 年に 1 度の割合で受審している。	6-2
第 113 条	○	静岡精華学園情報公開規程に基づき、本学ホームページにおいて教育研究活動を公表している。	3-2
第 114 条	○	事務職員は、学則第 6 条並びに本学事務組織及び事務分掌規程に基づき、適切に配置している。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 15 条に規定し、高等専門学校を卒業した者の受入れを認めている。	2-1
第 132 条	○	学則第 15 条に規定し、専修学校の専門課程を修了した者の受入れを認めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	本条で求められている記載事項は、学則において規定し、学生便覧	3-1

静岡福祉大学

		に明記している。	3-2
第 24 条	○	本学では、学生・教務課において、学生名簿、成績通知書、健康診断書を作成し、保存・管理を行っている。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	本学学生懲戒規程により、手続を定めて運用している。	4-1
第 28 条	○	本学文書取扱規程に基づき、本学にとって必要な表簿は、概ね備え、保存している。	3-2
第 143 条	—	該当なし。	4-1
第 146 条	—	該当なし。	3-1
第 147 条	—	該当なし。	3-1
第 148 条	—	該当なし。	3-1
第 149 条	—	該当なし。	3-1
第 150 条	○	入学資格については、学則第 15 条に規定している	2-1
第 151 条	—	該当なし。	2-1
第 152 条	—	該当なし。	2-1
第 153 条	—	該当なし。	2-1
第 154 条	—	該当なし。	2-1
第 161 条	○	編入学に関する入学資格については、学則第 15 条及び学則第 21 条に規定している。	2-1
第 162 条	○	転入学に関しては、学則第 19 条に規定している。ただし、入学を許可することができるのは、他の大学に在学している者のみとしている。	2-1
第 163 条	○	学則第 9 条において、学年の始期を 4 月 1 日とし、終期を翌年 3 月 31 日と規定している。また、学則第 10 条において、前学期を 4 月 1 日から 9 月 30 日までとし、後学期を 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までと規定している。なお、学長は、必要がある場合には、各学期の開始日及び終了日を変更することができる。 入学の時期は、学則第 14 条に基づき、学年の始めと規定しているが、卒業の時期は、卒業要件を満たす場合は、前期で卒業させることができる。	3-2
第 163 条の 2	—	該当なし。	3-1
第 164 条	—	該当なし。	3-1
第 165 条の 2	○	建学の精神、教育理念、使命・目的に基づき、三つのポリシーを定め、ホームページ、大学案内、学生募集要項、学生便覧において公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	本学自己点検・評価委員会規程において、自己点検・評価項目は学校教育法第 110 条により文部科学大臣の認証を受けた認証評価機	6-2

静岡福祉大学

		関が定める評価基準項目に基づくものとする、と規定している。	
第 172 条の 2	○	静岡精華学園情報公開規程に基づき、本学ホームページにおいて教育研究活動を公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	卒業証書に関しては、学則第 40 条に規定している。	3-1
第 178 条	○	編入学に関する入学資格については、学則第 15 条及び学則第 21 条に規定し、高等専門学校からの出願を認めている。	2-1
第 186 条	○	編入学に関する入学資格については、学則第 15 条及び学則第 21 条に規定し、専修学校の専門課程からの出願を認めている。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	本学は、平成 16 年に設置基準を満たす大学として開学し、大学設置基準の一部改正への対応も適切に行っている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条に目的、第 4 条に学部及び学科の目的を規定している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者選抜規程に基づき、公正かつ妥当な方法により、入学者の選抜を実施している。	2-1
第 2 条の 3	○	本学が組織する各委員会等は、教員と職員により組織され、教職協働により運営している。	2-2
第 3 条	○	学部は、学則第 3 条において規定しており、教員組織、教員数は、大学設置基準を満たしている。	1-2
第 4 条	○	学科は、学則第 3 条において規定している。	1-2
第 5 条	—	該当なし	1-2
第 6 条	—	該当なし。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	教員組織は、大学設置基準を満たした編制をしており、学則第 41 条に基づき、学位の種類を規定している。また、教員の年齢構成は 30 歳台～70 歳台まで偏りのない構成になっている。 なお、本学は二以上の校地はない。	3-2 4-2
第 10 条	○	授業科目は、その内容により適切に担当教員を配置している。また、演習、実習において、助手に補助させている。	3-2 4-2
第 10 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 11 条	—	該当なし。	3-2 4-2

静岡福祉大学

第 12 条	○	本学の専任教員は、就業規則第 2 条又は特任教員規程第 3 条に基づき、本学のみ専任教員であり、教育研究に従事するものである。なお、本学では、教育研究以外の業務に従事する者を、本学の専任教員とはしていない。	3-2 4-2
第 13 条	○	エビデンス集（データ編）「基礎データ共通様式 1」より、専任教員数が別表第 1 及び別表第 2 を満たしていることがわかる。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	学長候補者選考規程に基づき、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有する者を選考している。	4-1
第 14 条	○	教員任用基準第 2 条において、教授の資格を規定している。	3-2 4-2
第 15 条	○	教員任用基準第 3 条において、准教授の資格を規定している。	3-2 4-2
第 16 条	○	教員任用基準第 4 条において、講師の資格を規定している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	教員任用基準第 5 条において、助教の資格を規定している。	3-2 4-2
第 17 条	○	教員任用基準第 6 条において、助手の資格を規定している。	3-2 4-2
第 18 条	○	収容定員は、学科を単位とし、学部ごとに学則第 3 条に規定している。また、教育にふさわしい環境の確保のために学生数を適切に管理している。	2-1
第 19 条	○	本学は、基本理念（教育理念）、使命・目的、三つのポリシーに基づいた教育課程の編成方針を定め、適切に編成している。	3-2
第 19 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 20 条	○	各学科の教育課程に基づき、授業科目を、必修科目、選択科目及び自由科目に分け、また、適切に各年次に配当し、編成している。	3-2
第 21 条	○	学則第 25 条に基づき、単位計算をしている。	3-1
第 22 条	○	1 年間の授業を行う期間は、学則第 26 条に規定している。また、学則に基づき、学年暦を作成し授業を展開している。	3-2
第 23 条	○	本学では、15 週単位を基本としている。学生には、学年暦を作成し配布している。	3-2
第 24 条	○	40 人以下のクラスが約 8 割を占めており、教育効果を考慮し、適切なクラスサイズを確保している。	2-5
第 25 条	○	本学の授業科目は、講義、演習、実習により行っている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	各授業科目の授業の計画、成績評価基準等を明記したシラバスを作成し、学生に配布又はシステムで閲覧できるようにしている。	3-1
第 25 条の 3	○	各授業科目の改善を図ることを目的として、授業アンケートを実施している。アンケート実施後は、教員に集計結果を渡し、当該結	3-2 3-3

静岡福祉大学

		果に沿った改善案等の提出を求めている。 また、FD 委員会規程に基づき、定期的に FD 研修会を実施している。	4-2
第 26 条	—	該当なし。	3-2
第 27 条	○	学則第 27 条及び第 28 条並びに社会福祉学部履修規程第 6 条及び子ども学部履修規程第 6 条により、適切な方法により学修の成果を評価し、単位を与えている。	3-1
第 27 条の 2	○	社会福祉学部履修規程第 4 条及び子ども学部履修規程第 4 条に、履修登録単位数の上限に関する規定及び優れた成績の学生が履修登録単位数の上限を超えて履修科目の登録ができる規定があり、学生便覧にて学生に周知している。	3-2
第 27 条の 3	—	該当なし。	3-1
第 28 条	○	学則第 29 条により、60 単位を限度として他大学等の取得単位の認定を規定している。	3-1
第 29 条	○	学則第 30 条により、他大学等により修得したものと認めた単位とあわせて 60 単位を限度として大学以外の教育施設等における取得単位の認定を規定している。	3-1
第 30 条	○	本学では、入学前の既修得単位等の認定は、編入学した者のみ規定にとどめている。	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 31 条	○	学則第 45 条及び科目等履修生規程に基づき、適切に授業科目の履修及び単位認定を行っている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 40 条及び別表第 3 により、卒業の要件を規定している。	3-1
第 33 条	—	該当なし。	3-1
第 34 条	○	共通基礎データ様式 1 に記載のとおり、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。	2-5
第 35 条	○	運動場は、校舎と同一の敷地内に設けている。	2-5
第 36 条	○	本学の校舎には、学長室、会議室、事務室、研究室、教室、図書館（学生自習室を含む）、医務室（保健室）、情報処理室、体育館等を備えている。	2-5
第 37 条	○	収容定員 946 人に対し、33,395.8 m <sup>2</sup> の校地を有している。	2-5
第 37 条の 2	○	大学設置基準の校舎面積 6,800.2 m <sup>2</sup> に対し、10,302 m <sup>2</sup> の校舎面積を有している。	2-5
第 38 条	○	図書館は、蔵書数（和書、洋書）43,842 冊、雑誌 63 種、視聴覚教材等 1,175 点を所蔵し、閲覧用の 118 席の座席を有し、グループ学習室、多目的学習室、学習支援室を備えている。また、焼津市等の自治体の図書館と連携している。	2-5
第 39 条	—	該当なし。	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし。	2-5

静岡福祉大学

第 40 条	○	学部及び学科の種類、教員数及び学生に応じて必要な種類及び数の機械、器機及び標本を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	該当なし。	2-5
第 40 条の 3	○	毎年度、施設設備の修繕及び購入に関する経費を確保しており、環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、建学の精神、基本理念（教育理念）、使命・目的等を表したものである。	1-1
第 41 条	○	学則第 6 条、事務組織及び事務分掌規程に基づき、適切な事務組織を設けている。	4-1 4-3
第 42 条	○	事務組織及び事務分掌規程に基づき、事務部に学生・教務課を設けている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	委員会等設置規程に基づき、教務委員会、学生厚生委員会、キャリア支援委員会を設置し、連携体制を整えている。	2-3
第 42 条の 3	○	SD 委員会規程に基づき SD 委員会を開催し、SD 研修会の開催に関する事項を審議している。審議結果を基に、研修会を開催し、必要な知識及び技能の習得、並びに能力及び資質の向上を図っている。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	該当なし。	3-2
第 43 条	—	該当なし。	3-2
第 44 条	—	該当なし。	3-1
第 45 条	—	該当なし。	3-1
第 46 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし。	2-5
第 48 条	—	該当なし。	2-5
第 49 条	—	該当なし。	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし。	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし。	4-2
第 57 条	—	該当なし。	1-2
第 58 条	—	該当なし。	2-5
第 60 条	—	該当なし。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
--	----------	---------	------------



静岡福祉大学

第 2 条	○	学則第 41 条及び学位規程に基づき、適切に学位を授与している。	3-1
第 10 条	○	学則第 41 条において、社会福祉学部福祉心理学科は「福祉心理学」、社会福祉学部健康福祉学科は「健康福祉学」、子ども学部子ども学科は「子ども学」と適切な名称を規定している。	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし。	3-1
第 13 条	○	学位規程に学位に関し必要な事項を定めている。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 24 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 36 条に基づき、役員報酬基準、役員名簿及び財務情報をホームページに掲載し、運営の透明性等を確保している。	5-1
第 26 条の 2	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 7 条等に利益供与の禁止に関し規定している。	5-1
第 33 条の 2	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 35 条第 2 項に基づき、寄附行為を各事務所に備え置いている。	5-1
第 35 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 5 条に基づき、理事 7 人、監事 1 人を置き、理事のうち、1 人を理事長としている（監事は、辞任により 1 人欠員となっているが、令和 3 年 5 月の理事会・評議員会で補充予定）。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 6 条等の役員の選任に関する規定により、学校法人与役員との関係を定めている。	5-2 5-3
第 36 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 12 条に理事会に関する事項を定め、理事会を開催している。	5-2
第 37 条	○	理事長の職務は、学校法人静岡精華学園寄附行為第 14 条に規定している。 理事の職務及び理事長の職務の代理等は、学校法人静岡精華学園寄附行為第 14 条の 2 及び第 16 条に規定している。 監事の職務は、学校法人静岡精華学園寄附行為第 16 条第 2 項に規定している。 いずれも、適切に職務を遂行している。	5-2 5-3
第 38 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 6 条、第 7 条、第 9 条及び第 11 条に基づき、役員の選任を行っている。	5-2
第 39 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 7 条に基づき、監事は、理事、評議員又は学校法人の職員以外の者を選任している。	5-2
第 40 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 10 条に基づき、補充している。	5-2
第 41 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 19 条に基づき、評議員会を開催している。理事 7 人に対し、評議員は 20 人である。	5-3

静岡福祉大学

第 42 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 21 条に「諮問事項」として規定し、適切に運用している。	5-3
第 43 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 22 条に「評議員の意見具申等」として規定し、適切に運用している。	5-3
第 44 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 23 条、第 24 条及び第 25 条に基づき、評議員を選任している。	5-3
第 44 条の 2	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 18 条の 2 に役員損害賠償責任に関し規定している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	私立学校法に基づき、役員は第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこととしている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	私立学校法に基づき、他の役員も連帯で責任を負う場合には、連帯債務となる。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	私立学校法に基づき、一般社団・財団法人法の規定を準用することとしている。	5-2 5-3
第 45 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 43 条により、寄附行為の変更は、理事会の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならないとしている。	5-1
第 45 条の 2	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 32 条に基づき、学校法人静岡精華学園みらい躍進計画を策定している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 34 条第 2 項に規定し、適切に報告し、意見を求めている。	5-3
第 47 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 35 条に規定し、毎会計年度終了後 2 か月以内に作成し、大学事務室に備えて置き、閲覧できる体制を整えている。	5-1
第 48 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 37 条に基づき、「学校法人静岡精華学園役員等の報酬等の支給基準」として、役員等の報酬額を規定し、適切に支給している。	5-2 5-3
第 49 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 39 条に基づき、会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとしている。	5-1
第 63 条の 2	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 36 条に基づき、学校法人静岡精華学園のホームページに情報を公表している。	5-1

学校教育法（大学院関係）該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	—		1-1
第 100 条	—		1-2
第 102 条	—		2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	—		2-1
第 156 条	—		2-1
第 157 条	—		2-1
第 158 条	—		2-1
第 159 条	—		2-1
第 160 条	—		2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—		6-2 6-3
第 1 条の 2	—		1-1 1-2
第 1 条の 3	—		2-1
第 1 条の 4	—		2-2
第 2 条	—		1-2
第 2 条の 2	—		1-2
第 3 条	—		1-2
第 4 条	—		1-2
第 5 条	—		1-2
第 6 条	—		1-2
第 7 条	—		1-2
第 7 条の 2	—		1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—		1-2 3-2 4-2
第 8 条	—		3-2 4-2
第 9 条	—		3-2 4-2
第 10 条	—		2-1
第 11 条	—		3-2

静岡福祉大学

第 12 条	—		2-2 3-2
第 13 条	—		2-2 3-2
第 14 条	—		3-2
第 14 条の 2	—		3-1
第 14 条の 3	—		3-2 3-3 4-2
第 15 条	—		2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	—		3-1
第 17 条	—		3-1
第 19 条	—		2-5
第 20 条	—		2-5
第 21 条	—		2-5
第 22 条	—		2-5
第 22 条の 2	—		2-5
第 22 条の 3	—		2-5 4-4
第 22 条の 4	—		1-1
第 23 条	—		1-1 1-2
第 24 条	—		2-5
第 25 条	—		3-2
第 26 条	—		3-2
第 27 条	—		3-2 4-2
第 28 条	—		2-2 3-1 3-2
第 29 条	—		2-5
第 30 条	—		2-2 3-2
第 30 条の 2	—		3-2
第 31 条	—		3-2
第 32 条	—		3-1

静岡福祉大学

第 33 条	—		3-1
第 34 条	—		2-5
第 34 条の 2	—		3-2
第 34 条の 3	—		4-2
第 42 条	—		4-1 4-3
第 42 条の 2	—		2-3
第 42 条の 3	—		2-4
第 43 条	—		4-3
第 45 条	—		1-2
第 46 条	—		2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—		6-2 6-3
第 2 条	—		1-2
第 3 条	—		3-1
第 4 条	—		3-2 4-2
第 5 条	—		3-2 4-2
第 6 条	—		3-2
第 6 条の 2	—		3-2
第 6 条の 3	—		3-2
第 7 条	—		2-5
第 8 条	—		2-2 3-2
第 9 条	—		2-2 3-2
第 10 条	—		3-1
第 11 条	—		3-2 3-3 4-2
第 12 条	—		3-2
第 12 条の 2	—		3-1
第 13 条	—		3-1

静岡福祉大学

第 14 条	—		3-1
第 15 条	—		3-1
第 16 条	—		3-1
第 17 条	—		1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条	—		1-2 3-1 3-2
第 19 条	—		2-1
第 20 条	—		2-1
第 21 条	—		3-1
第 22 条	—		3-1
第 23 条	—		3-1
第 24 条	—		3-1
第 25 条	—		3-1
第 26 条	—		1-2 3-1 3-2
第 27 条	—		3-1
第 28 条	—		3-1
第 29 条	—		3-1
第 30 条	—		3-1
第 31 条	—		3-2
第 32 条	—		3-2
第 33 条	—		3-1
第 34 条	—		3-1
第 42 条	—		6-2 6-3

学位規則（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	—		3-1
第 4 条	—		3-1
第 5 条	—		3-1

第12条	—		3-1
------	---	--	-----

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	—		6-2 6-3
第2条	—		3-2
第3条	—		2-2 3-2
第4条	—		3-2
第5条	—		3-1
第6条	—		3-1
第7条	—		3-1
第9条	—		3-2 4-2
第10条	—		2-5
第11条	—		2-5
第12条	—		2-2 3-2
第13条	—		6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

## VII. エビデンス集一覧

### エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

### エビデンス集（資料編）一覧

#### 基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人静岡精華学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	しずふくのマナビ	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	静岡福祉大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2022 年度 学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2022 年度 学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	



静岡福祉大学

	令和4年度 事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和3年度 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	大学へのアクセス、キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	静岡精華学園法人本部規程集目次、静岡福祉大学規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	令和3年度 理事会・評議員会 出欠状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去5年間）及び監事監査報告書（過去5年間）	
	財務計算に関する書類 学校法人静岡精華学園（過去5年間） 監査報告書（過去5年間）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	2022年度（令和4年度）シラバス 社会福祉学部 2022年度（令和4年度）シラバス 子ども学部	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	静岡福祉大学ホームページ ( <a href="https://www.suw.ac.jp/about/outline.html">https://www.suw.ac.jp/about/outline.html</a> ) 大学紹介>大学概要	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	認証評価結果に対する改善報告書	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	大学案内「しずふくのマナビ」(P49)	
【資料 1-1-2】	静岡福祉大学ホームページ ( <a href="https://www.suw.ac.jp/about/outline.html">https://www.suw.ac.jp/about/outline.html</a> ) 大学紹介>大学概要>建学の精神・基本理念	
【資料 1-1-3】	学校法人静岡精華学園寄附行為	
【資料 1-1-4】	静岡福祉大学学則	
【資料 1-1-5】	2022年度学生便覧 (P1~3)	
【資料 1-1-6】	2022年度学生募集要項 (P1)	
【資料 1-1-7】	静岡福祉大学収容定員関係学則変更届出書「意思の決定を証する書類」	
【資料 1-1-8】	公認心理師法の施行について、幼児期の教育と小学校教諭の円滑な接続に関する方針	
【資料 1-1-9】	静岡精華学園みらい躍進計画推進体制図	
【資料 1-1-10】	運営協議会次第 (令和3年6月2日)	
【資料 1-1-11】	静岡福祉大学の近未来ビジョン～明日を創るための10の主題～	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	静岡福祉大学運営協議会規程	
【資料 1-2-2】	学則改正に関する会議次第又は議事録 (運営協議会、教授会、評議員会、理事会)	
【資料 1-2-3】	2022年度 学生便覧 (P1~3)	【資料 1-1-5】と同じ

静岡福祉大学

【資料 1-2-4】	2022 年度（令和 4 年度）シラバス 社会福祉学部（P70~P71「基礎セミナー I（健康）」）、2022 年度（令和 4 年度）シラバス 子ども学部（P68~P69「基礎セミナー I（子ども）」）	
【資料 1-2-5】	大学案内「しずふくのマナビ」（P49）	【資料 1-1-1】と同じ
【資料 1-2-6】	静岡福祉大学ホームページ ( <a href="https://www.suw.ac.jp/about/outline.html">https://www.suw.ac.jp/about/outline.html</a> ) 大学紹介>大学概要>建学の精神・基本理念	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 1-2-7】	2022 年度学生募集要項（P1）	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 1-2-8】	静岡精華学園みらい躍進計画（令和 3 年度～令和 7 年度）	
【資料 1-2-9】	静岡福祉大学ホームページ ( <a href="https://www.suw.ac.jp/about/outline.html">https://www.suw.ac.jp/about/outline.html</a> ) 大学紹介>大学概要>3 つのポリシー	
【資料 1-2-10】	運営協議会次第（令和 3 年 6 月 2 日）	【資料 1-1-10】と同じ
【資料 1-2-11】	令和 4 年度静岡福祉大学組織図	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	静岡福祉大学 ホームページ ( <a href="https://www.suw.ac.jp/about/outline.html">https://www.suw.ac.jp/about/outline.html</a> ) 大学紹介>大学概要>3 つのポリシー	
【資料 2-1-2】	大学案内「しずふくのマナビ」（P15、P24）	
【資料 2-1-3】	2022 年度 学生募集要項(P1~P8)	
【資料 2-1-4】	2022 年度面接試験採点用紙 2022 年度総合型選抜入試評価用紙・評価のガイドライン	
【資料 2-1-5】	2022 年度 学生募集要項(P9~P28)	
【資料 2-1-6】	静岡福祉大学入試特設サイト ( <a href="https://suw.ac.jp/adm/examination/guidelines/">https://suw.ac.jp/adm/examination/guidelines/</a> ) 入試情報>学生募集要項	
【資料 2-1-7】	2021 年 8 月 22 日 OC タイムテーブル LIVE 配信 2021 年 9 月 26 日 OC タイムテーブル LIVE 配信	
【資料 2-1-8】	静岡福祉大学 令和 3 年度 大学説明会次第	
【資料 2-1-9】	受験生のみなさんへのお願い	
【資料 2-1-10】	2022 年度 学生募集要項（P29）	
【資料 2-1-11】	静岡福祉大学入学者選抜規程	
【資料 2-1-12】	令和 3（2021）年度学年暦	
【資料 2-1-13】	静岡福祉大学入試特設サイト ( <a href="https://www.suw.ac.jp/special/webopencampus/">https://www.suw.ac.jp/special/webopencampus/</a> ) オープンキャンパス>Web オープンキャンパス	
【資料 2-1-14】	静岡福祉大学児童福祉スカラシップ規程	
【資料 2-1-15】	静岡福祉大学 児童福祉スカラシップ リーフレット	
【資料 2-1-16】	2021 年度第 22 回介護福祉実習委員会議事録	
【資料 2-1-17】	令和 3 年度福祉のしごと学び体験ツアー開催要項	
【資料 2-1-18】	「福祉のしごと学び体験ツアー」アンケート集計（静岡会場）	
【資料 2-1-19】	2021 年度第 11 回健康福祉学科会議議事録	
【資料 2-1-20】	2022 魅力ある学科教育に向けた取り組み	
【資料 2-1-21】	出前授業スケジュール及びレジメ	
【資料 2-1-22】	LIVE 配信型オープンキャンパスの様子及びタイムテーブル	
【資料 2-1-23】	オープンキャンパス（令和 3 年 12 月 19 日、令和 4 年 3 月 21 日、4 月 24 日）の様子及びタイムテーブル	
2-2. 学修支援		

静岡福祉大学

【資料 2-2-1】	静岡福祉大学入学前準備教育契約書	
【資料 2-2-2】	入学前教育提出率集計表 福祉心理学科入学前教育	
【資料 2-2-3】	2022 年度 オリエンテーション日程	
【資料 2-2-4】	令和 4 年度福祉心理学科 1 年生・編入生学科ガイダンス予定表、2 学年生を対象とした「アドバイザー制」について（実施要項）（福祉心理学科）、令和 4（2022）年度健康福祉学科ガイダンス予定表及び担当表、学科ガイダンス資料（子ども学科）	
【資料 2-2-5】	静岡福祉大学オフィスパワー規程、2021 年度前期、後期オフィスパワー一覧	
【資料 2-2-6】	2021 年度オフィスパワー相談件数表（前期、後期）	
【資料 2-2-7】	令和 3 年度保護者会代替の電話相談人数について	
【資料 2-2-8】	令和 3 年度年度学生による授業アンケート（前期、後期）、令和 3（2021）年度後期「学生による授業アンケート」集計結果の配付および回答書の入力について（お願い）	
【資料 2-2-9】	静岡福祉大学学生サポートセンター規程、講義における特別措置申請書、定期試験における特別措置申請書	
【資料 2-2-10】	2022 年 3 月 9 日教授会資料「2021 年度学生支援総合センター教授会報告」、2022 年度学生便覧（p.72-73）、学生サポートセンターだより（新入生用・在学生用）	
【資料 2-2-11】	2022 年度（令和 4 年度）シラバス 社会福祉学部（P67~P76）、子ども学部（P68~P73）「基礎セミナーⅠ」、「基礎セミナーⅡ」、福祉心理学科基礎セミナーⅡ個別面談資料、子ども学科学生情報共有サイト資料、基礎セミナーⅡ個別面談の記録、学修指導面談記録	
【資料 2-2-12】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移	
【資料 2-2-13】	2021 年度退学者一覧表	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	2022 年度（令和 4 年度）シラバス 社会福祉学部（P79~P82）子ども学部（P76~P79）「キャリア支援Ⅰ-A」、「キャリア支援Ⅰ-B」	
【資料 2-3-2】	2022 年度（令和 4 年度）シラバス 社会福祉学部（P83~P86）、子ども学部（P80~P83）「キャリア支援Ⅱ-A」、「キャリア支援Ⅱ-B」	
【資料 2-3-3】	令和 3 年度学内企業施設研究セミナー実施計画について、参加企業・施設一覧	
【資料 2-3-4】	2022 年度（令和 4 年度）シラバス 社会福祉学部（P87~P90）「キャリア支援Ⅲ-A」、「キャリア支援Ⅲ-B」	
【資料 2-3-5】	起案文書（インターンシップ講話）、身だしなみ研究セミナー仕様、履歴書用写真撮影について（学生配布用）、依頼文（保育現場が求める人材像）、内定者報告会についてパネラー配布資料、マイナビ打合せ	
【資料 2-3-6】	就職内定状況（2022 年 4 月末現在）	
【資料 2-3-7】	セミナー実績一覧（2021 年度、2022 年度）	
【資料 2-3-8】	キャリア相談予約表	
【資料 2-3-9】	静岡福祉大学国家資格試験対策センター規程	
【資料 2-3-10】	2021 年度静岡福祉大学社会福祉士国家試験対策講座日程	
【資料 2-3-11】	スタートアップ講座のお知らせ	
【資料 2-3-12】	起案文書（令和 3 年度精神保健福祉士国家試験対策講座（専門科目・集中講座）の実施について）	
【資料 2-3-13】	模擬試験案内資料（中央法規模試、ソ教連、福祉教育カレッジ）	
【資料 2-3-14】	起案文書（模擬問題集（中央法規）購入・配布伺い）	
【資料 2-3-15】	直前オリエンテーション	
【資料 2-3-16】	イベント開催許可申請書（ソ教連模試用）	

静岡福祉大学

【資料 2-3-17】	介護福祉士国家試験学習支援メール	
【資料 2-3-18】	2021 年度介護福祉士国家試験受験対策講座	
【資料 2-3-19】	起案文書（2021（令和 3）年度介護福祉士国家試験受験対策講座における講師依頼について）	
【資料 2-3-20】	2021 年度保育士国家試験対策のオリエンテーションについての覚書	
【資料 2-3-21】	2021 年保育士国家試験受験対策講座 受講申込書、2021 年度保育士国家試験対策講座受講可能時限調査結果一覧	
【資料 2-3-22】	静岡福祉大学教員採用試験対策室規程	
【資料 2-3-23】	起案文書（令和 3 年度図書館学習支援室に整備する国家試験対策用図書を購入について）	
【資料 2-3-24】	2021 年度までの国家試験の結果について	
【資料 2-3-25】	2022 年度資格取得の手引き（P2~P3）、2022 年度（令和 4 年度）シラバス 社会福祉学部（P94~P95「相談援助実習」）	
【資料 2-3-26】	2021 年度福祉実習指導センター実績報告	
【資料 2-3-27】	実習における新型コロナウイルス感染症への対応について（学生用）、（実習機関用）、健康チェックシート	
【資料 2-3-28】	Will 保険説明文書	
【資料 2-3-29】	2021 相談援助実習の帰校日・巡回について、令和 3 年度第 9 回社会福祉演習実習委員会議事録	
【資料 2-3-30】	2022 年度資格取得の手引き（P13~P14）、2022 年度（令和 4 年度）シラバス 社会福祉学部（P 心-152~P 心-153「精神保健福祉援助実習」）	
【資料 2-3-31】	起案文書（令和 3 年度精神保健福祉援助実習（医療機関・夏季）の実施について）、2021 年度学内実習（夏季）プログラム	
【資料 2-3-32】	2022 年度資格取得の手引き（P24~P27）、2022 年度（令和 4 年度）シラバス 社会福祉学部（P 健 85~P 健 90「介護福祉実習Ⅰ~Ⅲ」）	
【資料 2-3-33】	介護福祉実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ健康観察記録及び健康チェックシート、2021 年度第 8 回介護福祉実習委員会議事録	
【資料 2-3-34】	2021 年度公認心理師養成課程 心理実習の手引き	
【資料 2-3-35】	2022 年度病院インターンシップの手引き	
【資料 2-3-36】	2021（令和 3）年度病院インターンシップ配属先	
【資料 2-3-37】	2022 年度（令和 4 年度）子ども学部シラバス（P114~P116、P121~P122、P126「保育実習Ⅰ（保育所）、保育実習Ⅰ（施設）、保育実習Ⅱ、Ⅲ」）	
【資料 2-3-38】	令和 3 年度保育実習Ⅰ（施設）、（保育所）配属一覧、保育実習Ⅱ配属一覧、保育実習Ⅲ配属一覧	
【資料 2-3-39】	起案文書（総合保障制度 Will 1 への加入について）、新型コロナウイルス感染症対応の保険加入について	
【資料 2-3-40】	〇〇実習における新型コロナウイルス感染症対策及び行動記録・報告について、行動報告書	
【資料 2-3-41】	行動記録チェックシート	
【資料 2-3-42】	令和 3 年度幼稚園教育実習配属先一覧	
【資料 2-3-43】	2021 年度小学校教育実習配属先一覧	
【資料 2-3-44】	2022 年度（令和 4 年度）子ども学部シラバス（P175~P177、P180~P181、「小学校教育実習指導」、「学校体験活動」）	
【資料 2-3-45】	2021 年度学生別インターンシップ申込状況	
【資料 2-3-46】	令和 3 年度支援を要する学生へのキャリア支援を考える連絡会 静岡県中西部発達障害者支援センターCOCO	
【資料 2-3-47】	2021 年度卒業生アンケート結果報告、2021 年度卒業生に関するアンケート結果報告（就職先に対するアンケート）	
2-4. 学生サービス		

静岡福祉大学

【資料 2-4-1】	静岡福祉大学学生支援委員会規程、静岡福祉大学学友会会則	
【資料 2-4-2】	イベント（開催・参加）許可申請書、令和 4 年度ウェルカムミーティング、キャンパスライフの手引き 2022	
【資料 2-4-3】	静福祭（代替）開催要項、令和 3 年度代議員による各種行事	
【資料 2-4-4】	静岡福祉大学オフィスアワー規程、2021 前期オフィスアワー、2021 後期オフィスアワー	
【資料 2-4-5】	「一人暮らし 1 年生の会」案内	
【資料 2-4-6】	2021 年度学生支援総合センター教授会報告	
【資料 2-4-7】	講義における特別措置申請書、定期試験における特別措置申請書	
【資料 2-4-8】	2021 年度試験・補講期間（第 16 週目）時間割（別室）前期・後期、定期試験における障害学生の対応について（お願い）、物品使用貸借契約書	
【資料 2-4-9】	2022 年度 学生便覧（P39~P40）、新型コロナウイルス感染症対応の保険加入について	
【資料 2-4-10】	静岡福祉大学スカラシップ規程	
【資料 2-4-11】	静岡福祉大学奨学金規程	
【資料 2-4-12】	静岡福祉大学児童福祉スカラシップ規程	
【資料 2-4-13】	2022 年度 学生便覧（P35~P38）	
【資料 2-4-14】	国の修学支援新制度（給付奨学生）	
【資料 2-4-15】	令和 4 年度 静岡福祉大学事務組織及び事務分掌規程新旧対照表	
【資料 2-4-16】	令和 4 年度 オリエンテーション日程	
【資料 2-4-17】	令和 3 年度 健康相談者数	
【資料 2-4-18】	令和 3 年度 保健室利用状況	

2-5. 学修環境の整備

【資料 2-5-1】	静岡福祉大学ホームページ ( <a href="https://www.suw.ac.jp/about/access.html">https://www.suw.ac.jp/about/access.html</a> ) 大学紹介>大学へのアクセス、キャンパスライフ>キャンパスマップ	
【資料 2-5-2】	協定書、土地使用貸借契約書	
【資料 2-5-3】	2022 年度 学生便覧（P79~P87）	
【資料 2-5-4】	静岡福祉大学学生サポートセンター規程	
【資料 2-5-5】	静岡福祉大学における障がい学生の支援に関する指針	
【資料 2-5-6】	2022 年度 学生便覧（P28~P29）	
【資料 2-5-7】	静岡福祉大学保育・教育実習センター規程、静岡福祉大学教員採用試験対策室規程	
【資料 2-5-8】	静岡福祉大学地域連携推進センター規程	
【資料 2-5-9】	静岡福祉大学福祉・心理実習センター規程	
【資料 2-5-10】	静岡福祉大学附属図書館概要	
【資料 2-5-11】	静岡福祉大学バリアフリー文庫・キンダー文庫利用要領	
【資料 2-5-12】	幼児絵本展示会藤枝市立駅南図書館連携事業	
【資料 2-5-13】	大学施設等使用許可申請書（新型コロナウイルス感染症防止対策期間限定）国家試験受験勉強	
【資料 2-5-14】	令和 3 年 11 月 19 日付け起案文書「令和 3 年度私立学校情報機器整備費（遠隔授業活用指針事業）補助金に関する実績報告書の提出について」	
【資料 2-5-15】	工事完成検査調書（教室外壁修繕工事） 令和 4 年 2 月 21 日付け起案文書「体育館及び構内外灯の照明器具の更新について」	
【資料 2-5-16】	静岡福祉大学施設等使用規程	
【資料 2-5-17】	工事完成検査調書（学内バリアフリー化（点字ブロック化工事について）	

静岡福祉大学

【資料 2-5-18】	令和 4 (2022) 年度 履修者数一覧	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	2021 年度学生生活調査報告書	
【資料 2-6-2】	令和 4 年度ウェルカムミーティング開催要項、「一人暮らし 1 年生の会」案内チラシ	
【資料 2-6-3】	食堂・コンビニ改善会議 議事録	
【資料 2-6-4】	学修環境の改善等に関する要望書 (手順)	
【資料 2-6-5】	学修環境の改善等に関する要望書 (学生用)	
【資料 2-6-6】	学修環境の改善等に関する要望書 (学生支援委員会用)	
【資料 2-6-7】	2022 年度 キャンパスライフの手引き	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	2022 年度 学生便覧 (P4~P11)	
【資料 3-1-2】	静岡福祉大学ホームページ ( <a href="https://www.suw.ac.jp/about/outline.html">https://www.suw.ac.jp/about/outline.html</a> ) 大学紹介>大学概要>3 つの方針 (ポリシー)	
【資料 3-1-3】	静岡福祉大学大学案内 2023 (P15、P24)	
【資料 3-1-4】	2022 年度版教務便覧 (P8~P25)	
【資料 3-1-5】	静岡福祉大学におけるカリキュラムポリシー・科目群編成区分・編成方針	
【資料 3-1-6】	静岡福祉大学学則	
【資料 3-1-7】	2022 年度 学生便覧 (P60~P61)	
【資料 3-1-8】	2022 年度 (令和 4 年度) シラバス 社会福祉学部、子ども学部	【資料 F-12】 と同じ
【資料 3-1-9】	2022 年度 カリキュラム表 (P1~P3)	
【資料 3-1-10】	2022 年度 学生便覧 (P46~P57)	
【資料 3-1-11】	静岡福祉大学遠隔授業ガイドライン【教員用：通常時】、遠隔授業の受講について【学生用：通常時】	
【資料 3-1-12】	静岡福祉大学子ども学部履修規程	
【資料 3-1-13】	2022 年度 (令和 4 年度) シラバス 社会福祉学部 (P94~P95 「相談援助実習」)	
【資料 3-1-14】	2022 年度 (令和 4 年度) シラバス 社会福祉学部 (P 心-152~P 心-153 「精神保健福祉援助実習」)	
【資料 3-1-15】	2022 年度 (令和 4 年度) シラバス 社会福祉学部 (P 心-71~P 心-74 「心理実習 A」, 「心理実習 B」)	
【資料 3-1-16】	2022 年度 (令和 4 年度) シラバス 社会福祉学部 (P 健-85~P 健-90 「介護福祉実習 I~III」)	
【資料 3-1-17】	2022 年度 (令和 4 年度) シラバス 子ども学部 (P73~P74 「幼稚園教育実習」 P114、P115、P121~P122、P126 「保育実習 I~III」)	
【資料 3-1-18】	2022 年度 (令和 4 年度) シラバス 子ども学部 (P178~P179 「小学校教育実習」)	
【資料 3-1-19】	教授会次第 (令和 4 年 2 月 22 日)	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	静岡福祉大学ホームページ ( <a href="https://www.suw.ac.jp/about/outline.html">https://www.suw.ac.jp/about/outline.html</a> ) 大学紹介>大学概要>3 つの方針 (ポリシー)	
【資料 3-2-2】	静岡福祉大学大学案内 2023 (P15、P24)	

静岡福祉大学

【資料 3-2-3】	2022 年度 カリキュラム表 (P5~P27)	
【資料 3-2-4】	静岡福祉大学におけるカリキュラムポリシー・科目群編成区分・編成方針	
【資料 3-2-5】	2022 年度版教務便覧 (P8~P25)	
【資料 3-2-6】	静岡福祉大学社会福祉学部履修規程及び静岡福祉大学子ども学部履修規程	
【資料 3-2-7】	2022 年度 カリキュラム表 (P30~P53)	
【資料 3-2-8】	2022 年度 (令和 4 年度) シラバス 社会福祉学部 (P72~P76)、子ども学部 (P71~P73) 「基礎セミナーⅡ」	
【資料 3-2-9】	2022 年度 (令和 4 年度) シラバス 社会福祉学部 (P67~P76)、子ども学部 (P68~P73) 「基礎セミナーⅠ」、「基礎セミナーⅡ」	
【資料 3-2-10】	令和 3 年度基礎科目群におけるアクティブ・ラーニング一覧表	
【資料 3-2-11】	2022 年度 (令和 4 年度) シラバス 社会福祉学部 (P1~P2、P6~P8、P15~P26)、子ども学部 (P1~P2、P6~P8、P15~P23) 「現代日本の経済」、「家政学」、「英語 A」、「英語 B」、「英語 C」、「英語 D」、「経営管理の基礎」、「経営管理の応用」	
【資料 3-2-12】	2022 年度 (令和 4 年度) シラバス 社会福祉学部 (P49~P52、P55~P58)、子ども学部 (P50~P53、P56~P59) 「生涯スポーツⅠ」、「生涯スポーツⅡ」、「レクリエーションワーク」、「レクリエーション実習」	
【資料 3-2-13】	2022 年度 (令和 4 年度) シラバス 社会福祉学部 (P91~P96、P101~P102)、子ども学部 (P84~P85、P90~P91) 「情報リテラシー」、「情報社会と倫理」	
【資料 3-2-14】	2022 年度 (令和 4 年度) シラバス 社会福祉学部 (P59~P66)、子ども学部 (P60~P67) 「教養講読 A」、「教養講読 B」、「教養研究 A」、「教養研究 B」	
【資料 3-2-15】	しずふく読本 2022	
【資料 3-2-16】	2022 年度 (令和 4 年度) シラバス 社会福祉学部 (P77~P78)、子ども学部 (P74~P75) 「基礎セミナーⅢ」	
【資料 3-2-17】	教授会次第等 (令和 3 年 10 月 13 日)	
【資料 3-2-18】	2022 (令和 4) 年度 学生便覧 (P74~P75)	
【資料 3-2-19】	実習における新型コロナウイルス感染症への対応について (学生用)、(実習機関用)、健康チェックシート、Will 保険説明文書	
【資料 3-2-20】	2022 年度資格取得の手引き (P1~P10) 2021 年度 社会福祉士 相談援助実習の手引き	
【資料 3-2-21】	静岡福祉大学社会福祉演習実習委員会規程	
【資料 3-2-22】	2022 年度 (令和 4 年度) シラバス 社会福祉学部 (P64~P67、P83~P86 「相談援助実習指導 A」、「相談援助演習 B」)、相談援助演習 B 施設見学実習事前学習シート及び 2021 年度映像を通じた施設見学	
【資料 3-2-23】	令和 3 年度社会福祉士相談援助実習報告会及び実習指導者意見交換会への実習指導者の派遣について (依頼) 及び実習指導者意見交換会次第	
【資料 3-2-24】	2021 年度静岡福祉大学相談援助実習報告会分科会プログラム	
【資料 3-2-25】	2021 (令和 3) 年度社会福祉士相談援助実習報告集	
【資料 3-2-26】	精神保健福祉援助実習の手引き 2021 年度 (令和 3 年度)	
【資料 3-2-27】	令和 3 年度精神保健福祉施設見学実習実施要項	
【資料 3-2-28】	参加型体験実習 (プレ実習) の受入について、2021 (令和 3) 年度プレ実習配属先一覧	
【資料 3-2-29】	2021 (令和 3) 年度 精神保健福祉援助実習 配属先一覧 (夏季、春季)、学内実習 (医療機関・夏季、春季) プログラム	

静岡福祉大学

【資料 3-2-30】	2021（令和 3）年度精神保健福祉援助実習報告会及び実習指導者意見交換会開催要項	
【資料 3-2-31】	令和 3 年度精神保健福祉援助実習 実習報告集	
【資料 3-2-32】	2021 年度版 介護福祉実習の手引き	
【資料 3-2-33】	介護福祉実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲにおける学内実習案	
【資料 3-2-34】	2021 年度介護福祉実習Ⅰ（居宅）個別日程表、2021 年度介護福祉実習Ⅰ配属先一覧	
【資料 3-2-35】	2021 年度 介護福祉実習Ⅱ・Ⅲ 配属一覧	
【資料 3-2-36】	2021 年度 介護福祉事例報告会 資料	
【資料 3-2-37】	令和 3 年度 介護福祉事例報告集	
【資料 3-2-38】	令和 3 年度 介護福祉実習指導者懇談会 資料	
【資料 3-2-39】	2021 年度病院インターンシップの手引き	
【資料 3-2-40】	2022 年度（令和 4 年度）シラバス 社会福祉学部（P 健-128~P 健-129「病院インターンシップ」）	
【資料 3-2-41】	静岡福祉大学公認心理師等養成委員会規程	
【資料 3-2-42】	2022 年度資格取得の手引き（P32~P34）	
【資料 3-2-43】	2021 年度公認心理師養成課程 心理実習の手引き	
【資料 3-2-44】	演習実習計画	
【資料 3-2-45】	2021 年度「心理演習 B」履修希望者等の面談記録	
【資料 3-2-46】	2022 年度（令和 4 年度）シラバス 子ども学部（P10~P14、「保育実践入門」）	
【資料 3-2-47】	2022 年度資格取得の手引き（P89~P92）、2022 年度（令和 4 年度）シラバス 子ども学部（P73~P74「幼稚園教育実習」）	
【資料 3-2-48】	令和 3 年度子ども学科実習実施状況、幼稚園教育実習指導受講生のみなさんへ、幼稚園教育実習指導計画（2020 年後期~2021 年前期及び 2021 年後期~2022 年前期）	
【資料 3-2-49】	2022 年度資格取得の手引き（P100~P102）	
【資料 3-2-50】	2022（令和 4 年度）シラバス 子ども学部（P175~P177「小学校教育実習指導」）	
【資料 3-2-51】	2022（令和 4 年度）シラバス 子ども学部（P180~P181「学校体験活動」）	
【資料 3-2-52】	2022（令和 4 年度）シラバス 子ども学部（P144、P110~P111「保育実習Ⅰ（保育所）」、「保育所実習指導Ⅰ」）	
【資料 3-2-53】	2022 年度（令和 4 年度）シラバス 子ども学部（P117~P126、「施設実習指導Ⅰ」、「保育実習Ⅲ」、「保育所実習指導Ⅱ」、「施設実習指導Ⅱ」、「保育実習Ⅱ」）	
【資料 3-2-54】	保育実習指導Ⅰ実習報告会資料、施設実習指導Ⅱ反省報告会及び自己評価資料	
【資料 3-2-55】	教職員教務便覧（別冊卒業研究）-2022 年度版-	
【資料 3-2-56】	卒業研究要旨集 2021 年度<卒業研究Ⅱ>	
【資料 3-2-57】	2022 年度（令和 4 年度）シラバス 子ども学部（P222~P226「卒業研究Ⅰ」）	
【資料 3-2-58】	2022 年度（令和 4 年度）シラバス 子ども学部（P248~P252「卒業研究Ⅱ」）	
【資料 3-2-59】	社会福祉学部卒業研究指導教員要件、子ども学部卒業研究指導教員要件	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	2022 年度（令和 4 年度）シラバス 社会福祉学部、子ども学部	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-3-2】	2022 年度 学生便覧（P60~P61）	
【資料 3-3-3】	2022 年度（令和 4 年度）シラバス 社会福祉学部（P83~P86「相談援助実習指導 A」）	
【資料 3-3-4】	令和 4 年度静岡福祉大学委員会等名簿	



静岡福祉大学

【資料 3-3-5】	静岡福祉大学福祉・心理実習センター規程	
【資料 3-3-6】	静岡福祉大学保育・教育実習センター規程	
【資料 3-3-7】	令和 3 年度年度学生による授業アンケート（前期、後期）、令和 3（2021）年度後期「学生による授業アンケート」集計結果の配付および回答書の入力について（お願い）	
【資料 3-3-8】	2021 年度学生生活調査報告書	
【資料 3-3-9】	2020 年度後期卒業生対象「学びの実感」アンケート用紙、集計表	
【資料 3-3-10】	2 年生を対象とした「アドバイザー制」について（実施要項）（福祉心理学科）、令和 4（2022）年度健康福祉学科ガイダンス予定表及び担当表、学科ガイダンス資料（子ども学科）	
【資料 3-3-11】	福祉心理学科基礎セミナーⅠ個別面談の実施について、福祉心理学科基礎セミナーⅠふり返しシート、福祉心理学科個別面談の記録、2021 年度基礎セミナーⅠ・Ⅱ個人面談予定表（健康福祉学科）	
【資料 3-3-12】	2 年生を対象とした「アドバイザー制」について（実施要項）（福祉心理学科）、学生支援体制 健康福祉学科 ～スタンダードモデル～	
【資料 3-3-13】	2022 年度（令和 4 年度）シラバス 社会福祉学部（P91～P93「相談援助実習指導 C」）	
【資料 3-3-14】	2021 年度 社会福祉士 相談援助実習の手引き、精神保健福祉援助実習の手引き 2021 年度（令和 3 年度）、2021 年度版介護福祉実習の手引き、2021 年度病院インターンシップの手引き、2021 年度公認心理師養成課程 心理実習の手引き	【資料 3-2-20】、【資料 3-2-26】、【資料 3-2-32】、【資料 3-2-39】、【資料 3-2-43】と同じ
【資料 3-3-15】	実習巡回指導報告書	
【資料 3-3-16】	2021 年度静岡福祉大学相談援助実習報告会分科会プログラム	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	静岡福祉大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	静岡福祉大学運営協議会規程	
【資料 4-1-3】	静岡福祉大学運営協議会構成員及び席次	
【資料 4-1-4】	部長会次第	
【資料 4-1-5】	静岡福祉大学職員組織規程	
【資料 4-1-6】	令和 4 年度静岡福祉大学委員会等名簿	
【資料 4-1-7】	静岡福祉大学教授会規程	
【資料 4-1-8】	学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号及び静岡福祉大学教授会規程第 3 条第 1 項第 3 号の学長が定める事項	
【資料 4-1-9】	静岡福祉大学学生懲戒規程	
【資料 4-1-10】	静岡福祉大学委員会等設置規程	
【資料 4-1-11】	静岡福祉大学規程集目次	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-12】	令和 4 年度 委員会等目標・計画・評価シート	
【資料 4-1-13】	教授会次第（令和 4 年 3 月 9 日）	
【資料 4-1-14】	静岡福祉大学事務組織及び事務分掌規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	静岡福祉大学の認定課程における学科等の教育課程の変更について（届出）	
【資料 4-2-2】	静岡福祉大学教員選考規程	
【資料 4-2-3】	静岡福祉大学教員任用基準	

静岡福祉大学

【資料 4-2-4】	静岡福祉大学教員任用基準等の採用に関する運用内規	
【資料 4-2-5】	静岡福祉大学教員の任期制に関する規程	
【資料 4-2-6】	静岡福祉大学人事異動内示（教育職員）	
【資料 4-2-7】	令和 3 年度 6 月賞与に対する大学教員人事評価表	
【資料 4-2-8】	静岡福祉大学教員任用基準等の昇任に関する運用内規	
【資料 4-2-9】	教授会議事録（令和 4 年 1 月 12 日）	
【資料 4-2-10】	学生による授業アンケート 資料	
【資料 4-2-11】	授業に関する意見箱への対応について、授業に関する意見記入用紙	
【資料 4-2-12】	令和 3 年度 FD 研修会次第	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	令和 4 年度 静岡福祉大学組織図	
【資料 4-3-2】	SD 研修会 次第	
【資料 4-3-3】	SD 研修会 アンケート用紙	
【資料 4-3-4】	法人本部主催 事務職員研修会 資料	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	静岡福祉大学専任教員の勤務に関する内規	
【資料 4-4-2】	令和 3 年度学校法人静岡精華学園静岡福祉大学との連携による地域課題解決事業費補助金交付要綱及び地域課題解決事業関連資料	
【資料 4-4-3】	「静岡福祉大学における公的研究費等の運営・管理に関する基本方針」「静岡福祉大学公的研究費等の使用に関する行動規範」「静岡福祉大学学術・研究活動における不正防止に関する規程」「静岡福祉大学公的研究費等不正防止計画」「静岡福祉大学における公的研究費等に係る内部監査要領」「静岡福祉大学科学研究費補助金経理事務取扱要領」	
【資料 4-4-4】	令和 4 年度静岡福祉大学委員会等名簿	
【資料 4-4-5】	静岡福祉大学研究計画倫理審査規程	
【資料 4-4-6】	静岡福祉大学「人を対象とする研究・調査」研究倫理審査申請の手引き	
【資料 4-4-7】	静岡福祉大学研究倫理審査一覧（令和 3 年度）	
【資料 4-4-8】	令和 4 年度 静岡福祉大学教員研究費執行方針	
【資料 4-4-9】	令和 3 年度教員研究費予算要求書、令和 3 年度教員研究費にかかる研究報告書、令和 3 年度教員研究費にかかる研究業績報告書	
【資料 4-4-10】	令和 4 年度 静岡福祉大学研究費マニュアル	
【資料 4-4-11】	科学研究助成基金助成金 収支簿（4 人分）	
【資料 4-4-12】	教授会次第、令和 4 年度科学研究費助成事業公募関連事項について	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人静岡精華学園寄附行為	【F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	静岡精華学園法人本部規程集 目次	【F-9】と同じ
【資料 5-1-3】	静岡福祉大学規程集 目次	【F-9】と同じ
【資料 5-1-4】	監査報告書	【F-11】と同じ
【資料 5-1-5】	学校法人静岡精華学園公益通報等に関する規程	

静岡福祉大学

【資料 5-1-6】	学校法人静岡精華学園情報公開規程、静岡福祉大学ホームページ ( <a href="https://www.suw.ac.jp/about/outline.html">https://www.suw.ac.jp/about/outline.html</a> ) 大学紹介>大学概要>情報公開	
【資料 5-1-7】	学校法人運営委員会規程	
【資料 5-1-8】	静岡福祉大学運営協議会規程	
【資料 5-1-9】	静岡精華学園みらい躍進計画 (令和 3 年度～令和 7 年度)	
【資料 5-1-10】	新中期計画「みらい躍進計画」法人本部会議議事録 (第 1 回～第 5 回)	
【資料 5-1-11】	理事会・評議員会資料 (令和 3 年 12 月 14 日)	
【資料 5-1-12】	令和 3 年度地球温暖化対策に対する対応及び「クールビズ運動」の実施について、令和 4 年 2 月 21 日起案文書「体育館及び構内外灯の照明器具の更新について」	
【資料 5-1-13】	倫理・コンプライアンス規程	
【資料 5-1-14】	静岡福祉大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規則	
【資料 5-1-15】	静岡福祉大学危機管理委員会規程	
【資料 5-1-16】	2022 年度 学生便覧 (P123～P140)	
【資料 5-1-17】	災害対策マニュアル (教職員用)	
【資料 5-1-18】	静岡福祉大学防火防災管理規程、令和 3 年度防災訓練実施要領	
【資料 5-1-19】	工事完成検査調査書 (非常用放送設備工事)	
【資料 5-1-20】	防災備蓄品マニュアル	
【資料 5-1-21】	耐震化状況調査、焼津市防災地図、2022 年度学生便覧 (P141～142)	
【資料 5-1-22】	静岡福祉大学新型コロナウイルス感染防止に向けた対応指針、イベント (開催・参加) 許可申請書	
【資料 5-1-23】	静岡福祉大学新型コロナウイルス感染防止に向けた対応指針	
【資料 5-1-24】	静岡福祉大学授業料等の取扱いに関する内規	
【資料 5-1-25】	令和 3 年 8 月 19 日メール「大学拠点接種のご案内について」	
【資料 5-1-26】	令和 3 年度静岡福祉大学 SD 研修会資料	
【資料 5-1-27】	学生サポートセンターだより、2022 年度学生便覧 (P28～P31)	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人静岡精華学園 役員・評議員の概要 (令和 3 年 5 月 27 日現在)	
【資料 5-2-2】	理事会議事録 (令和 4 年 3 月 8 日)、学校法人静岡精華学園役員・評議員名簿	
【資料 5-2-3】	学校法人静岡精華学園寄附行為	【資料 5-1-1】と同じ
【資料 5-2-4】	理事会出欠表、意思表示書	
【資料 5-2-5】	学校法人運営委員会規程	【資料 5-1-7】と同じ
【資料 5-2-6】	私学事業団による経営相談 記録	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人運営委員会規程	【資料 5-1-7】と同じ
【資料 5-3-2】	静岡福祉大学運営協議会規程	【資料 5-1-8】と同じ
【資料 5-3-3】	静岡福祉大学教授会規程	
【資料 5-3-4】	令和 4 年度静岡福祉大学委員会等名簿	
【資料 5-3-5】	静岡精華学園業務連絡協議会規程	
【資料 5-3-6】	学校法人静岡精華学園の定例会議	
【資料 5-3-7】	令和 3 年度杉原理事長と中堅職員との意見交換会 記録	
【資料 5-3-8】	学校法人静岡精華学園寄附行為	【資料 5-1-1】と同じ
【資料 5-3-9】	学校法人実態調査表 (令和 3 年度) 1-(3)役員等の氏名等	
【資料 5-3-10】	令和 4 年度学校法人静岡精華学園監事監査計画書	
【資料 5-3-11】	令和 3 年度監事監査、監査報告書	

静岡福祉大学

【資料 5-3-12】	学校法人静岡精華学園 役員・評議員の概要 (令和 3 年 5 月 27 日現在)	【資料 5-2-1】と同じ
【資料 5-3-13】	理事会議事録 (令和 3 年 5 月 27 日、令和 3 年 9 月 24 日)、評議員会議事録 (令和 3 年 5 月 27 日)、学校法人静岡精華学園役員・評議員名簿	一部【資料 5-2-2】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	静岡精華学園みらい躍進計画 (令和 3 年度～令和 7 年度)	
【資料 5-4-2】	評議員会議事録 (令和 3 年 2 月 24 日)	
【資料 5-4-3】	理事会議事録 (令和 3 年 3 月 29 日)	
【資料 5-4-4】	理事会議事録 (令和 4 年 3 月 8 日)	
【資料 5-4-5】	起案文書 (令和 4 年度当初予算の編成について)	
【資料 5-4-6】	貸借対照表 (令和 4 年 3 月 31 日)	
【資料 5-4-7】	主な財務比率比較	
【資料 5-4-8】	学校法人静岡精華学園資産運用規程	
【資料 5-4-9】	令和 3 年度 資産運用結果報告書	
【資料 5-4-10】	起案文書 (資金運用について (大和証券))	
【資料 5-4-11】	静岡精華学園 学生生徒園児数一覧	
【資料 5-4-12】	2021 年度在籍者数一覧表【社会福祉学部、子ども学部】	
【資料 5-4-13】	起案文書 (遠隔授業の環境構築に向けたセキュリティ強化等整備事業に関する工事請負契約書の締結について (令和 3 年 12 月 20 日、令和 4 年 2 月 2 日))	
【資料 5-4-14】	令和 3 年度 寄付金明細表、補助金内訳表、受託事業	
【資料 5-4-15】	科学研究助成基金助成金収支簿	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人静岡精華学園経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人静岡精華学園経理規程施行細則	
【資料 5-5-3】	学校法人静岡精華学園固定資産及び物品調達規程	
【資料 5-5-4】	学校法人静岡精華学園固定資産及び物品管理規程	
【資料 5-5-5】	流用調書	
【資料 5-5-6】	理事会議事録 (令和 3 年 5 月 27 日、令和 3 年 9 月 24 日、令和 4 年 3 月 8 日)	
【資料 5-5-7】	起案文書 (実習費預り金管理にかかる会計システムの導入について)	
【資料 5-5-8】	監査計画表	
【資料 5-5-9】	各種セミナー申込受付メール	
【資料 5-5-10】	学校法人静岡精華学園監事監査規程	
【資料 5-5-11】	監査報告書	
【資料 5-5-12】	理事会、評議員会の開催状況 (学校法人実態調査表)	
【資料 5-5-13】	令和 3 年度 理事会・評議員会 出欠状況	
【資料 5-5-14】	学校法人静岡精華学園内部監査規程	
【資料 5-5-15】	起案文書 (令和 3 年度学校法人静岡精華学園内部監査計画について)	
【資料 5-5-16】	起案文書 (令和 3 年度学校法人静岡精華学園内部監査結果について)	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	静岡精華学園みらい躍進計画 (令和 3～令和 7 年度)	

静岡福祉大学

【資料 6-1-2】	静岡福祉大学の近未来ビジョン～明日を創るための 10 の主題～	
【資料 6-1-3】	静岡福祉大学学則	【F-3】と同じ
【資料 6-1-4】	静岡福祉大学自己点検・評価委員会規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	令和 3 (2021) 年度 自己点検評価書作成スケジュール	
【資料 6-2-2】	令和 3 年 6 月 2 日 自己点検・評価委員会資料 (自己点検・評価と認証評価について)	
【資料 6-2-3】	静岡福祉大学 ホームページ ( <a href="https://www.suw.ac.jp/about/outline.html">https://www.suw.ac.jp/about/outline.html</a> ) 大学紹介>大学概要>大学機関別認証評価	
【資料 6-2-4】	静岡福祉大学事務組織及び事務分掌規程	
【資料 6-2-5】	各種調査資料	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	PDCA サイクル関連資料一式	
【資料 6-3-2】	令和 3 年 6 月 2 日 自己点検・評価委員会資料 (令和 2 年度自己点検・評価業務における「改善・向上方策 (将来計画)」等一覧表	

基準 A. 地域社会に対する貢献活動

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 地域交流センターの社会貢献活動		
【資料 A-1-1】	静岡福祉大学地域交流センター規程	
【資料 A-1-2】	令和 3 年度地域交流センター学生ボランティア等活動報告	
【資料 A-1-3】	令和 3 年度焼津市放課後子ども教室 (わんぱく寺子屋) 推進事業契約書	
【資料 A-1-4】	令和 3 年度焼津市放課後子ども教室 (わんぱく寺子屋) 推進事業実績報告書	
【資料 A-1-5】	静岡福祉大学静福サロン実施要綱、令和 3 年度静福サロン報告書	
【資料 A-1-6】	焼津市と静岡福祉大学との包括連携に関する協定書	
【資料 A-1-7】	令和 3 年度学校法人静岡精華学園静岡福祉大学との連携による地域課題解決事業費補助金交付要綱、令和 3 年度焼津市放課後子ども教室 (駅前サテライトキャンパス) 推進事業委託契約書	
【資料 A-1-8】	親子ふれあいフェスティバル しずふくみんなでつくる打楽器アンサンブルコンサート チラシ、令和 3 年度親子ふれあいフェスティバル 実施報告書	
【資料 A-1-9】	令和 3 年度親子ふれあいフェスティバル 進行表	
【資料 A-1-10】	焼津市の福祉を考える会 開催要項 (1 回目、2 回目)	
【資料 A-1-11】	認知症カフェ「かすみそうカフェ」 チラシ	
【資料 A-1-12】	焼津商工会議所、大井川商工会及び静岡福祉大学との包括連携に関する協定書	
【資料 A-1-13】	企業向け福祉マインド養成講座 チラシ、実績報告書	
【資料 A-1-14】	地元施設・企業魅力発見バスツアー チラシ、実績報告書	
【資料 A-1-15】	静岡福祉大学と連携を希望する地域課題一覧	
【資料 A-1-16】	しょうがいふくしの仕事	
【資料 A-1-17】	認知症とともに安心して生活できるやさしい街づくり チラシ、アンケート集計	
【資料 A-1-18】	令和 3 年度体力・運動能力調査 (高齢者) ～シニア体力測定会～実施要項	

静岡福祉大学

【資料 A-1-19】	地域の子どもの縁の活性化事業 調査計画	
【資料 A-1-20】	静岡福祉大学 HP「ニュース」、提言書「ディスカバリーパーク焼津館内の総合的なバリアフリー化」	
【資料 A-1-21】	令和3年度焼津市放課後子ども教室推進事業「駅前サテライトキャンパス」実績報告書、放課後子ども教室 案内チラシ	
【資料 A-1-22】	幸せづくり包括連携に関する協定書	
【資料 A-1-23】	2021 相談援助実習配属先一覧	
【資料 A-1-24】	令和3年度地域政策研究・創造事業について、成果報告書「住民に伝わる情報のユニバーサルデザインに関する研究」	
【資料 A-1-25】	令和3年度地域政策研究の成果について	
【資料 A-1-26】	大学ネットワーク会議 次第、開催通知	
【資料 A-1-27】	令和3年度連携大学共同講座の企画について、令和3年度6大学連携共同講座チラシ	
【資料 A-1-28】	令和3年度事業（共同講座）の振り返りについて	
【資料 A-1-29】	令和3年度ふじえだガールズ・ミーティング提言書	
【資料 A-1-30】	令和3年度ふじえだガールズ・ミーティングの活動報告会及び提言発表会のご案内	
【資料 A-1-31】	「アクション～焼津を思い、やいづを想う～」プログラム概要	
【資料 A-1-32】	一般社団法人焼津青年会議所と静岡福祉大学との包括連携に関する協定書	
【資料 A-1-33】	地域交流センター学生スタッフ運営細則	
【資料 A-1-34】	令和3年度地域交流センター 学生スタッフ名簿	
【資料 A-1-35】	福祉講座打合せ記録、資料	
【資料 A-1-36】	ボランティア手帳	
【資料 A-1-37】	新聞交流会チラシ1回～8回	
【資料 A-1-38】	企画展「みんなで知ろう!ハンセン病～生きた証を知ってほしい～」概要（報告）・チラシ	
【資料 A-1-39】	地域交流センター 広報誌	
【資料 A-1-40】	SNS（フェイスブック、ブログ）	
【資料 A-1-41】	令和3年度講演会「思春期・青年期の抑うつとその周辺」案内状、チラシ、参加者名簿	
【資料 A-1-42】	令和3年度講演会 次第、アンケート集計結果	
【資料 A-1-43】	産官学連携推進センターのご案内	
【資料 A-1-44】	令和3年度産官学連携推進センター 相談対応リスト	
【資料 A-1-45】	静岡県高等学校（福祉）初任者研修校及び教科設置校小委員会の開催について、アルファクラブグループ会員様限定フリーマガジン”プラール”（vol.23~26）	
【資料 A-1-46】	静岡福祉大学公開講座規程	
【資料 A-1-47】	令和3年度静岡福祉大学公開講座冊子、チラシ、むるぶ 2021年12月号	
【資料 A-1-48】	令和3年度公開講座受講者数	
【資料 A-1-49】	2021年度学生スタッフアンケート回答	